

の界に至る、其村は南に當り五十間、西五町三十間中條村の界に至る、其村は丑寅に當り十二町十間餘、北五十三間尾崎村の界に至る、其村は丑に當り五十間餘、

○枝村 ○池谷 本村の寅の方中條村の境内を隔て一里三町三十間餘にあり、家數二十九軒、東西一町十三間南北五十五間、又此より子丑の方十二町餘を隔て家數六軒あり、東西二町南北四十五間、共に山中にあり、地面東西二十町二十間餘南北十九町十間餘、東西南北共に中條村の山に界ふ、

○山川 ○信濃川 村の戌の方一町餘にあり、十日町村の界より來り、北に流るゝこと十一町餘、中條村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村北にあり、本組の米を納む、

○神社 ○牛頭天王神社 境内東西七間南 村南にあり、勸請の始を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○眞淨院 境内東西三十二間南 村中にあり、天福山と號す、三島郡西野入村安住寺の末寺曹洞宗なり、天正十九年玄光と云僧の開基なりと云、本尊釋迦客殿に安す、

○神宮寺 境内東西三十一間南 村の未申の方二町にあり、天照山と號す、眞淨院の末寺曹洞宗なり、開基の年代

を詳にせず、本尊釋迦庫裡に安す、

○觀音堂 境内東西一町四十五間 神宮寺の西にあり、六間五尺に六間二尺、南向千手觀音の木像長三尺二寸、脇立廣目毘沙門共に長三尺、行基作と云、相傳て大同二年の草創なりと云、神宮寺是を司る、△二玉門 五間に三間左右に力士の像を安す、長五尺八寸、△稻荷神社 境内にあり、△觀音堂 境内にあり、

○十王堂 境内東西七間南 村中にあり、草創の始を知らず、村民の持なり、

●四日町新田村 此村は慶安三年四日町村の農民新墾せし所なりと云、小千谷陣屋の南に當り行程五里二十三町餘、家數三十六軒、東西三町三十六間南北一町三十間、四方田圃なり、又村の卯辰の方四町餘に家數十一軒あり、東西二町三十六間南北一町二間、五軒新田と云、尾崎村の小名五軒新田に連れり、東三町二間新座、四日町兩村の界に至る、新座村は辰に當り十町十間餘、四日町村は子丑に當り五十間、西一町三十六間北二十間、共に四日町村に界ふ、南四町四十五間十日町村の界に至る、其村まで十二町餘、

●中條村 枝村 城島新田 櫻町新田 團子島新田 峠新田 太子堂 八幡 入山 中條新田 北原新田 市澤

加勝 轟木 魚田川 新水 宇田澤 小千谷陣屋の南に當り行程五里、家數百二十八軒、東西四町三十間、南北九町、東は山に傍ひ、西は田圃にて信濃川に近し、又丑寅の方四町十間餘に家數七軒あり、東西二町南北一町十五間、花水と云、花水の北三十間餘に家數十軒あり、東西一町三間南北二町十一間、梅澤と云、其北二町餘に家數二軒あり、東西一町南北一町、岡と云、東三里八町浦佐組市野江村の山に界ふ、西一里三町沖立村の界に至る、其村は申酉に當り一里三町、南十七町三十五間尾崎村の界に至る、其村は未申に當り十七町三十間餘、北二十一町十九間小千谷組上新田村の界に至る、其村まで二十四町餘、又酉戌の方十五町十七間小根岸村の界に至る、其村まで一里七町餘、もと城島新田と云枝村信濃川の邊にあり、享保六年水災に罹り峠新田・中條新田の民屋に雜居す、又村の酉戌の方に穢多の居所あり、家數四軒、東西十九間南北八間、

○枝村 ○櫻町新田 ○團子島新田 本村の北に連れり此二區舊は信濃川の邊にあり、數水災に罹り享保中此地に移る、櫻町新田家數十六軒、團子島新田家數四軒、東西一町五十二間南北三町四十間、三方田圃なり、

○峠新田 櫻町新田の戌辰の方一町餘にあり、家數十

三軒、東西三町五十六間南北一町四十三間、城島新田の民屋六軒雜れり、四方田圃なり、○太子堂 本村の未の方十一町十間餘にあり、家數七軒、東西一町二十七間南北一町五間、又此より東一町五十間餘に家數十軒あり、東西三町六間南北五十間、共に四方田圃なり、又八幡の民屋に雜居して家數四軒あり、○八幡 本村の午未の方十町四十間餘にあり、家數十軒、東西四町八間南北一町、四方田圃にて東は山に近し、又子丑の方三町餘に家數二軒あり、北の方上原新田の民居に連る、又四日町・尾崎兩村の小名五軒新田の中に家居一軒あり、○入山 本村の辰巳の方一里三町五十間餘にあり、家數十二軒、東西二町南北二町、山中に住す、○中條新田 本村の亥の方十三町二十間にあり、家數十四軒、東西一町三十四間南北二町四十間、城島新田の民屋四軒雜居す、四方田圃なり、萬治中新墾すと云、○北原新田 本村の子丑の方十七町にあり、家數十四軒、東西三町四間南北五十間、四方田圃にて北は溪流に傍ふ、寛文中新墾すと云、○市澤 北原新田の東十町にあり、家數七軒、東西二町南北一町、山中に住し、北は溪流に臨む、○加勝 市澤より卯辰の方八町にあり、家數七軒、東西一町五十五間南北一町三

十間山中に住し、北は溪流に臨む、○轟木 加勝より寅卯の方七町三十間にあり、家數二十一軒、東西一町六間南北三町十間、山中にあり、南は溪流に臨む、○魚田川 轟木の東三十二町二十間にあり、家數十二軒東西五町南北五町山間に散居す、○新水 轟木より辰巳の方二十五町三十間餘にあり、家數二十二軒、東西一町十間南北一町四十間、西南は溪流に傍ひ山中に住す、○宇田澤 新水より辰巳の方十六町三十間にあり、家數六軒、東西三町四十二間南北四十五間、北は溪流に傍ひ山中にあり、○菅沼 宇田澤の卯辰の方三十間にあり、家數十七軒、東西五十二間南北三町三十間、山中に住す、○小貫 菅沼より午未の方十町三十間にあり、家數十一軒、東西一町三十八間南北五町二十間、山中に住す、○枯木俣 小貫より午未の方十町にあり、家數六軒、東西一町十五間南北五町二十五間又此より辰巳の方十町に一區あり、西枯木俣と云、家數四軒、東西三十六間南北三町四十間、共に山中に住す、○上原新田 本村の南一町餘にあり、家居一軒、又此より二里十五町三十間餘、東菅沼の南に家數六軒あり、東西二十二間南北五十間、山新田と云、こゝより卯辰の方六町五十間餘に家數九軒あり、東西二町四

十間南北一町柴倉と云、共に山中にあり、此二區は寬文中新墾せりと云、
○山川 信濃川 村西十二町十間餘にあり、四日町村の境内より來り、北に流ること三十四町四十間餘、上新田村の境内に入る、○飛渡川 枝村枯木俣の奥より源を發し、溪水これに合し山間を成亥の方に流れ枝村市澤の南をすぎ、上新田村の界を西に流れ信濃川に入境内を經ること三里十三町餘、廣三十間計、○池 枝村枯木俣の巳の方三町にあり、東西一町五十八間南北一町五十三間、龍王池と云、
○關梁 橋 村中にあり、長六間幅二間、溪水に架す
○倉廩 米倉 村中にあり、本村の米を納む、
○神社 龍王神社 境内東西五十間南 村東一町二十間餘にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○矢放神社 境内東西十八間 村の戌の方一町十間餘にあり、祭神及勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○八幡宮 境内東西四十間南 枝村八幡にあり、何れの頃の鎮座にか詳ならず、村民の持なり、
○八幡宮 境内東西十五間 枝村北原新田にあり、草創の

年代を知らず、村民の持なり、
○十二神社 境内東西十二間南 枝村魚田川にあり、何れの時の勸請なることを傳へず、村民の持なり、
○六社宮 境内東西三十間南 枝村新水にあり、祭神及鎮座の始詳ならず、村民の持なり、
○寺院 觀音堂 境内東西二間南 村の丑寅の方四町三十間餘にあり、馬頭觀音を安ず、創建の始を知らず、村民の持なり、
○太子堂 境内十五間 四方免除地 枝村太子堂にあり、創建の年代詳ならず、木像長三尺、聖徳太子自作と云、曹洞の僧侶是を司る、
○藥師堂 境内東西十五間 南北十間免除地 枝村菅沼にあり、草創の始を知らず、村民の持なり、
○阿彌陀堂 境内東西五間南 枝村小貫にあり、草創の始詳ならず、村民の持なり、
○古蹟 城跡 村東四町にあり、城山と云、登ること四町餘、東は山に續き南北に溪水流る、頂に本丸蹟あり、東北の方崩れて東西八間、南北十一間あり、申の方一段卑き所に東西七間南北十間、西の方に東西九間南北二十間餘の平地あり、段々に下り平地及堀切の跡

存せり、大井田式部大輔住せし所と云、新座村の條下其と併見べし、藤後中條氏住し、越前守藤資に至て上杉氏に屬せり、藤資が子越前守景資天正十年越中國魚津城に籠り、柴田修理亮勝家・佐佐内藏助成政等と戦ひ打死す、其子與次郎某慶長三年上杉景勝に従ひ、會津に移り、此城廢せしと云、○寺跡 村の辰巳の方二町十間餘にあり、昔西明寺と云寺ありし蹟と云、北條時頼入道諸國行脚の時此寺に休ひしと云、何の頃廢せしにか詳ならず、此邊の溪水を西明寺川と稱ふ、○寺蹟 村の亥の方三町にあり、來迎寺とて時宗の寺ありしが何の頃廢せしか詳ならず、今は田圃となりき、
●沖立村 小千谷陣屋の南に當り行程五里十四町、家數四十八軒、東西三町南北二町、東は岨にて信濃川に近く西は山に連れり、又申の方四町に家數三軒あり、東西二十間南北三十八間、此より申の方七町餘に家數二軒あり東西十二間南北二十八間、東十四町四間中條村に界ひ信濃川を限とす、其村は寅卯に當り一里三町、西三町五間白河領本郡中屋敷村の界に至る、其村まで四町餘、南三町二間公領本郡上新井村の界に至る、其村は申に當り四町餘、北二町一間白河領本郡伊勢平治村の界に至る、其村まで五町十間、又丑の方四町五間友重村の界に至る、

其村まで五町、

○山川 ○信濃川 村東十四町餘にあり、四日町村の境内より丑の方に流るゝこと二十町計、小根岸村の境内に入る、

○神社 ○諏訪神社 境内東西七間南 北六間免除地 村西にあり、勸請の始を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○古跡 ○城迹 村の寅の方にあり、東西二十間南北三十間、何の頃にか下平修理亮某と云者住せりと云、

●小根岸村 小千谷陣屋の南に當り行程四里三十五町、家數十軒、東西十五間南北一町三十間、四方田圃にて東は信濃川に傍ふ、東三町中條村の界に至る、其村は卯辰に當り一里七町餘、西六町白河領本郡上野村の界に至る、其村まで十一町、南六町沖立村の界に至る、其村は未に當り十四町二十間、北一町白河領本郡三領村に隣り、其村際を界とす、又申の方七町白河領本郡伊勢平治村の界に至る、其村まで十三町、

○山川 ○信濃川 村東三町にあり、沖立村の界より來り、北に流るゝこと十町十間餘、三領村の界に入る、

○神社 ○山王神社 境内十間四 方免除地 村南にあり、勸請の始を知らず、村民の持なり、

●友重村 小千谷陣屋の南に當り行程五里、家數十軒、

東西三十間南北一丁三十間、東は信濃川に倚り西は岨に傍ふ、又白河領本郡伊勢平治村に交はり、家一軒あり、東三町南二町共に沖立村の界に至る、其村は未に當り五町、西三十間北二十間共に伊勢平治村の界に至る、其村は西に當り三十間餘、

●寺崎村 小千谷陣屋の南に當り行程四里十八町、家數十軒、東西一町五十八間南北一町十八間、又戌の方十一町に家數十軒あり、東西一町十二間南北一町五間、鹽辛と云舊本村と共に住す、何の頃にか水害を避て今の地に移せりと云、共に山麓に住す、東五間北六間共に白河領本郡木落村の界に至る、其村は巳に當り四町餘、西十二町三間仁田村の界に至る、其村は亥子に當り十三町十間餘、南五町十二間白河領本郡新町新田村の界に至る、其村は申に當り十三町四十間餘、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

●仁田村 何の頃にか仁田莊司と者此地に住せし故村名これに因ると云、今莊司山とて村西にあり、其遺趾と云小千谷陣屋の南に當り行程四里二町、家數十軒、東西一町南北四町、東は山に傍ひ東は田圃なり、又東の方九町三十間に家數十軒あり、東西五十間南北二町八間下原新田と云、此より五町西に家數十軒あり、東西九間

幅二尺餘、野面石なり、上に梵文三あり、下に正平十四年九月下旬道阿敬白と彫付あり、道阿は龍雲寺の住僧なりしと云、詳なることを傳へず、

●野口村 二屋新田 取安新田 根深新田 狸澤新田 小千谷陣屋の南に當り行程四里、家數十軒、東西三町三十間南北一町二十間、西は山に倚り東北は田圃なり、東十六町二十五間上村新田村の界に至る、其村まで十七町二十間、西三十二町十八間、公領本郡仙田村の山界に至る、其村まで一里十町、南一町十五間仁田村の界に至る、其村は午未に當り二町餘、北十四町三十間小千谷組眞人村の界に至る、其村は丑に當り一里、此村舊二十五町計戌の方山中に住し、野平と稱す、用水の便り悪く、天文中澤峠と云所に移り後又此地に移り、今の名に改むと云、

○枝村 ○二屋新田 本村の東三町十間餘にあり、家數十軒、東西三十間南北五十間四方田圃なり、○取安新田 本村の寅の方十一町三十間にあり、家數十軒、東西二町南北一町十間四方田圃なり、○根深新田 本村の東十四町餘にあり、家數十軒、東西一町三十間南北十六間四方田圃なり、○狸澤新田 本村の辰の方十町四十間にあり、家數十軒、東西四十三間南北三十五間四方田圃なり、

南北一町三間共に四方田圃なり、東十一町三十五間小千谷組中新田村に界ひ信濃川を限とす、西二十六町十間公領本郡仙田村の山に界ふ、南九町八間白河領本郡新町新田村の界に至る、其村まで十一町餘、北一町四十間野口村の界に至る、其村は子丑に當り二町餘、又辰巳の方十間白河領本郡木落村の界に至る、其村まで十八町二十間巳午の方一町三間寺崎村の界に至る、其村まで十三町十間餘、

○山川 ○信濃川 村より辰の方十町四十間にあり、木落村の界より來り、三町餘北に流れ野口村の界に入る、

○水利 ○堤二 一は下原新田より未申の方三町餘にあり百間四方、一は下原新田の南にあり、東西百間南北三十七間、

○倉廩 ○米倉 村の辰巳の方にあり、本村の米を納む、

○神社 ○熊野宮 境内東西三間南 北四間免除地 村南にあり、勸請の始詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○藥師堂 境内東西六間南 北五間免除地 村西一町三十間餘にあり、草創の始詳ならず、村民の持なり、

○古蹟 ○寺跡 村西二町五十間にあり、昔此所に龍雲寺と云寺ありしと云、何れの頃廢せしにか詳ならず、今此邊を龍雲寺原と云、○古碑 村中にあり、高四尺

○山川 ○信濃川 村より辰の方二十二町にあり、仁田村の境内より來り、六町三十間餘丑の方に流れ、上村新田村の境内に入る、

○水利 ○堤 村の丑寅の方三町餘にあり、周二町四十分間餘、

○倉廩 ○米倉 村南にあり、本村の米を納む、

●上村新田村 小千谷陣屋の南に當り行程三里二十五町家居一軒、東は信濃川に傍ひ三方田圃なり、東二町三十五間小千谷組下條下組村に界ふ、西四十五間南一町十九間共に野口村の界に至る、其村は西に當り十七町二十間北八町六間小千谷組真人村の界に至る、其村は亥に當り二十一町、

○山川 ○信濃川 村より辰の方二町にあり、野口村の界より來り七町餘、北に流れ真人村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

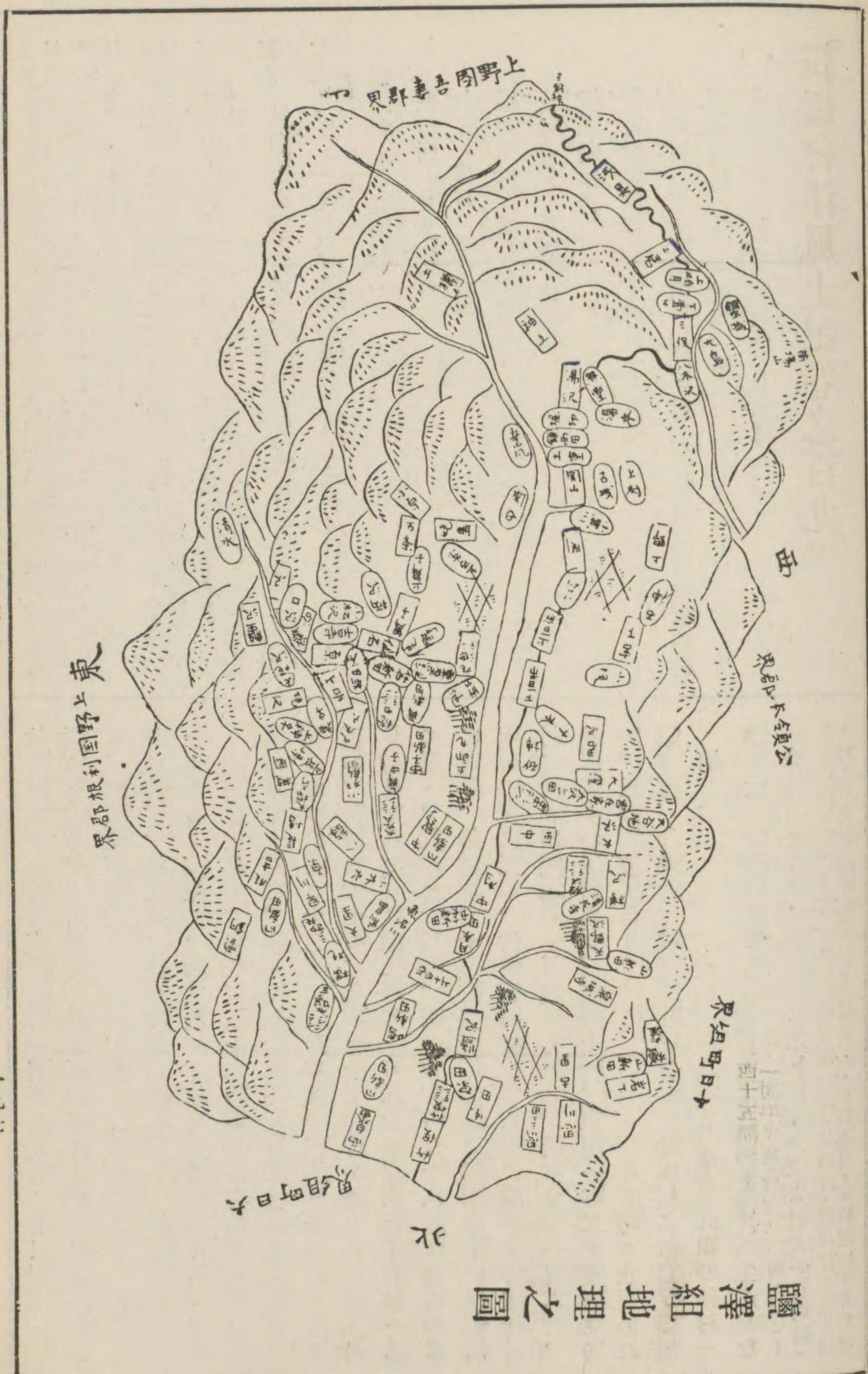
新編會津風土記卷之百九終

新編會津風土記卷之百十

外篇越後國魚沼郡之四

鹽澤組

此地小千谷陣屋の南に當り本郡の南端にあり、東は上野國利根郡に隣り、西は公領本郡に續き、南は上野國吾妻郡に界ひ、北は六日町組に連り、戌亥の方は十日町組に接す、東西八里 東は利根郡の界より西は公領本郡倉下村の山界に至る 南北十二里十八町 南は吾妻郡の界三國峠より北は 八日町組六日町組の界に至る 村東西三方に山繞り、東南は殊に深山なり、中央を魚沼川流れ、東西に村里あり魚沼川・登川等皆山間より流出る、荒川にて時々水災あれども盛夏に至れば常に用水に乏し、三俣村・二居村・淺貝村は尤深山の中にて山畑に稗・蘿蔔を植う、此組の諸村三國街道に住する者多し、旅店を設け駄馬を逐ひ、生産をなし又多く縮布を織出す、留實郷に屬する村十七 鹽澤村・上島新田村・西泉田村・竹俣村・竹俣新田村・片田村・思川村・思川新田村・吉里村・櫛澤新田村・泉城寺村・天野澤村・櫛野澤村・櫛野澤



鹽澤組地理之圖

新田村・中
村・目來田村 早川郷に屬する村七 早川村・雲洞村・枝吉村・長崎
瀧谷 木六郷に屬する村十八 三郎丸村・大里村・小木六村・八龍
杉新田村・大木六新田村・中野村・中野新田村・五郎丸村・中子新
田村・徳田新田村・仙石村・舞子村・丸池新田村・萬條新田村・姥島
新田 關郷に屬する村十 田中村・大澤村・大窪村・君澤村・上一日
村・關 石白郷に屬する村三 湯澤村・神立 郷名を失ふ村三 三俣
二居村 あり、共に上田莊と稱す、總て五十八箇村あり、

鹽澤組上十九箇村
鹽澤村 目來田村
中村 枝村 中村新田
樺野澤村 樺野澤新田村 天野澤村
泉城寺村 枝村 山新田
樺窪新田村
吉里村 枝村 岩下新田 山新田
思川村 思川新田村 片田村 竹俣村 竹俣新田村
西泉田村 枝村 西泉田新田
島新田村 上十日町村 大里村
三郎丸村 枝村 三郎丸新田
鹽澤村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十八町、家

數二百四十一軒、東西三町十間南北九町二十二間、三國
街道を夾み、東西兩頰に連り裏町横町あり、四方田圃な
り、三國街道驛所にて六日町組六日町驛より二十八町
此に繼ぎ、此より二里八町關村驛に繼ぐ、村中に官より
令せらる、掟條目の制札あり、毎月六度の市日あり、多
く縮布を交易す、東八町三十六間島新田村の界に至る、
其村まで十二町、西一町五十四間天野澤村の界に至る、
其村は申に當り十二町、南二町四十四間目來田村の界に
至る、其村まで七町、北四町十三間片田村の界に至る、
其村まで八町、又辰巳の方一町五十四間上十日町村の界
に至る、其村まで三町、亥の方四町五十八間吉里村の界
に至る、其村まで十一町、丑の方四町八間竹俣・竹俣新田
兩村の界に至る、竹俣新田村まで六町、戌の方樺窪新田
村に隣り田圃相雜り界域分ち難し、其村まで一里六町、
北に穢多の居所あり、家數十軒、東西一町二十間南北二
町、三國街道にあり、

○倉庫 ○米倉 村東二町三十間餘にあり、本組の米を
納む、

○神社 ○母呂衣權現社 境内東西十五間半南
祭神詳ならず、勸請の年月をしらず、大運寺是を司る、
○天神社 境内東西十六間半 村中にあり、勸請の始を知

らず、長恩寺塔頭專修院是を司る、

○寺院 ○長恩寺 境内東西五十四間半 村中にあり、信受
山と號す、京師智恩院の末寺淨土宗なり、相傳ふ昔源
空念佛を諸州に弘通せし時、光明房と云弟子當國に來
り竹俣村に一字を營み信受庵と號し、專修念佛を弘む
天文の頃炭嶺と云僧此地に移し、信受を山號とし今の
寺號に改むと云、第三世炭善が時上杉氏の歸依により
頸城郡高田に一字を建立し安養院と號す、今の長恩寺
是なりとぞ、△客殿 十一間に八間半南向、本尊彌陀
立像長一尺八寸、慈覺作と云、脇立觀音勢至安阿彌作
と云、△庫裡 十間に四間半 △樓門 三間半に二間
鐘をかく、鐘徑三尺、元祿十四辛巳年五月十八日越州
魚沼郡上田莊鹽澤村信受山果號院長恩寺十七世住萬蓮
社一譽法水廊然專修院一行稱名院と彫付あり、銘あれ
ども煩はしければ略す、又左右に力士の像を安す、
△住吉神社 境内にあり、△末寺諦隆寺 境内にあり
二尊山と號す、開基の年代詳ならず、本尊彌陀
△塔頭 △專修院 境内にあり、本尊彌陀 △一行院
同上本尊彌陀、△稱名院 同上本尊彌陀、
【寶物】 △五色佛舍利塔 一基光明房齋來りし物と云
△六字名號一幅、源空筆同上 △釋迦像 一軀、長一寸

五分春日作と云、△藥師像 一軀、長三寸三分、慈覺作
と云、△地藏像 一軀、長一寸二分、湛慶作と云、△正
觀音像 一軀、長三寸四分、運慶作と云、△文珠像 一
軀、長一寸一分、以上五軀一厨子に入上杉氏奉納と云、
△鏡 一口、徑一尺二寸八分、上杉氏陣鉦と云、△古文
書 一通、其文如左、

已上
爲寺領荒地之内高五拾石出置候間、可被致開作者也、
仍如件、
慶長十八年
八月十二日
長恩寺 參
山田隼人印

○德昌寺 境内東西四十五間半 村中にあり、物見山と號
す、上野村關興寺の末寺臨濟宗なり、應永中本山二世
覺翁が開基と云、本尊正觀音客殿に安す、
○地藏院 境内東西三十五間 村中にあり、密印山と號す
泉城寺村泉盛寺の末寺眞言宗なり、草創の始詳ならず
本尊地藏客殿に安す、△八幡宮 境内にあり、
○平等寺 境内東西二十間半 村中にあり、解脱山と號す
西本願寺の淨土眞宗なり、もと信州上田にあり、親鸞が
弟子善性と云僧開基し、天正中曉念と云僧此地に移せ
りと云、本尊彌陀客殿に安す、

○藥師堂 境内東西十間南 村中にあり、草創の始詳ならず、修驗寶勝院是を司る、

○大運寺 本山派の修驗なり、八世の祖を快山と云、承應の頃より相續して現在珉快に至ると云、

○舊家 井口祖右衛門 本組の大割元役なり、其先祖を詳にせず、慶長中堀丹後守直寄領地の時、井口彌右衛門と云者此村の肝煎となり、其子善八(松平)上總介忠輝朝臣より手作二百石の地を賜ふ、其後伊豫守忠昌朝臣越後守光長朝臣の時も相續て二百石を領す、寛文中其子九重郎父子大肝煎役となり、又三俣村八木澤口留番所諸品出入の事を任せらる、天和中公領となりし時、九重郎が子兵左衛門大莊屋役を勤め、享保中大割元役となり、相續くこと四代にして今に至ると云、家に古文書數通を藏む、其文如左、

以上

懇申入候、仍鹽澤町肝煎共之儀不相届候ニ付而、最前肝煎を取上申付、井口彌右衛門尉肝煎に申付度旨可然候、以來迄無相違様可被申付候、右之肝煎共自然重而不相届儀出申者、拙者不及申聞由事可被仕候、爲其如此ニ候、恐々□□、

壬八月九日

(堀)
丹後守直寄(花押)

堀甲斐守殿

以上

遣候、仍今度火事ニ付ていづれも百姓共方々へ逃散候に承届候付て得御意候へハ、當年白布御運上御用捨可有之由候、并八木二百石本なをしニかし被遣候、諸役之儀者五年可爲御用捨□□□得其意、罷立候百姓共早速還任仕、當作精を出し候様ニ可申付儀肝要に候、□□、

卯月四日

甲斐守□□(花押)
鹽澤町 井口彌右衛門殿

手作分高貳百石令扶持候、彌無油斷給所共ニ万指引可仕者也、

八月二日

隼人正(花押)

以上

きつと申遣候、其地知行方藏入給人分共念を入納可被申付候、時分之儀候條如此候、以上、

十月四日

隼人正印
井口彌右衛門尉とのへ

以上

慶長十七年の檢地帳を藏む、

○神社 ○四所神社 境内東西十四間南 村中にあり、勸請の始詳ならず、昔八海明神を勸請し、木工雷田大明神と號せしがいかなる故にか今の神號に改めしと云、石鳥居あり、泉城寺村泉盛寺司なり 【舊事雜考】に或記を引て武烈天皇元年に中越後上田莊木來田現すとあり、この神のことに詳ならず、

○中村 枝村 中村新田 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十八町、家數四十五軒 東西一町二十間南北六町十間三國街道に住し、北は目來田村に連り三方田圃なり、東五町二十八間上十日町村の界に至る、其村は北に當り十四町十間餘、西二十七間樺野澤及樺野澤新田兩村の界に至る、兩村まで十町南四町二十四間田中村の界に至る、其村は申に當り四町十間餘、又戌亥の方一町十八間天野澤村の界に至る、其村まで六町五十間餘、

○枝村 ○中村新田 本村の東一町餘にあり、家數六軒 東西二十五間南北一町十間、東は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、

○山川 ○魚沼川 村より辰巳の方一町五十間餘にあり 田中村の境内より來り、丑寅の方に流る、こと十町三十間餘、上十日町村の場内に入る、廣百間計、

○目來田村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十六町家數十軒、東西五十間南北二町二十間、三國街道を夾み南は中村の民居に續き、三方田圃なり、東二町二間上十日町村の界に至る、其村は寅に當り六町餘、西一町四十間餘天野村の界に至る、其村まで六町三十間北三町四十九間鹽澤村の界に至る、其村まで七町莊屋利左衛門が家に

今度其元罷通候付而、種々御馳走令満足候、昨晚川口迄下着仕事候、猶村上へ可申達候、恐々謹言、

七月廿七日

井口善八殿進之

堀丹後守直寄判

手作分高貳百石之諸役懸物等被成御赦免條、郷中之差引無油斷可申付者也、

元和四年午九月十日

永見志摩守印
狛木工允印

井口善八とのへ

手作分高貳百石之諸役懸物等任先代被成御赦免條、郷中之差引無油斷可申付者也、

寛永三年

刁正月廿日

井口善八とのへ

本多七左衛門尉印
岡崎壹岐印

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○榊野澤村 ○榊野澤新田村 此兩村は田圃相交はり界域分ち難し、榊野澤村は小千谷陣屋の南に當り行程十二里、家數四十九軒、東西二町南北三町、又丑寅の方三町に家數二十一軒あり、清長寺と云、東西一町三十間南北二町、榊野澤新田村は榊野澤村より辰巳の方一町にあり、家數十八軒、東西一町十間南北一町三十間、共に西北は山に倚り東南は田圃なり、東は榊野澤新田村より六町三十間中村の界に至る、其村まで十町西は榊野澤村より一里二十町、公領本郡歛柄澤村の山に界ふ、南北は榊野澤新田村より二町三十五間田中村の界に至る、其村は巳に當り三町三十間餘、北は榊野澤村より二十五町鹽澤村の山に界ふ、又未の方榊野澤村より一町四十間大澤村の界に至る、其村まで三町、丑の方榊野澤村より五町三十間天野澤村の界に至る、其村まで八町餘、

○倉廩 ○米倉 榊野澤村の東にあり、本村の米を納む

○神社 ○伊勢宮 境内東西四間南 榊野澤新田村にあり、勤請の年代詳ならず、本は上杉氏より寄附の地ありしと云、今田畝に伊勢免と云字残り、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○龍澤庵 境内二十間 榊野澤村にあり、山號を福

城山と云、上野村關興寺の末寺臨濟宗なり、應永二十一年本山三世不藏が開基なりと云、本尊文珠客殿に安す又文珠の像あり、永祿十年上杉景勝の母堂仙桃院此像を奉納し、祈禱料五十石を寄附ありしと云、鐘樓あり鐘徑二尺三寸天明元辛丑平林鐘吉且當寺十九世願主庵峯と彫付あり銘あれども煩しければ略す、

【寶物】 △古文書 一通其文如左、
門前五間諸役令免許者也、仍如件、
天正五年 朱印

七月晦日

龍澤庵

○清長寺 境内東西二十五間南 榊野澤村の小名清長寺の西山麓にあり、山號を飯盛山と云、關興寺の末寺臨濟宗なり、應永中法弘と云僧開基すと云、本尊正觀音客殿に安す、

○藥師堂 境内東西三間半 榊野澤村にあり、何の頃にか上杉氏草創せしと云、龍澤庵司なり、

○古蹟 ○城迹 榊野澤村より申西の方山上にあり、登ること二町四十間、南は大澤村に屬す、榊湯城と云西北の方山に連り、北に溪流繞れり、頂に本丸の迹あり東西三間半南北三十一間、少し下り帶曲輪あり、幅八間周廻三町、其下に平野の場段々あり、大手口の左右

已の方五町三十間中村の界に至る、其村まで六町五十間餘、

○神社 ○十二神社 境内東西二間南 村中にあり、勤請の年代詳ならず、村民の持なり、

○若宮 境内東西五間南 村の丑寅の方五十間餘にあり、祭神及鎮座の年代詳ならず、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西二間南 村の辰巳の方二町にあり、勤請の始詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○藥師堂 境内東西五間南 村中にあり、創建の初詳ならず、村民の持なり、

○泉城寺村 枝村 山新田 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十三町、家數三十二軒、東西二町十間南北三町二間、西は山に倚る、東六町五十七間鹽澤村の界に至る、其村まで十三町、西十五町三十間榊野澤村の山に界ふ、南八間天野澤村の界に至る、其村まで三町四十間北十町五間、鹽澤村の山に界ふ、

○枝村 ○山新田 本村より申の方三町十間にあり、家數五軒、東西一町十間南北四十間山間に住す、

○神社 ○四所神社 境内東西十六間南 村北一町餘にあり、勤請の年代詳ならず、泉盛寺司なり、

に看樓の迹あり、大手口の石垣陸土居残り、又當時市町の名にや、櫻町・古町・町屋敷など云字あり、丑寅の方四町三十間麓に東西一町南北三町二十間の馬場迹あり、相傳て治承の頃鞠子城とて城太郎資永が舍弟二郎資茂が居城と云、其後上杉景勝の父長尾越前守景住し、景勝も此城にて生れしと云、其時袍衣を納めしと云所城の東一町十間餘にあり、永祿七年政景信州野尻の池にて横死し、家臣栗林次郎左衛門 改むと云、鐵上野助兩人景勝の後見として此城を守る、景勝春日山の城に移りし後は栗林肥前守居住し 天正六年御館亂の時肥前守此城にて北條

方**の兵を防ぎしこと** 夏目定房が記に見ゆ 慶長三年景勝奥州會津に移り、廢城となると云、

○天野澤村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十三町家數五十四軒、東西二町五十間南北一町五十四間、西は山に倚り東は田圃なり、又戌の方三町四十間に家居一軒あり、泉城寺村の枝村山新田の民居に雜れり、東四町五十八間餘、目來田村の界に至る、其村まで六町三十間西三町五間、榊野澤村の山に界ふ、南二町三十間榊野澤及榊野澤新田兩村の界に至る、兩村は未に當り八町餘、北三町二十八間泉城村の界に至る、其村まで三町四十間又寅の方四町八間鹽澤村の界に至る、其村まで十二町辰

○寺院 ○泉盛寺 境内東西十四間南

山號を弘誓山と云、高野山無量光院の末寺眞言宗なり
開山の僧を長胤と云、開基の年代詳ならず、△客殿
十一間に八間、東向本尊大日、△鐘樓 客殿の東にあ
り、二間四面鐘徑三尺一寸五分、正徳六丙申曆六月日
弘誓山泉盛寺傳八十代住瑜伽沙門法印行翁と彫付あり
銘あれども煩しければ略す、

△觀音堂 境内にあり、五間四面東向十一面觀音を安
ず、長一尺二寸、城太郎助國が建立と云、上杉氏の崇
敬厚く若干の地を寄附あり、輝虎も此所にて薙髮せし
と云、慶長三年景勝會津に移りし時、寺僧觀音を奥州
に移さんとせしに觀音の手肩より拔出、僧忽ち悶絶し
堂中より出火し伽藍什物悉く焼亡せしが、其後堂後の
池中より此像出現せしにより村民奇異の思をなし、堂
を建て安置せしと云、

【寶物】 △五大尊畫像 一幅、竹布なり、空海筆と云、
慶長中の火災に罹り焼亡せし所あり、△瀧見如意輪觀
音畫像 一幅、同上

○柗窪新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十三里、家數
四十八軒、東西一町四十二間南北一町三十八間、山上に
あり、東十六町吉里村の界に至る、其村まで一里、西北

は共に十日町組六箇村の山に界ひ、界域分ちがたし、其
村は戌亥に當り一里二十二町、南八町五十間樺野澤村の
山界に至る、其村は巳に當り一里、村民古文書四通を藏
む、其文如左、

急度申遣候、仍上田の妻有筋へ百姓罷走直由聞及候、
若其路次於相通者おさへ置、西猪左門、上村小左衛
門かたへ可注進候へく候、見のかしとをし申におゐ
てハ、其村百姓曲事ニ可申付候間、可成其意候者也、
十月七日
(堀直奇) 丹後守(花押)

とちくほ村 きもいり

(前文闕)可出候、如此申聞上ハ、もし宿なといたし
其許相通候ハ、以來聞付候義、村々くせ事ニ可申
付候、惣別春日の御法度右之通候條、可得其意候者
也、

十月廿一日

丹後守(花押)

以上

於柗窪村ニ人なく候へハ、狀文之村送不成候ニ付而、
萬諸役等ゆるし置候者也、
右仍如件、

元和四年 石原九郎左衛門尉信重(花押)
未ノ十月十日 井口善八家次(花押)

柗窪村

以上

とちくほ村御年貢以下ニ迷惑仕所をたちのき候、此
末之儀者、田地ハ作取、諸役之儀も申付間敷候間、
早々かへり可申候、并未進をも用捨可申候間、其心
中可有候、以上、

三月廿五日

石原九郎左衛門

井口善八(花押)

とちくほ村 百姓中

○吉里村 枝村 岩下新田 山新田 小千谷陣屋の南に當
り行程十一里二十町、家數百十九軒、東西三町南北一町
十間、西は山に傍ひ三方田圃なり、東七町十間片田村の
界に至る、其村まで九町三十間、西五町四十間鹽澤村の
山に界ふ、南二十一町鹽澤村の界に至る、其村は巳に當
り十一町、北二十三町思川・片田兩村の山に界ふ、思川村
は寅に當り一町五十間、

○枝村 ○岩下新田 ○山新田 本村より戌の方十七町

新編會津風土記卷之百十 外篇越後國魚沼郡之四

にあり、家數二十九軒、東西四十間南北一町二十間、
山間に雜居す、

○神社 ○春日神社 境内東西二十四間半 村中にあり、勸
請の始詳ならず、△神職宮薩摩 式部某と云者天和の
頃より神職を勤め、今の神職吉信まで五代なりと云、

○諏訪神社 境内東西十五間南 村西一町餘山麓にあり、
勸請の始詳ならず、村民の持なり、

○白山神社 境内東西五間南 村中にあり、勸請の始詳な
らず、村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西五間南 村南にあり、草創の年
代を知らず、村民の持なり、

○十王堂 境内東西十間半 村中にあり、草創の始詳なら
ず、村民の持なり、

○思川村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十七町、家
數三十軒、東西三町南北一町四十間、東は思川新田村に
連り、西北は山に傍ひ南に田圃あり、西一里十四町吉里
村の山に界ふ、南一町吉里村の界に至る、其村は申に當
り一町五十間、北一里片田村の山に界ふ、又丑寅の方三
町八間六日町組小栗山村の界に至る、其村まで六町五十
間、

未
此
還
位
等

○神社 ○諏訪神社 境内東西五間南 北六間免除地 村西一町餘山麓にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○天昌寺 境内東西三十六間半 南北三十間免除地 村北山麓にあり、飯盛山と號す、雲洞村雲洞庵の末寺曹洞宗なり、相傳ふ長和元年惠心諸州の靈佛を拜せんとて此地に至りし時魚沼川の西に飯を盛れるが如き山あり、紫雲其上を覆へり、怪て其地を尋るに大樹の下に朽たる古佛一軀あり、是を見れば泰澄が作の正觀音の像なり、やがて村民を勸て一字を建立して是を安置し、又自ら脇士及藥師の像を彫刻し、實際と云僧をして守らしむ、因て實際庵と名く、延徳二年一寺を建立し、雲洞庵七世禪實を請て開山とし、雲洞庵に隸す、天正元年今の寺號に改むと云、△客殿 九間に七間半、辰巳の方に向ふ、本尊釋迦又惠心作の藥師を安ず、

○觀音堂 境内三間四 方免除地 村北一町二十間にあり、泰澄作正觀音を安ず、長三尺五寸六分、是惠心が得る所の像なりと云、本州三十三所順禮の一なり、天昌寺是を司る、

○思川新田村 此村慶安中思川村の境内に新墾せし所と云、小千谷陣屋の南に當り行程十一里十五町、家數十八軒、東西二町南北三町、西は思川村に續き、三方田圃なり、東二町片田村の界に至る、其村は辰に當り四町十間

にて片田村に界ふ、其村は亥に當り五町、南は竹俣新田村より二町島新田村の界に至る、其村まで七町、北は竹俣村より六町六日町組小栗山村の界に至る、其村まで十四町、又丑の方竹俣村より八町六日町組六日町の界に至る、其村まで十八町、未の方竹俣新田村より五町十間鹽澤村の界に至る、其村まで六町、

○倉廩 ○米倉 竹俣新田村の北にあり、本組の米を納む、

○神社 ○大六天神社 境内八間四 方免除地 行俣新田村の西にあり、勸請の初を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○福昌庵 境内東西二十五間 南北三十間免除地 竹俣村にあり、山號を翠竹山と云、上野村關興寺の末寺臨濟宗なり、文明中祖融と云僧の開基にて、本山第四世在天を開山とす開基檀那は長尾氏の臣行俣肥前守某なりと云、本尊釋迦客殿に安ず、○金毘羅神社 境内にあり、

○西泉田村 枝村 西泉田新田 小千谷陣屋の南に當り行程十一里、家數五十七軒、東西二町三十間南北二町四十間、東は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東二町十間六日町組東泉田村に界ひ魚沼川を限とす、其村まで三町二十間西四町十間行俣・行俣新田兩村の界に至る、行俣村は西に當り八町十間餘、南三町二十間島新田村の界に至る、其

南四十間吉里村の界に至る、其村は申に當り一町五十間北三町八間六日町組小栗山村の界に至る、其村は丑に當り六町五十間、

○片田村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十八町、家數四十二軒、東西一町十間南北一町二十間、四方田圃なり、又辰の方四町に家數二軒あり原田と云、東一町三十間竹俣・竹俣新田兩村の界に至る、竹俣新田村は巳に當り五町、西一町三十間吉里村の界に至る、其村まで九町三十間、南一町三十五間鹽澤村の界に至る、其村まで八町北二町十三間六日町組小栗山村の界に至る、其村は戌に當り十一町、又戌の方三十間思川新田村の界に至る、其村まで四町十間、

○神社 ○十二神社 境内東西六間南 北八間免除地 村中にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○竹俣村 ●竹俣新田村 此兩村は田圃相交はり界域分ちがたし、竹俣村は小千谷陣屋の南に當り行程十一里十八町、家數二十九軒、東西一町三十間南北三町、竹俣新田村は竹俣村より未申の方一町十間にあり、家數三十四軒、東西一町五十間南北二町十四間、共に三國街道を夾み四方田圃なり、東は竹俣村より二町三十間西泉田村の界に至る、其村まで八町十間餘、西は竹俣新田村の村際

村は未申に當り六町五十間、北一町二十間六日町組六日町村の界に至る、其村まで九町、

○枝村 ○西泉田新田 本村の未の方一町四十間にあり家數十軒、東西一町三十間南北二町四方田圃なり、

○山川 ○魚沼川 村東にあり、島新田村の界より來り丑寅の方に流るゝこと七町計、東泉田村の界に入る、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十三間 南北六間免除地 村中にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西三間南 北七間免除地 枝村西泉田新田にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○島新田村 此村元和中新墾せしと云、小千谷陣屋の南に當り行程十一里十六町、家數三十五軒、東西一町三十間南北二町三十間、四方田圃なり、東七町六日町組東泉田村に界ふ、西三町五間鹽澤村の界に至る、其村まで十二町、南六町四十間三郎丸村の界に至る、其村まで十一町四十間餘、北三町行俣・行俣新田兩村の界に至る、行俣村は丑に當り八町、行俣新田村は北に當り七町、又未の方三町上十日町村の界に至る、其村まで十一町餘、丑寅の方三町西泉田村の界に至る、其村まで六町五十間、

○山川 ○魚沼川 村南五町餘にあり、上十日町村の界より來り、丑寅の方に流るゝこと十四町、西泉田村の

界に至る、其村まで六町、

○倉廩 ○米倉 竹俣新田村の北にあり、本組の米を納む、

○神社 ○大六天神社 境内八間四 方免除地 行俣新田村の西にあり、勸請の初を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○福昌庵 境内東西二十五間 南北三十間免除地 竹俣村にあり、山號を翠竹山と云、上野村關興寺の末寺臨濟宗なり、文明中祖融と云僧の開基にて、本山第四世在天を開山とす開基檀那は長尾氏の臣行俣肥前守某なりと云、本尊釋迦客殿に安ず、○金毘羅神社 境内にあり、

○西泉田村 枝村 西泉田新田 小千谷陣屋の南に當り行程十一里、家數五十七軒、東西二町三十間南北二町四十間、東は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東二町十間六日町組東泉田村に界ひ魚沼川を限とす、其村まで三町二十間西四町十間行俣・行俣新田兩村の界に至る、行俣村は西に當り八町十間餘、南三町二十間島新田村の界に至る、其

南四十間吉里村の界に至る、其村は申に當り一町五十間北三町八間六日町組小栗山村の界に至る、其村は丑に當り六町五十間、

○片田村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十八町、家數四十二軒、東西一町十間南北一町二十間、四方田圃なり、又辰の方四町に家數二軒あり原田と云、東一町三十間竹俣・竹俣新田兩村の界に至る、竹俣新田村は巳に當り五町、西一町三十間吉里村の界に至る、其村まで九町三十間、南一町三十五間鹽澤村の界に至る、其村まで八町北二町十三間六日町組小栗山村の界に至る、其村は戌に當り十一町、又戌の方三十間思川新田村の界に至る、其村まで四町十間、

○神社 ○十二神社 境内東西六間南 北八間免除地 村中にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○竹俣村 ●竹俣新田村 此兩村は田圃相交はり界域分ちがたし、竹俣村は小千谷陣屋の南に當り行程十一里十八町、家數二十九軒、東西一町三十間南北三町、竹俣新田村は竹俣村より未申の方一町十間にあり、家數三十四軒、東西一町五十間南北二町十四間、共に三國街道を夾み四方田圃なり、東は竹俣村より二町三十間西泉田村の界に至る、其村まで八町十間餘、西は竹俣新田村の村際

村は未申に當り六町五十間、北一町二十間六日町組六日町村の界に至る、其村まで九町、

○枝村 ○西泉田新田 本村の未の方一町四十間にあり家數十軒、東西一町三十間南北二町四方田圃なり、

○山川 ○魚沼川 村東にあり、島新田村の界より來り丑寅の方に流るゝこと七町計、東泉田村の界に入る、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十三間 南北六間免除地 村中にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西三間南 北七間免除地 枝村西泉田新田にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○島新田村 此村元和中新墾せしと云、小千谷陣屋の南に當り行程十一里十六町、家數三十五軒、東西一町三十間南北二町三十間、四方田圃なり、東七町六日町組東泉田村に界ふ、西三町五間鹽澤村の界に至る、其村まで十二町、南六町四十間三郎丸村の界に至る、其村まで十一町四十間餘、北三町行俣・行俣新田兩村の界に至る、行俣村は丑に當り八町、行俣新田村は北に當り七町、又未の方三町上十日町村の界に至る、其村まで十一町餘、丑寅の方三町西泉田村の界に至る、其村まで六町五十間、

○山川 ○魚沼川 村南五町餘にあり、上十日町村の界より來り、丑寅の方に流るゝこと十四町、西泉田村の

界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十一間 村より戌亥の方三十間
にあり、元和中勸請せりと云、明慶院是を司る、

○寺院 ○明慶院 本山派の修験なり、元和の頃元英と
云者より現住元從まで七世なりと云、

●上十日町村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十町
家數三十一軒、東西一町二十三間南北二町四間、東は魚
沼川に近く四方田島なり、東二町五十四間大里村の界に
至る、其村は辰に當り十三町西三町九間、目來田村の界
に至る、其村は申に當り六町餘、南五町十一間中村の界
に至る、其村まで十四町十間餘、北二町十間鹽澤村の界
に至る、其村は戌亥に當り三町、又丑の方八町五間島新
田村の界に至る、其村まで十一町餘、

○山川 ○魚沼川 村東三町餘にあり、中村の境内より
來り、十町餘北に流れ島新田村の境内に入る、

○關梁 ○橋 村の戌亥の方二町餘にあり、長五間四尺
幅一間半内川に架す、隣村の通路なり、

○神社 ○五體王子神社 境内東西二間半
神及勸請の始詳ならず、村民の持なり、
村中にあり、祭

○寺院 ○藥師堂 境内東西六間南
北九間免除地 五體王子神社の東にあ
り、草創の始を知らず、村民の持なり、

●大里村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十八町、
家數三十軒、東西一町南北二町、四方田圃なり、東六町
十間三郎丸村の界に至る、其村まで十三町、西六町四十
間上十日町村に界ひ魚沼川を限とす、南二町八龍新田村
の界に至る、其村まで十町、北十六町島新田に界ふ、又
辰の方五町早川村の界に至る、其村まで十町、未の方一
町四間小木六村の界に至る、其村まで三町、

○山川 ○魚沼川 村西にあり、小木六村の界より來り
丑寅の方に流るゝこと十町計、三郎丸村の界に入る、
○登川 村東四町餘にあり、八龍新田村の境内より來
り、戌亥の方に流るゝこと十五町計、三郎丸村の境内
に入る、

○倉廩 ○米倉 村の未の方三十間にあり、本組の米を
納む、

○神社 ○四所神社 境内東西十六間南
北三十二間免除地 村中にあり、勸請
の始詳ならず、△神職小野塚若狹 明和中より攝津某
と云者神職を勤む、今の若狹喜政が父なりと云、
○褒善 ○孝行者つな 此村の農民久左衛門娘なり、寛
政三年米を與て賞しき、

●三郎丸村 枝村 三郎丸新田 小千谷陣屋の南に當り行
程十一里二十二町、家數二十軒、東西一町五十七間南北

新編會津風土記卷之百十一

外篇越後國魚沼郡之四

鹽澤組中十八箇村

雲洞村	枝村	雲洞新田
枝吉村	枝村	一澤 清水
早川村	枝村	蟹澤新田村
長崎村	枝村	澤口
瀧谷村	枝村	吉山新田村
大木六村	枝村	小杉新田村
小木六村	枝村	大木六新田村
中子新田村	枝村	中野村
徳田新田村	仙石村	中野新田村
		十右衛門新田

●雲洞村 枝村 雲洞新田 小千谷陣屋の南に當り行程十
二里、家數五十軒、東西二町二十四間餘南北三町四十五
間、東南は山に傍ひ西北は田圃なり、東二町三十間六日
町組大月村の界に至る、其村は丑寅に當り二町三十間、

新編會津風土記卷之百十終

○山川 ○魚沼川 村北八町四十間餘にあり、大里村の
界より來り、丑寅の方に流るゝこと十二町計、東泉田
村の界に入る、小舟を設て隣村に通ず、○登川 村西
四町五十間にあり、早川村の界より來り、北に流るゝ
こと九町二十間餘、魚沼川に入る、

○神社 ○日光神社 境内東西四間南
北八間免除地 村中にあり、二荒山
の神を祭れり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

二町十三間、辰巳の方早川村に續き、四方田圃なり、又
亥の方三町十間に家數十五軒あり、東西一町三十間南北
二町十三間、横枕と云、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり
東七町三十五間雲洞村の界に至る、其村は辰に當り十一
町二十間、西四町二十五間大里村の界に至る、其村まで
十三町、南は村際にて早川村に界ふ、北九町十八間島新
田村の界に至る、其村まで十一町四十間餘、又丑の方十一
町五間六日町組東泉田村の界に至る、其村まで二十五町、
○枝村 ○三郎丸新田 本村の寅の方七町二十間餘にあ
り、家數二十五軒、東西三十五間南北三町五間、四方
田圃なり、

西四町十五間早川村の界に至る、其村まで四町十間餘、南四町三十四間枝吉村の界に至る、其村は未だ當り八町北九町三十九間六日町組東和泉村の界に至る、其村まで十一町二十間、又戌亥の方七町三間三郎丸村の界に至る其村まで十二町、莊屋次郎右衛門が家に慶長三年の檢地帳を藏む、

○枝村 ○雲洞新田 本村の西三町餘にあり、家數十五軒、東西一町二十間南北四十五間、四方田圃なり、

○山川 ○金城山 村の辰巳の方にあり、山の形狀金字に似たる故舊金狀山と云、後今の文字に改めしと云雜木多し、東は六日町組中川・永松兩村の山に續き、西南は長崎村に界ふ、

○神社 ○藏王神社 境内東西三間南北四間免除地 村より辰巳の方一町三十間にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、雲洞庵是を司る、

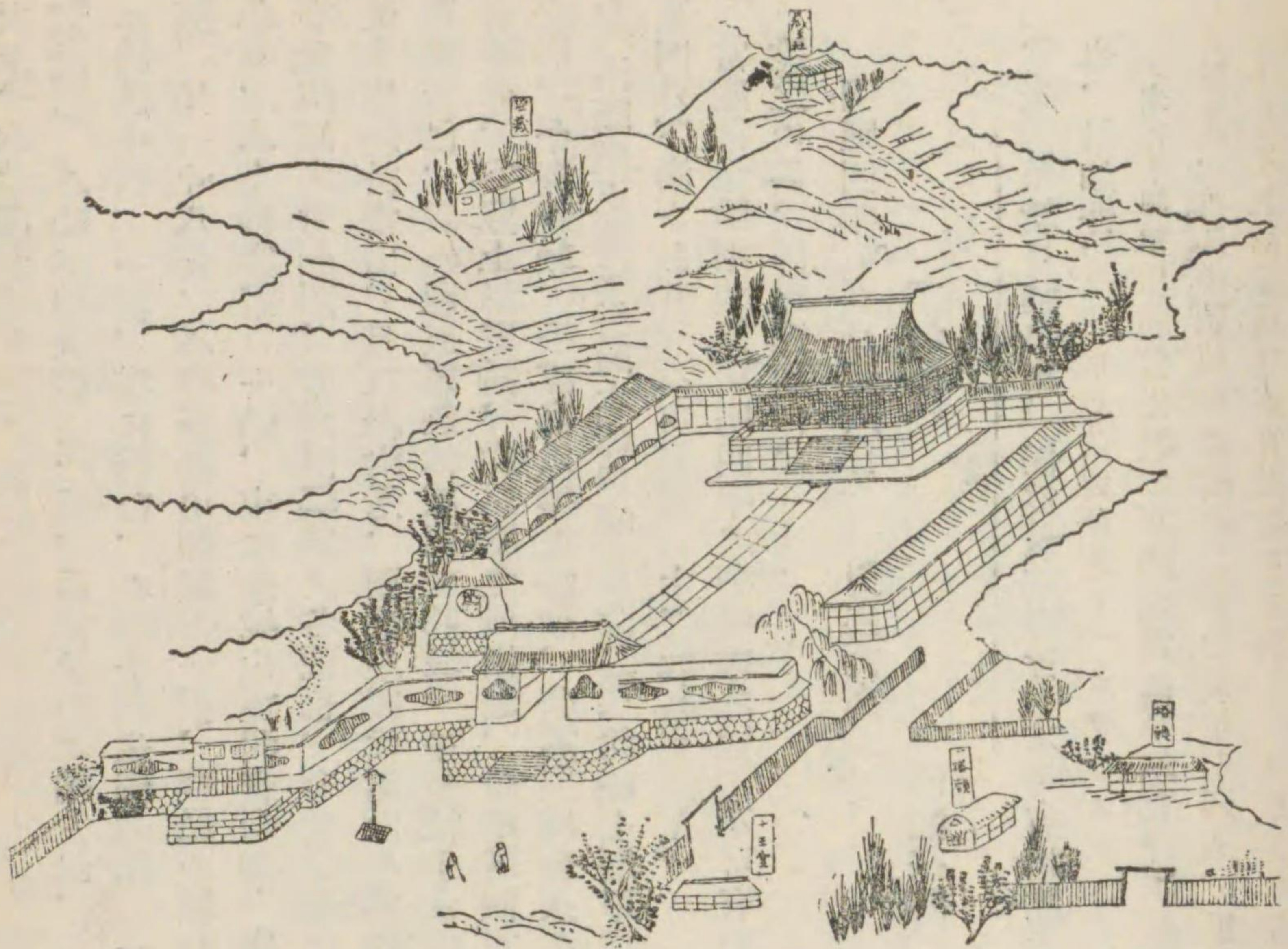
○寺院 ○雲洞庵 境内東西一町二十四間南北一町免除地 村の辰巳の方山麓にあり、山號を金城山と云、本州村上耕雲寺の末寺曹洞宗にて本郡七十九箇寺の録所なり、相傳ふ本は律宗にて養老中藤原房前公先妣の冥福の爲に草創し、雲洞寺と號す、承久中順徳院祈禱の二字の宸筆を賜ふ、應永二十七年上杉安房守憲實殿堂を修理し、永享元年耕雲

寺の僧顯憲を請て開山とす、是曹洞禪の第一世なり、憲實後此山に隱遁し雲洞庵主と號す、因て改て雲洞庵と稱し、上杉氏代々の菩提所となり、若干の寺領あり第十世の僧を北高といふ、武田信玄の請に應じ、信州岩村田龍雲寺を建立し、元龜三年千人結制を執行せしと云【甲陽軍鑑】には法興に作る 十三世通天は謙信・景勝と云 上杉謙信と問答の事もあり 二代の歸依僧にて、天正十四年勅特賜慧普明禪師の繪旨并紫衣を賜ふ、上杉氏奥州に移りし後衰廢に及はんとせしに、慶安元年越後守光長朝臣、東照宮の御牌を安じ、茶湯免を寄附あり、△制札 門外北の方にあり上杉景勝より建る所なり、其文如左、

禁制

- 一 於雲洞庵領内致殺生事
 - 一 於寺内參詣之輩致放火事
 - 一 於境内山林竹木猥伐採事
 - 一 松杉 壹本ニ付 金三兩
 - 一 雜木 一本ニ付 金壹兩
 - 一 草并柴木一荷ニ付 金百疋
 - 一 一竿野菜栗柿梨子等同斷
- 右條、書違背之輩於有之者、御公儀え御斷次第急度籠舍申附、依其品々科料金可爲出者也、

雲洞庵圖



天正十四年戊戌九月十一日 直江山城守
△下馬札 制札の南にあり、△下乘札 門外南の方にあり、△山門 二間半に二間、左右に力士の像を安ず額は海北禪林亮廓書とあり、△客殿 十三間に十間、西向本尊釋迦春日と云、長一尺二寸、脇立阿難迦葉祈禱の牌を懸く、即順徳院の宸翰なり、東照宮の御牌開基高岩長棟憲實木像不識院謙信法名覺上院景勝法名の靈牌あり、△小方丈 客殿の南にあり、十間に九間、△庫裡 小方丈の西に續く、十七間に九間、△禪堂 客殿の北にあり、七間半に六間、△衆寮禪堂の西にあり、九間に六間、△鐘樓 衆寮の南にあり、二間四面鐘徑三尺一寸、維時元祿四年現住引璨湖延と彫付あり、△經藏 客殿の東山上にあり、二間四面、△十王堂 境内にあり、△房前公先妣墓 客殿の東にあり、△宇佐美駿河定行墓 同上定行は上杉謙信の長臣頸城郡琵琶島の城主にて隱なき名將なり、永祿七年七月五日故有て信州野尻池にて長尾政景と共に溺死す、當寺に葬り、法名を養勇庵主良勝俊公と云、寛永の頃までは當寺の寶物に、定行が一代人數を下知したる軍配團扇并長刀ありしと云、
△塔頭 △桂昌軒 境内にあり、本尊藥師、△威音庵

同上、本尊觀音

【寶物】△蜀江錦袈裟 一頂、房前公の奉納と云、△肉着舍利 一粒、塔に納む、△印子誕生釋迦像 一軀、長一寸八分、△曼荼羅尼師壇 一張、藕絲の繡物なり、△上杉家譜 一軸、末に金城山雲洞寶刹者、慶字大禪師之所開闢、而魚沼渠魁之名藍也、有故上杉家世々建牌於當山、且以祿附焉、爾來星霜代謝而今空餘舊跡而已、雖然祖風薰叢林威德普邦域、予來往于當山者多年、嘗覽上杉家譜、從爲蠹魚所損滅、予不堪懷古之切、今製新軸、手謹寫以捧之法席、伏冀與精舍永久也、洛陽道正菴家從岡本輝理頓首九拜書、元祿七曆甲戌夏四月下澣とあり、△古文書 十二通其文如左、當庵御免船兩艘任文明四年之御奉書之旨、不可有相違之由候、仍執達如件、

明應四年乙卯五月廿八日 對馬實高

雲洞庵 參 沙彌宗勝

當庵御免船月脇舟事、任爲景判形旨、不可有相違者也、仍如件、

永正十四年

九月六日

雲洞庵

妙壽 (花押)

當庵領越州頸城郡苅田并福光事、以同國上田庄馬場鄉內相澤分、如御競望令相博候、然者御收務不可有相違候、此段可得尊意候、恐惶敬白、

六月廿日 拜進 雲洞庵 衣鉢侍者禪師 (上杉) 藤原顯定 (花押)

改年之御吉兆雖事舊候、多幸と云、更不可有盡期候、依爲御祝儀紅燭一合廿丁給之候、目出祝着之至、忝令存候、抑去年以來向河越城、公方様被立御旗、日夜無御油斷、殊可有御賢察候、爲御祈念、當夏被爲□御僧候歟、簡要奉存候、委曲へ使僧口上申述候間不能詳候、恐々敬白、

三月十六日 拜覆 雲洞庵 侍者禪師 德真 (花押)

當庵之御事善實へ御與奪之由披露仕候、雖然今日迄は是非不被申候間、次長慶庵事、善際書記可有掃治由、尊意尤心得申候、此段可被得尊意候、敬白、

六月十日 拜復 雲洞庵 侍者御中 左京亮景清 (花押)

改年之儀并御入院之御祝詞兩様以御代僧役仰儀候、御進物則令披露御返事執進之候、仍私へ越布二端拜

領目出欽悅之至候、自何以役任前住之貴命被成當寺之御燒香候、於我々も大慶満足候、何様爰元□□御祝儀追而可申入候、此趣宜令得尊意給候、恐惶敬白、

五月四日

雲洞庵 衣鉢侍者禪師 參河守房將 (花押)

爲改年之儀以代僧尊簡目出快悅候、特白布二端給之候、御懇志之至祝着候、仍扇子一本進之候、表儀計候、此趣可令得尊意給候、恐惶敬白、

六月十八日

雲洞庵 衣鉢侍者禪師 藤原兼政 (花押)

追而此趣永昌院へ可有御傳説候、

御法幢之模様承度候砌、御使僧祝着候、殊參徒五百餘相集之由、誅和尙之威風雖不及申候、分國之御宗門規矩二候之間、御商量極此度候、畢竟毎日之參學、又一夏之間、古則無疎略様二、雲衆御呵責專要候、委曲期來信候、

四月十一日

龍雲寺 尊報 (武田) 信 玄 (花押)

態呈一封候、抑其以往遙久不能拜顔、積鬱不少候、仍

就最乘寺一回之入院與因定律兩寺問答之儀、并亂因茲不得尊意而不叶子細候、去御老躰去炎天之時分、旁以雖御苦身痛入候、無據候條早速馬駕可爲本望候、委曲自大泉和尙可有奏達候條、不能重説趣可得尊意候、恐惶敬白、

六月十三日

龍雲寺 衣鉢閣下 (武田) 勝 頼 (花押)

爲代替御祝儀青銅百疋贈給畏悅之至候、猶目出彌可得尊意候、恐々謹言、

卯月廿二日

雲洞庵 貴報 (上杉) 景 勝 (花押)

如例年青陽之祝詞被仰越候、目出珍重候、猶餘慶永日可申承旨可令得尊意給候、恐々敬白、

正月廿九日

雲洞庵 尊報 景 勝 (花押)

御老師遠行二付而先日申達候、然者貴庵之事如何共彌々繁昌候様御工夫專一候、爰元相應之儀蒙仰、不可有疎意候由、可得尊意、恐惶敬白、

追而御遺言之由二而天目送給候、恐悅候、以上、

六月十九日

景勝 (花押)

雲洞庵 叅尊報

○藥師堂 境内東西四間南
北五間免除地 村中にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○寶教院 本山派の修驗なり、先祖寶仙と云者より相續て七世にして現住元貞に至りしと云、

●枝吉村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里四町、家數二十五軒、東西二町十間南北三町五十間、四方田圃なり東十六町雲洞村の山界に至る、其村は丑に當り八町、西五十五間早川村に隣り其村際を界とす、南は村際にて長崎村に界ふ、其村まで三町四十間餘、北は三郎丸村に界ひ田圃相交界分ちがたし、其村まで十二町餘、又村より成の方早川村の境内を隔て、十町に家數三軒あり、原と云、東西五十間南北一町十間、四方田圃なり、地面東西二町二十間南北四町、東南は共に早川村に交はり、西は大里村に界ひ、北は三郎丸村に接す、

○關梁 〇橋 村中にあり、長十間幅四尺、溪流に架す、

○神社 〇八龍神社 境内東西四間南
北八間免除地 村中にあり、勸請の年代詳ならず、村中の持なり、

○寺院 〇十王堂 境内東西三間南
北七間免除地 村中にあり、草創の始を知らず、雲洞村雲洞庵司なり、

の山に交れり、

○山川 〇大明神山 枝村清水の北十八町計にあり、登ること三十町計雜木多し、〇卷機山 マキノダ 清水の丑の方一里十九町計にあり、登ること一里二十町餘雜木あり、

〇わりめき山 清水の丑寅の方三十町にあり、登ること一里二十町餘、檜松樹あり、〇あづま山 清水の辰巳の方一里餘にあり、登ること一里十八町、藤原村と峯を界とす、〇檜倉山 ヒノクラ 清水より巳の方二里十八町計にあり、登ること一里二十町餘、藤原村と峯を界とす、檜雜木多し、〇大烏帽子山 清水の南三里計にあり、登ること一里三十町餘、東南は藤原村及湯檜會村の山に連れり、本郡の條下に詳なり、〇登川 清水の南大烏帽子山より源を發し、一里二十町餘山中をすぎ、北に流れ蟹澤新田村の界に入り、長崎村の境内を経て又本村の界に入り、村西二町五十間餘を十一町餘北に流れ三郎丸村の界に入る、廣四十間餘、〇池 清水の未の方馬峠の中にあり、東西十五間南北二十間、

○關梁 〇清水口 清水の村中にあり、馬峠を越上州利根郡に通ず、木戸門を設け往來を察せしむ、

○倉廩 〇米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 〇伊勢宮 境内六間四
方免除地 村中にあり、勸請の始を知

●早川村 枝村 一澤 清水 小千谷陣屋の南に當り行程十二里、家數四十二軒、東西四町五十七間南北五町十八間、戌亥の方三郎丸村に續き四方田圃なり、東三町十七間雲洞村の界に至る、其村まで四町十間餘、西三町五十四間大里村の界に至る、其村まで十町、南三町三十六間長崎村の界に至る、其村は巳に當り四町十間餘、北は三郎丸・枝吉兩村と田圃相雜はり境界分ちがたし、枝吉村は辰に當り五十間餘、

○枝村 〇一澤 本村より未の方長崎・瀧谷兩村の境内を隔一里十五町餘にあり、家數十一軒、東西一町二十八間南北二町六間、山間にあり、地面東西十八町南北三十一町三十間餘、東西北は瀧谷村の山に界ひ、南は土樽村の山に交はれり、〇清水 本村の南長崎・姥澤新田・蟹澤新田三箇村の境内を隔二里にあり、家數三十二軒、東西一町五間南北一町五十五間、山中に住し西は登川に臨めり、又北の方一里十三町に家數九軒あり、姥澤と云、東西三十間南北一町山間に住す、丑の方三十五町に家數二軒あり、蟹澤と云、山間に住し、北は蟹澤新田の民居に連れり、地面東西九里計、南北五里計、東南は共に沼田領上野國利根郡藤原村・湯檜會村の山に界ひ、西は土樽村の山に接し、北は姥澤新田村

ならず、村民の持なり、

○伊勢宮 境内東西五間南
北六間免除地 村中にあり、勸請の始を知らず、村民の持なり、

○十二宮 境内東西十二間
南北十間免除地 枝村一澤にあり、勸請の初を知らず、村民の持なり、

○寺院 〇十王堂 境内東西六間南
北四間半免除地 村中にあり、草創の始を知らず、村民の持なり、

○古蹟 〇城蹟 枝村清水より巳午の方五町餘にあり、九折にて登ること三町七曲と云、本丸の蹟東西二十五間南北一町、麓に二の丸の蹟あり、東西二町四十間南北一町五十五間、東北に溪流遶り、西は登川に臨めり元弘の頃新田氏の一族里見鳥山の族住し、永祿の頃上杉謙信家族長尾伊賀守某ここに居住せしと云 天正六年
北上野の兵、三郎景虎が加勢として伊賀守が城を圍みしこと、夏目定房が記にあり、

○舊家 〇彌左衛門 清水口の番守なり、先祖安部彌左衛門と云者慶長の頃より此口を守れりと云、家系詳ならず、家に古文書數通あり、其文如左、

尙々其元偏に頼入候以上、
急度以書札申入候、仍當地あはさハ百姓共欠落其元へ參候、御意見候て此方へ罷歸候様被成可給候、

當年中諸役儀ゆるし可申候間、此筋目其身共ニ被仰候て、早々作前に候間、御返し頼入候、爰元御用も候ハ、可被仰下候、如在申間敷候、恐々謹言、
壬三月五日
羽筑後守□□(花押)
忍越前守能之(花押)

安彌左衛門様
參御中

以上
急度申遣候、仍其口かけおち仕候百姓候ハ、とらへ可任遣候、一かとほうひ可仕候、もし油斷候て相過候者、其村中曲事可申付候、くハしき義西猪左衛門かたゞ可申越候者也、
三月廿二日
丹後守
(堀) 直寄(花押)

肝煎中

以上
急度申遣候、仍人□爲奉行兩人其地へ遣候條、可得其意候、若百姓脇道候て越し候ハ、其村可爲曲事者也、
十月七日
村きもいり
丹後守(花押)

以上
急度申遣候、仍清水越を堅令停止候間、たれく者

成共通候ハ、うち取可申候、則さいほう之儀者其者に可令扶助候條、可有其心得候、又自然清水越通候由申候者在之者、重て聞届次第に其在之者共、可加成敗候者也、
九月二十日
丹後守
直寄(花押)

清水村百姓中

尙以山川共右同前候、諸役不入可有之候以上、急度申遣候、前々諸役不入之書物有定而、我等之代官仕内も右同前ニ可有之、就而者御領分ノ欠落之者其口通候者、からめ取符中へ可申上候、若見逃候て罷通候以來□人も於有之者、其村へ曲事ニ可被仰付候、以上、
刁ノ六月八日
原田次郎左衛門尉吉(花押)

蟹澤村 清水村

以上
急度申遣候、仍其方儀壹人去之事ニ候間、役義令用捨候間、何方もらう人共引こし在付可申候、人數何ほどあつめ置候共、役義等申付間敷候、爲其如此者也、
申ノ二月十五日
かい守□(花押)

彌左衛門尉との

以上
其村諸役之儀必前々差置候間、致堪忍此跡之様ニ走人々改以下油斷在之間布者也、
元和五年十月二日
星野 又 八 成(花押)

德井太郎右衛門尉□(花押)
梅原平兵衛長(花押)
加賀平左衛門尉長(花押)
奥田左太郎□(花押)
しみつの彌左衛門尉

以上
急度申遣候、仍當村之儀役令用捨候條、成其意關東口人改之儀、可入念事肝要候、仍如件、
卯月十九日
甲斐守□(花押)

清水村 與三右衛門殿 又六殿

清水口留之儀堅相改、欠落之人於有之者、おさへ置可申上候、扱又役等之儀、如前々可爲御赦免者也、仍如件、
元和八年戌霜月廿五日
平岡次郎右衛門(花押)
岡上甚右衛門(花押)

彌左衛門との 太郎左衛門との

●長崎村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里四町、家數六十軒、東西一町四間南北十二町十二間に散居す、又丑寅の方六町に家數八軒あり、槻岡と云、東西一町十間南

北一町五十間、申の方六町に家數三軒あり、大福寺と云、東西一町南北一町三十間、未の方十町四十間に家數十五軒あり、上神字と云、東西一町八間南北二町、南の方五町に家數四十八軒あり、上長崎と云、東西三町南北八町二十間散居す、共に東は山に傍り三方に田圃あり、東一里二十八町計六日町組永松村の山に界ふ、西三町五十間、大木六村に界ひ登川を限とす、其村まで十九町三十間、南十町姥澤新田村の界に至る、其村まで十五町三十間、北三町四十六間枝吉村に隣り其村際を界とす、又戌の方四町二十間八龍新田村の界に至る、其村まで六町、亥の方三町二十五間早川村の界に至る、其村まで四町十間餘、山川 ○金城山 村の東北二町にあり、北は雲洞村に屬し、東は永松村と峯を界ふ、山中の岩窟に藥師堂の像を安ず、○登川 村西にあり、蟹澤新田村の境内より來り、北に流るゝこと一里計早川村の界に入る、
○水利 ○堰二 共村南にて登川を引き田地の養水とし下流溪水に注ぎ、數派となし數村の養水とす、
○神社 ○天神社 境内十六間 村中にあり、勸請の初詳ならず、明和中まで長保四年の鰐口ありしと云、石鳥居あり、大福寺司なり、
○諏訪神社 境内十間 小名上長崎にあり、勸請の時代詳ならず、石鳥居あり、大福寺司なり、

○寺院 ○大福寺 境内東西三十間南 小名大福寺にあり、横江山と號す、高野山無量光院の末寺眞言宗なり、開山は聖德太子にて蘇我馬子の草創と云、舊無本寺なり萬治中無量光院に隸す、又治承の頃良長と云僧住し、門徒七院を開基す、光明寺・般若院・大泉院・連住房・華藏院・地藏院・東安寺これなり、後兵亂のため漸くに衰へ、光明寺のみ残り六院皆頽廢す、延享二年般若院大泉院を再建せりと云、△客殿 十二間半に八間、西向本尊彌陀聖德太子作長一尺八寸四分、△鐘樓 客殿の前にあり二間に一間半、鐘徑三尺一寸、安永七戊戌歲七月廿一日談林開基良賢と彫附あり、銘あれども煩はしければ略す、【寶物】 △十二天畫像 十一幅、狩野元信筆と云、慶長中上杉氏會津に移りし時住僧も共に移り、梵天の一幅を携ひ行きしと云、△鎗 一本、堀丹後守寄附の物と云、△門徒 △光明寺 境内にあり、本尊不動、△般若院 境内にあり、本尊觀音、△大泉院 般若院の南に並べり、本尊地藏、

○槻岡寺 境内東西五十間南 北二十七間免除地 小名槻岡の北山足にあり、千手山と號す、曹洞宗雲洞村雲洞庵の末寺なり、承保の頃槻岡外記と云者其家居を捨て庵室とし、慶長元年長尊と云僧再建し今の寺號に改むと云、本尊釋迦客殿

に安す、鏡一口あり、徑二尺四寸、享保十三戊申年林鐘吉日と彫付あり、銘あれども煩はしければ略す、
○觀音堂 境内東西十二間 南北十間免除地 槻岡にあり、觀音長二尺行基作と云、もとは永保中草創の棟札ありしと云、槻岡寺司なり、

●姥澤新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里十町、家數二十三軒、東西一町十五間南北三町、又南の方二町三十間に一區あり、上姥澤と云、家數十二軒、東西一町南北二町十間、共に東は山に倚り三方田圃なり、東五十間西五十八間、北五町三十間共に長崎村の界に至る、其村は戌亥に當り十五町三十間、南十五町十間早川村の枝村清水の地に界ふ、

●蟹澤新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十三里、家數三軒、東西五十間南北五十五間、東は山に倚り西は登川に傍ひ山間にあり、東一町南四町一間、共に早川村の枝村清水の地に界ふ、西一町十間瀧谷村に界ふ、北十四町長崎村の界に至る、其村まで一里二町、
○山川 ○登川 村西一町餘にあり、早川村の枝村清水の地より來り、北に流るゝこと一町二十間計、長崎村の界に入る、
●瀧谷村 枝村 澤口 小千谷陣屋の南に當り行程十二

里三十町、家數四十一軒、東西四町南北五町、西北は山に倚り東は登川に近し、又寅の方七町に家數十一軒あり、神宇と云、東西一町南北二町、西は登川に傍ひ東に田圃あり、東十三町四十二間長崎村に界ふ、西二十町三十六間舞子村の山に界ふ、南二十町三間早川村の枝村一澤の地に界ふ、北三十間大木六村の界に至る、其村は戌亥に當り三十町、又辰巳の方二十一町蟹澤新田村の界に至る、其村まで二十三町三十間餘、

○枝村 ○澤口 本村より巳の方十七町にあり、家數十八軒、東西二町南北二町二十間、東は登川に傍ひ三方に山遶れり、

○山川 ○登川 村東二町十間にあり、早川村の枝村清水の境内より來り、北に流るゝこと一里十五間計、大木六村の境内に入る、

○關梁 ○橋 村中にあり、長六間幅四尺溪流に架す、
○神社 ○十二神社 境内東西二十間南 枝村澤口にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○不動堂 境内東西十間南 村西にあり、草創の初詳ならず、不動長一尺三寸、泰澄作と云、村民の持なり、
●大木六村 此村養老中鎌足公本國所領の頃は日記録村と云しとぞ、小千谷陣屋の南に當り行程十二里二十二町

家數七十五軒、東西四町南北七町、四方田圃なり、又巳の方十二町に家數十八軒あり原と云、東西一町二十間南北一町八間、南北は吉山新田村に續き、東南は田圃なり辰の方二十町三十間に家數六軒あり小松澤と云、東西四十五間南北一町、東は登川に近く西南は山に傍ひ、北に田圃あり、東十七町三十間長崎村の界に至る、其村まで十九町三十間、西三十町十間舞子村の界に至る、其村は未申に當り二十一町三十間、南三十六間吉山新田村の界に至る、其村まで三十間餘、北一町六間八龍新田村の界に至る、其村まで四町餘、又辰の方二十町三十間瀧谷村の界に至る、其村まで三十町、申の方八町十間仙石村の界に至る、其村まで十五町、戌の方六町大木六新田村の界に至る、其村まで十町、亥の方村際にて小杉新田村に界ふ其村まで二町二十間、

○山川 ○登川 村より辰の方十九町三十間にあり、瀧谷の界より來り、戌亥の方に流るゝこと十六町計、八龍新田村の界に入る、○串川 村より申の方八町餘にあり、仙石村の境内より來り、北に流るゝこと八町餘、小杉新田村の境内に入、廣七間、

○神社 ○八龍神社 境内東西五間南 北七間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、石鳥居あり、村民の持なり、

○伊勢宮 境内東西九間南 八龍神社の辰巳の方にあり、勸請の年代を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○龍泉院 境内東西十六間南 村中にあり、鬼伏山と號す、雲洞村雲洞庵の末寺曹洞宗なり、寛正中尻高龜鬼丸と云者養父新三郎某が爲に草創し、雲洞庵三世柎間を請て開山とし、長慶庵と號し三十貫文の地を寄附せしと云、寛永の頃にや今の寺號に改めしとぞ、本尊彌陀客殿に安ず、

【寶物】 △古文書 一通其文如左、

奉寄進 越後國上田庄早河郷北方之内、并大窪名之内御恩之地合參拾貫文之處、お養父新三郎爲菩提彼長慶庵お致建立、爲雲洞庵之末庵彼庵に奉寄進所實也、若坡庵□等に於違亂之子孫者可爲不孝候、別帯に坪付お認渡申所也、仍爲後日寄進狀如件、

寛正四年ひつしの 八月廿二日

尻高 平龜鬼丸 代關田 平實綱(花押)

越後國上田庄木六郷長慶庵之寄進狀

○觀音堂 境内東西三間半 村中にあり、草創の始を詳にせず、村民の持なり、

○古蹟 ○城跡 村中にあり、尻高氏居城の迹と云、一

町四方計水田となり、西方に土手の形少く残り、

●吉山新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里二十三町、家數五十一軒、東西二町二十四間南北七町二十四間南は山に傍ひ、大木六村の小名原に連り三方田圃なり、又南一町餘に家數五軒あり吉寺と云、東西二十八間南北四十六間、北は大木六村の小名原に連り、東は大木六村に隣り、田圃相雜り界域分ちがたし、其村は北に當り三十間餘、西五町五十八間仙石村の界に至る、其村まで十三町三十間餘、南は村際北一間共に大木六村に界ふ、

○神社 ○熊野宮 境内東西二間南 村中にあり、勸請の初

を知らず、鳥居あり、安樂寺司なり、

○寺院 ○安樂寺 本山派の修驗なり、先祖詳ならず、正保中大勝院某と云者中興してより七世にして今に至りしと云、

●小杉新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里一町、家數十四軒、東西一町四間南北一町五十間、四方田圃なり、東一町十二間八龍新田村の界に至る、其村まで三町二十間餘、西二町大木六新田村の界に至る、其村まで四町十間餘、南三町大木六村の界に至る、其村は巳に當り二町二十間、北は小木六村に隣り、田圃相雜はり境界分ちがたし、其村は丑に當り十町、又巳の方二町二十間に

らず、村民の持なり、

●小木六村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十八町家數二十九軒、東西一町南北二町十間、四方田圃なり、又亥の方一町十間に家數七軒あり前島と云、東西一町南北二十五間、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東一町十間八龍新田村の界に至る、其村は巳に當り四町、西五町大木六新田村の界に至る、其村は未申に當り十町、南四町小杉新田村の界に至る、其村は未に當り十町、北七町五十間上十日町村の界に至る、其村は戌亥に當り十町、又戌の方四町五十五間中野・中野新田兩村の界に至る、兩村まで十三町三十間、丑の方一町七間大里村の界に至る、其村まで三町、

○山川 ○魚沼川 村の戌亥の方三町四十間にあり、中野・中野新田兩村の界より來り、丑寅の方に流るゝこと一町四十間計、大里村の界に入る、小船を以て隣村に通ず、○串川 村より未の方五町にあり、中野・中野新田兩村の界より來り、一町四十間計戌亥の方に流れ魚沼川に入る、廣七間、

○神社 ○二所神社 境内東西五間南 村中にあり、勸請の年代を知らず、村中の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西五間南 村中にあり、草創の始

一區あり、家數四軒、東西三十五間南北四十間、南は大木六村に續き、三方田圃なり、

○山川 ○串川 村西一町にあり、大木六村の境内より來り、巳の方より屈曲して戌亥の方に流るゝこと五町餘、中野・中野新田兩村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

●八龍新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里、家數四十七軒、東西一町十五間南北一町二間、四方田圃にて東は登川に近し、東十三間長崎村の界に至る、其村は辰に當り六町、西三町十間小杉新田村の界に至る、其村まで三町三十間餘、南三町四十四間大木六村の界に至る、其村まで四町餘、北一町小木六村の界に至る、其村まで四町、

○山川 ○登川 村東にあり、大木六村の境内より來り北に流るゝこと八町餘、大里村の界に入る、

○神社 ○熊野宮 境内東西六間南 村北にあり、鎮座の年代詳ならず、△神職阿部和泉 四代の祖を莊大夫某と云、天和の頃より神職を勤めしと云、

○石動神社 境内東西七間南 村中にあり、鎮座の年代詳ならず、阿部和泉これを司る、

○諏訪神社 境内東西八間南 村中にあり、鎮座の始詳な

詳ならず、村中の持なり、

●大木六新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里一町家數十軒、東西一町十五間南北一町二十四間、四方田圃にて東は串川に近し、東三町二間小杉新田村の界に至る其村まで四町十間餘、西二町北一町三間、共に中野・中野新田兩村の界に至る、兩村は戌に當り二町十間餘、南一町二十間中子新田村の界に至る、其村は未甲に當り三町二十間餘、又辰の方四町大木六村の界に至る、其村まで十町、丑寅の方六町十七間小千谷六村の界に至る、其村まで十町、

○山川 ○串川 村東二町二十間にあり、仙石村の界より來り、丑寅の方に流れ屈曲して西に折れ境内を經ること十一町、中野・中野新田兩村の界に入る、

●中野村 ●中野新田村 此兩村は田圃相雜はり、民家雜居す、小千谷陣屋の南に當り行程十二里、家數二十七軒、東西一町南北一町三十間、西北は魚沼川に傍ひ東南は田圃なり、東六町六間小千谷六村の界に至る、其村は辰に當り十三町餘、西三町北二町三十間共に中村の界に至る、其村は亥に當り七町三十間、南四十八間中子新田村の界に至る、其村まで二町四十間餘、又辰の方十一間大木六新田村の界に至る、其村まで二町十間餘、申の方三

十八間五郎丸村の界に至る、其村まで八町二十間餘、

○山川 ○魚沼川 村北二町三十間にあり、五郎丸村の境内より來り丑寅の方に流るゝこと十町計、小千谷六村の境内に入る、○串川 村東三町十間餘にあり、大木六新田村の境内より來り、戌亥の方に流るゝこと三町計、小千谷六村の境内に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西八間南 村中にあり、勸請の始を知らず、村民の持なり、
○聖天神社 境内東西八間南 村中にあり、勸請の始を知らず、村民の持なり、

●中子新田村 枝村 十右衛門新田 小千谷陣屋の南に當り行程十二里、家數二十三軒、東西一町十九間南北五町二十三間、四方田圃なり、東は舞子村に隣り田圃相雜はり境界分ちがたし、其村は未に當り九町四十間餘、西三十二間五郎丸村の界に至る、其村まで二町十間餘、南五十九間徳田新田村の界に至る、其村まで六町、北一町三間中野・中野新田村の界に至る、兩村まで二町四十間餘、又丑寅の方一町十一間大木六新田村の界に至る、其村まで三町二十間餘、

○枝村 ○十右衛門新田 本村の申の方九町餘にあり、家數十四軒、東西一町九間南北一町三十二間、四方田

圃なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十間南 村の辰巳の方二十間餘にあり、勸請の始を知らず、鳥居・幣殿・拜殿あり、正

覺寺是を司る、
○稻荷神社 境内東西九間南 村中にあり、勸請の始詳ならず、正覺寺是を司る、

○寺院 ○正覺寺 當山派の修驗なり、九世の祖を玄覺坊と云、慶長中より相續て今に至りしと云、

●徳田新田村 此村何の頃にか仙石村の境内に新墾せしと云、小千谷陣屋の南に當り行程十二里二十一町、家數十四軒、又仙石村の民家一軒雜居す、東西一町南北二町四方田圃なり、東南は共に仙石村に隣り、田圃雜はり境界分ちがたし、其村は南に當り四町、西は村際にて舞子村に界ふ、其村は申に當り五町十間、北一町中子新田村の界に至る、其村まで六町、又家數十八軒仙石村に雜居す、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十四間南 村中にあり、勸請の始詳ならず、石鳥居あり、村民の持なり、

●仙石村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里二十五町、家數七十軒、又徳田新田村の民屋二軒雜居す、東西三町二十六間南北二町十三間、東南は山に近く、西は舞子村

に連れり、又寅の方に連り家數十一軒あり、仙石新田と云、又徳田新田村の民屋七軒雜居す、東西三十間南北二町五十四間、丑の方五町五十間餘に家數六軒あり、前田

原と云、東西三十二間南北四十四間、四方田圃なり、辰の方十一間に家數二十六軒あり、柄澤と云、徳田新田村の民屋九軒雜居す、東西一町二間南北三町五十八間、山間にあり、東七町十四間吉山新田村の界に至る、其村まで十三町三十間餘、南八町五十六間舞子村の山に界ふ、北は徳田新田村に隣り、田圃相交はり界域分ちがたし、其村まで四町、又寅の方六町五十間大木六村の界に至る其村まで十五町、又家居一軒、徳田新田村に雜居す、

○山川 ○串川 源は村の辰巳の方羽黒清水より出數派の溪流これに注ぎ串川となり、村東を北に流るゝこと二十三町計大木六村の界に入る、廣七町計、

○關梁 ○橋二 一は村東四町五十間餘にあり、長五間幅四尺、一は村より丑の方五町餘にあり、長六間幅六尺共に串川に架す、隣村の通路なり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○十二神社 境内東西十五間南 村より丑の方二十間にあり、勸請の年代を知らず、石鳥居あり、村民の持なり、

○羽黒神社 境内東西十五間南 小名柄澤の南三十間にあり、勸請の初詳ならず、村民の持なり、

○八幡宮 境内東西六間南 村中にあり、勸請の年代を知らず、△神職細谷式部 細谷出雲某と云者明暦中より神職を務む、今の式部正吉まで六代なりと云、

○諏訪神社 境内東西六間南 村南三十間にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○薬師堂 境内東西二間南 村中にあり、草創の初詳ならず、曹洞の僧侶是を司る、

○観音堂 境内東西十四間南 薬師堂の東にあり、草創の初を知らず、曹洞の僧侶是を司る、

○十王堂 境内五間四 村中にあり、草創の初詳ならず、村民の持なり、

○観音堂 境内東西六間南 小名柄澤にあり、草創の初を知らず、村民の持なり、

○阿彌陀堂 境内東西二十間半 小名前田原の南一町十間にあり、草創の初を知らず、村民の持なり、

○古蹟 ○城迹 村より巳の方七町餘にあり登ること四町十間計、頂に平行の地あり、東西二十間南北一町二十間、東の方少し下り平場あり、永祿の頃上杉七郎某

と云者住し串湯城と稱へしと云、
 ○褒善 ○善行者太右衛門 寛政十一年米を與て賞しき、

新編會津風土記卷之百十一 終

新編會津風土記卷之百十二

外篇越後國魚沼郡之四

鹽澤組下二十一箇村

舞子村 萬條新田村 姥島新田村 丸池新田村
 大澤村 枝村 大澤新田
 君澤村 大窪村 下一日市村
 上一日市村 枝村 小刈
 宮野下村 上野村 關村 關山村 湯澤村
 神立村 土樽村
 三俣村 枝村 八木澤
 二居村 淺貝村

●舞子村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里二十七町、家數二十七軒、東西二町二十四間南北二町六間、東南は山に傍ひ西北に田圃あり、東は仙石村に連れり、又申の

方四町三十間餘に家數十一軒あり上舞子と云、東西四十二間南北三町十四間、東南は山に傍ふ、丑の方十二町三十間に家數十二軒あり舞中子と云、東西一町五十五間南北五十二間、西北の方中子新田村に連れり、東南は田圃なり、亥の方二町四十間に家數十三軒あり舞新田と云、東西一町十間南北二町四間、四方田圃なり、戌の方九町五十間餘に家數六軒あり芝野と云、東西五十一間南北一町五十四間、四方田圃なり、申の方十七町三十間餘に家數七軒あり下萬條と云、東西四十二間南北一町五十四間、東は萬條新田村に續き、三方に田圃あり、未の方八町二十間餘に家數三軒あり小原と云、東西十四間南北二町、西は萬條新田村に續き山麓に住す、西十三町二十間丸池新田村の界に至る、其村まで十六町五十間、南二里三十町計土樽村の山に界ふ、北は中子新田村に隣り、田圃相交はり界域分ちがたし、其村は丑に當り九町四十間餘、又申の方姥島新田村に界ひ、田圃相交はり界域分ちがたし、其村まで二十町三十間餘、未の方萬條新田村に隣り田圃相交はり界域分ちがたし、其村まで十二町二十間餘、山川 ○飯士山 村南一里七町計にあり、頂まで二十五町計、楢・ぶな・雜木多し、土樽村・神立村・關山村と境を接す、

○水利 ○堰 村の亥の方にて魚沼川を引き、田地に漑ぎ、下流數派となり、舞子村仙石村徳田新田村の養水とす、

○神社 ○石神社 境内東西四十間 南北十間免除地 小名上舞子の南にあり、天文五年寶林寺五世一岳大和國より勸請せりと云石鳥居あり、寶林寺是を司る、

○寺院 ○寶林寺 境内東西三十二間半 南北三十二間免除地 小名上舞子の辰巳の方にあり、飯士山と號す、曹洞宗雲洞村雲洞庵の末寺なり、文明三年上野村關興寺の僧在天が開基にて法林庵と號し、關興寺に隸し臨濟宗なり、永祿八年雲洞庵十二世玄林こゝに住し、雲洞庵の末寺曹洞宗となり享保中今の寺號に改と云、△客殿 十一間半に八間半

東向、本尊彌陀、△鐘樓 客殿の丑寅の方にあり、一間半四面鐘徑二尺九寸越後國魚沼郡上田莊舞子村寶林寺貞璩記焉維時明和三丙戌稔秋彼岸日と彫付あり、銘あれども煩はしければ略す、

【寶物】 △傳記 一軸其文如左、法林庵傳記、

于時文明三辛卯三月廿七日棟上
客殿庫裏新造立 施主 長尾 細矢 今井
大工數四百人棟梁羊右門 由右門 辰七 九郎
兵衛 藤兵衛

文明十二庚子正月五日遷化
開基在天和尙是は筑の前務生人也
長享元丁未三月十一日遷化
二代眞龍和尙是は當國の生人也
明應六丁巳七月九日遷化
三代源中和尙是は奥州玉林村の生人也
永正十三丙子九月五日遷化
四代玄道和尙是は出生不詳
五代乙岳和尙是は大和岡の生人也
同代寺再造立 于時天文三甲午六月三日棟上
大工數四百一十一人棟梁三次郎 施主惣且中
八郎 七太夫 甚太夫 木引喜右門
加藍寺宇の守護神と成し玉ふ而
石神大明神 于時天文五丙申年大和國從勸請申也
乙岳代
本地觀世音なり 同年新宮造立 大工數五十二人なり
同年九月十九日御遷宮申事 并酒等惣村中イ可振舞事
住持守事なり
天文十二癸卯五月廿日遷化
一岳和尙
弘治元乙卯二月十七日遷化
六代古流和尙 是は同國同生の人也
○觀音堂 境内東西九間南
北五間免除地 村中にあり、草創の初詳ならず、村民の持なり、

○萬條新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十三里十五町家數二十八軒、東西四十間南北三町二十間、東南は山に倚り西に田圃あり、東は舞子村に界ひ界域分ちがたし、

西一町北二町十間、共に舞子村の界に至る、其村は丑に當り十二町二十間餘、南一町三十二間姥島新田村の界に至る、其村は未に當り二町餘、又村の東一町四十間餘に家數十一軒あり小原と云、東西一町南北一町五十間、東は舞子村の小名小原に連り、三方田圃なり、

●姥島新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十三里二町、家數五十八間、東西二町五十六間南北四町四十間、山麓にあり、西北は田圃なり、東三十間萬條新田村の界に至る、其村は丑に當り二町餘、西九町二十七間關村の界に至る、其村まで十四町五十間餘、南は村際にて舞子村に界ふ、其村は丑寅に當り二十町三十間餘、北七町四十一間丸池新田村の界に至る、其村まで十二町三十間餘、

○山川 ○魚沼川 村の戌の方四町餘にあり、關村の境内より來り、十七町餘北に流れ、上一日市村の境内に入る、

●丸池新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十二里十八町家數五軒、東西一町三十間南北二町、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東三町二十三間舞子村の界に至る、其村まで十六町五十間、西一町五十一間下一日市村の界に至る、其村まで五町二十間餘、南四町五十間姥島新田村の界に至る、其村まで十二町三十間餘、北三町五郎丸村の

界に至る、其村まで七町三十間餘、
○山川 ○魚沼川 村より申の方一町二十間にあり、下一日市村の界より來、六町四十間北に流れ、五郎丸村の界に入る、

●五郎丸村 枝村 坪池 小千谷陣屋の南に當り行程十二里二町、家數五十二軒、東西二町三十二間南北三町四十七間、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東一町十八間、南二町十間共に中子新田村の界に至る、其村は東に當り二町十間餘、西一町四十八間北一町三十三間、共に田中村に界ひ魚沼川を限りとす、又寅の方七町十八間、中野・中野新田兩村の界に至る、兩村まで八町二十間餘、申の方六町四十八間丸池新田村の界に至る、其村まで七町三十間餘、

○枝村 ○坪池 本村より未申の方一町二十間餘にあり家數二十九軒、東西一町四十八間南北二町三十九間、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、

○山川 ○魚沼川 村西にあり、丸池新田村の境内より來り、丑寅の方に流るゝこと九町餘、中野・中野新田兩村の境内に入る、

○神社 ○白山神社 境内東西十一間 南北五間免除地 村の亥の方二十間にあり、勸請の始を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○羽黒神社 境内東西十間南
北八間免除地 村西二十間餘にあり、勸請
の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西七間南
北八間免除地 枝村坪池にあり、鎮座の始
を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

●田中村 枝村 田中新田 小千谷陣屋の南に當り行程十
二里、東西二區に住し、其間五十間を隔つ、西の一區家
數三十五軒、東西一町一間南北二町六間、東の一區家數
十三軒、東西一町南北二町十間、東に三國街道あり、又
此村の東北に續き、中村の境内に家居一軒あり、共に四
方田圃なり、東は村際にて中村に界ふ、其村は實に當り
四町二十間餘、西四十間大澤村の界に至る、其村まで二
町四十間餘、南三町五十五間五郎丸村に界ひ、魚沼川を
限りとす、北十間樺野澤、樺野澤新田兩村の界に至る、樺
野澤新田村は亥に當り三町四十間餘、

○枝村 田中新田村 本村より未の方二町餘にあり、
家數十二軒、東西二町南北一町三十、東は魚沼川に傍
ひ南は君澤村の小名十木に續き、北は大澤村の枝村大
澤新田に連り、西は田圃なり、

○山川 魚沼川 村の巳の方一町五十間にあり、君澤
村の界より來り、丑寅の方に流るゝこと十七町計、中
村の界に入る、

と云、

○神社 諏訪神社 境内東西四間南
北三間免除地 村中にあり、勸請の
年代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 觀音堂 境内東西九間南
北六間免除地 宮在家の戌亥の方一
町餘山腰にあり、永祿の頃にや樺野澤の城主栗林肥前
守此地に寺を建て正宗寺と號す、慶長中上杉氏封を會
津に移せし時、寺僧も共に移り其寺破壊す、村民其跡
に此堂を建立せしと云、村民の持なり、

●君澤村 大窪村 此兩村は田圃相交はり境界分ち難
し、小千谷陣屋の南に當り行程十二里二十町、君澤村は
南北二區に住す、其間四町餘を隔つ、南の一區家數四十
二軒、東西一町四十間南北二町五十間、西は山に傍ひ、三
方田圃なり、又東の方七町四十間に家數三十軒あり、十
木と云、東西十五間南北六町、三國街道に傍ひ東は魚沼
川に近く西南は田圃にて、北は田中村の枝村田中新田に
連る、北の一區家數十七軒、東西一町南北四十間、西は
山に傍ひ、北は大窪村に續き東南は田圃なり、大窪村家
數八軒、東西五十間南北一町、東は田圃にて西は山に傍
ひ、南は君澤村に續き、北は大澤村の小名宮在家に連る、
東は君澤村より六町十二間丸池新田村に界ふ、西は君澤
村より二里、公領本郡當間村の山に界ふ、南は君澤村よ

○關梁 橋 村南一町三國街道小川に架す、長五間幅
八尺、

○寺院 觀音堂 境内二間四
方免除地 東の一區にあり、草創の
年月詳ならず、村民の持なり、

●大澤村 枝村 大澤新田 小千谷陣屋の南に當り行程十
二里一町、家數六十八軒、東西二町六間南北一町五十八
間、西は山に傍ひ三方田圃なり、又未申の方四町三十間
餘に家數六軒あり、東西一町南北十二間宮在家と云、西
は山に傍ひ、南は大窪村に連り東北は田圃なり、申西の
方十四町三十間餘に家數八軒あり、東西十二間南北二町
大谷内と云、山中に住す、東一町二十五間田中村の界に
至る、其村まで二町四十間餘、西一里三十間、公領本郡
歙柄澤村の山に界ふ、南四町五十間君澤・大窪兩村の界
に至る、大窪村は未に當り四町五十間、北一町十間樺野
澤・樺野澤新田兩村の界に至る、樺野澤村は北に界り三
町、

○枝村 大澤新田 本村より巳の方五十間にあり、家
數二十三軒、東西一町四十二間南北一町、南は田中村
の枝村田中新田に連り、三方田圃なり、

○山川 瀧 村の申の方二十八町餘山中にあり、高三
丈餘、溪流を注ぐ、傍に石像の不動を安ず、因て不動瀧

り四町四十六間下一日市村の界に至る、其村まで八町二
十間餘、北は大窪村の村際にて大澤村に界ふ、其村は丑
に當り四町五十間、

○山川 魚沼川 君澤村の東六町餘にあり、下一日市
村の界より來り、丑寅の方に流るゝこと一町十間餘、
田中村の界に入る、

○倉廩 米倉 君澤村の南の一區の丑寅の方にあり、
本村の米を納む、

○神社 諏訪神社 境内東西九間南
北五間半免除地 君澤村の南の一區に
あり、勸請の初詳ならず、村民の持なり、

○二所神社 境内東西十五間
南北五間免除地 大窪村の西にあり、勸請の
初を知らず、村民の持なり、

○寺院 藥照寺 境内東西二十二間半
南北四十間免除地 君澤村の南の一區
より三十間餘西山足にあり、覆重山と號す、六日町組
藤原村法音寺の末寺眞言宗なり、寛徳二年に善壽と云
僧開基せしとぞ、寶曆中より法音寺に隸す、本尊藥師
客殿に安ず、

○觀音堂 境内東西六間南
北五間免除地 小名十木にあり、勸請の初を
知らず、村民の持なり、

●下一日市村 小千谷陣屋の南に當り行程十三里十八町
家數五十五間、東西三十間南北五町三十間、三國街道を

夾み、東は魚沼川に近く四方田圃なり、東三町丸池新田村の界に至る、其村まで五町二十間餘、西二町十二間宮野下村の界に至る、其村は申に當り二町四十間餘、南三十間上一日市村の界に至る、其村は未に當り一町十間、北二十三間君澤・大窪兩村の界に至る、君澤村まで八町二十間餘、又巳の方三町十六間姥島新田村の界に至る其村まで八町五十間、

○山川 ○魚沼川 村東二町計にあり、上一日市村の界より來り、丑寅の方に流るゝこと五町五十間計、君澤村の界に入る、

○寺院 ○法授寺境内十六間 四方免除地 村中にあり、若宮山と號す、六日町組余川村寶珠院末寺眞言宗なり、開基の年代詳ならず、本尊彌陀客殿に安ず、○觀音堂 境内にあり、

○上一日市村 枝村 小苺 小千谷陣屋の南に當り行程十三里二十町、家數十九軒、東西二十四間南北一町三十間三國街道を夾み、東は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東五町二間姥島新田村の界に至る、其村は辰に當り七町五十間、西二町四十間宮野下村の界に至る、其村まで三町餘南六町四十九間關村の界に至る、其村まで七町二十間餘

に至る、其村は未甲に當り十三町二十間、北三町十七間、下一日市村の界に至る、其村は寅に當り二町四十間餘、

○神社 ○石打神社境内東西五間南 北四間免除地 村西三町三十間餘山麓にあり、治替の頃勸請せりと云、鰐口を懸く、徑九寸餘、伊勢州安西郡田端上□□干嘗應永二年四月八日記□と彫付あり、鳥居あり、村民の持なり、

○上野村 小千谷陣屋の南に當り行程十四里、家數四十二軒、東西二町十二間南北三十間餘、西は山に倚り東に田圃あり、東二町北三町、共に關村の界に至る、其村は東に當り三町五十間餘、西一里九町計、公領本郡倉下村の山に界ふ、南三町三十間關山村の界に至る、其村は巳に當り五町二十間、

○寺院 ○關興寺境内東西四十間南 北二十間免除地 村西山麓にあり、山號を最上山と云、鎌倉圓覺寺の末寺臨濟宗なり、本は關興庵と號し關山の境内にあり、應永十一年覺翁と云僧草創し、上野國柴宿泉龍寺白唾を請て開山とす、坂戸城主長尾六郎房長堂宇を建立す、永享八年房長が吹舉にて足利持氏寺領百二十貫文并境内山林を寄附す、

第四世在天が時長尾肥前守房景再建してより長尾氏代代修造を加へ七堂伽藍備り、越後・越中・能登・佐渡・信濃五箇國の惣本寺にて、末寺三百箇寺ありしに、(永カ)文祿三

北三十六間下一日市村の界に至る、其村まで一町十間、

○枝村 ○小苺 本村の未の方二町三十間餘にあり、家數二十五軒、東西一町五十二間南北一町四十三間、四方田圃にて東は魚沼川に近く、三國街道に住す、

○山川 ○魚沼川 村東三町餘にあり、關村の境内より來り、丑の方に流るゝこと七町計、下一日市村の間内に入る、

○神社 ○天神社境内東西八間南 北十間免除地 村西にあり、勸請の始詳ならず、村民の持なり、社の傍に高四尺餘幅一尺餘の石あり、四面に一尺餘の圓相を彫り、中に梵文あり土俗瘡佛と稱す、病人此に祈誓し平癒の後圓石を供ふ、疣瘡ある者、尤應ありと云、舊は四所明神とも稱せしとぞ、

○宮野下村 小千谷陣屋の南に當り行程十三里二十一町南北二區に住し、其間五町十間餘を隔つ、南の一區家數二十四軒、東西一町十二間、南北一町四十二間北の一區家數十九軒、東西一町南北二町、共に西は山に傍ひ三方田圃なり、又村の西三町三十間餘に家數三軒あり小坂と云、東西三十三間南北五十間、西は山に倚り三方田圃なり、東六町上一日市村の界に至る、其村まで二町四十間餘、西一里、公領本郡當間村の山に界ふ、南三町四間餘關村の界

年兵火に燒亡し、慶長中上杉氏奥州に移封の時住持天祥從行き其後衰廢し今の地に移り、寛延中寺號に改めしと云、△客殿 十三間に九間、東向本尊釋迦、△庫裡 客殿の北にあり、九間に六間、△鐘樓 客殿の東にあり、二間四面鐘徑二尺七寸餘、享保十六龍在辛亥稔相月十一奠當山四十二世嗣祖沙門匡山等大謹銘と彫付あり、銘あれども煩はしければ略す、△輪藏 鐘樓の南にあり、三間半四面、△開山堂 客殿の東南にあり、五間四面、△阿彌陀堂 境内にあり、○諏訪神社 同上 ○稻荷神社 同上

○塔頭 △嘉祥庵 境内にあり、本尊彌陀、

○關村 小千谷陣屋の南に當り行程十四里、家數七十六軒、東西四十間南北三町三十間、三國街道を夾み、東は魚沼川に近し、四方田圃なり、又亥の方十町二十間に家數五軒あり石神と云、東西四十間南北五十間、西は山に傍ひ三方田圃なり、南の方一町四十間に家數十二軒あり小黒川と云、東西二十間南北一町四十間、四方田圃なり、巳の方十四町四十間に家數四軒あり、關谷新田と云、東西十五間南北一町、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、三國街道驛所にて鹽澤村驛より二里八町此に續き、此より一里二十八町湯澤村驛に繼ぐ、村中に官より令せらるゝ

掟條目の制札あり、東五町五十間姥島新田村の界に至る其村は辰に當り十四町五十間餘、西一町五十八間上野村の界に至る、其村まで三町五十間餘、南二町三十五間關山村の界に至る、其村まで三町三十間、北四町十八間上一日市村の界に至る、其村まで七町二十間餘、

○山川 ○魚沼川 村東四町にあり、關山村の境内より來り、北に流るゝこと二十町計、上一日市村の境内に入る、

○關梁 ○橋 小名小黑川の南三國街道にあり、小黑川橋と云、溪流に架す、長五間幅九尺、關山村の界也、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

●關山村 小千谷陣屋の南に當り行程十四里八町、家數六十四軒、東西一町南北六町四十四間、三國街道を夾み東は魚沼川に傍ひ、西は山に近く南北は田圃なり、又戌亥の方三町に家數二十軒あり上村と云、東西五十八間南北二町四十間、西南は山に倚れり、亥の方二町二十間に家數六軒あり古城と云、東西五十間南北五十間、西は山に傍ひ三方田圃なり、辰巳の方四町十間に家數十五軒あり五十嵐と云、東西五十間南北三町三十間、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、南の方六町四十間に家數三軒あり、土堂と云、東西十間南北五十間、三國街道にあり、土堂

の南八町三十間に家數四軒あり鎌留と云、東西十間南北五十間、三國街道に住す、東一町七間餘、北五十五間共に關村の界に至る、其村は北に當り三町三十間餘、西一里十四町餘、公領本郡小出村の山に界ふ、南十五町五十間湯澤村の界に至る、其村まで三十一町五十間、又亥の方四町二十間上野村の界に至る、其村まで五町二十間、

○山川 ○飯土山 村より辰巳の方三十町計にあり、頂まで十二町計、舞子村・土樽村・神立村と境を接す、雜木多し、○魚沼川 村東一町餘にあり、湯澤村の界より來り、北に流るゝこと十九町計、關村の界に入る、

○瀧 村の申の方二十町計山中にあり、千瀧と云、溪流なり、高十六丈幅五尺計、傍の石室に不動を安す、

●關梁 ○橋二 一は村北關村の界、三國街道にあり、關村の條下に詳なり 一は辰巳の方二町魚沼川に架す、長二十五間幅四尺、小名五十嵐に通ず、

令せらるゝ掟條目の制札あり、關村驛より一里二十八町

此驛に繼ぎ、二里にて三俣村驛に繼ぐ、又下湯澤の戌の方四町十間餘に家數四軒あり湯本と云、東西十五間南北四十間、下湯澤の亥の方十七町四十間に家數九軒あり、堀切と云、東西十八間南北一町十五間、上湯澤より未の方三町三十間に家數二十三軒あり、熊堂と云、東西三十間南北二町、共に山間に住す、東一里五町神立・關山・關三箇村入會の山に界ふ、西二里三十町三俣村の山に界ふ、南三十三間神立村の界に至る、其村は巳に當り八町北十九町關山村の界に至る、其村まで三十一町五十間、

○山川 ○魚沼川 村東三町餘にあり、神立村の界より來り、北に流るゝこと一里二町餘、關山村の界に入る

○溫泉 小名湯本にあり、小屋を設て浴客を待つ、

○倉廩 ○米倉 上湯澤の西五十間にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西三十間南 下湯澤の亥の方三町にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○藥師堂 境内東西三間南 小名湯本にあり、草創の始詳ならず、村民の持なり、

○不動堂 境内二間四 下湯澤の南にあり、剋建の始を方免除地

知らず、村民の持なり、

●神立村 此村十二區に住し各小名あり、神立は其總稱なり、古原は小千谷陣屋の南に當り行程十六里八町、家數十軒、東西十五間南北十間、宮替戸は古原の亥の方一町にあり、家數二軒、東西三十間南北十五間、原新田は古原の東一町にあり、家數八軒、東西十五間南北二町二十間、財家町は原新田の亥の方四十間にあり、家數四十二軒、東西三十間南北二町三十間、荒屋は原新田の南四十間餘にあり、家數六軒、東西一町南北三十間、田中は荒屋より申の方三十間にあり、家數十四軒、東西二十四間、南北二町十二間、平澤は田中の北續にけり、家數二十二軒、東西三十五間南北一町五間、下砥澤は田中の戌の方四町餘にあり、家數五軒、東西三十間南北十五間、三國街道に傍ふ、上砥澤は下砥澤の巳の方三町四十間あり、家數十七軒、東西十八間南北一町十間七谷切は下砥澤の未の方四町にあり、家數二十二軒、東西二十五間南北四町、三國街道に傍ふ、荒戸は七谷切の南六町にあり、家數四軒、東西十五間南北一町四十間、三國街道に傍ふ、芝原は荒戸の未の方四町にあり、家數十七軒、東西十五間南北四町、一木戸峠の麓三國街道に傍ふ、共に東北に魚沼川を帯び山間にあり、東一里二十八町土樽・舞子兩村の山

に界ふ、土樽村は東に當り二十八町十間餘、西十九町三十間三俣村の山に界ふ、南二里餘土樽・三俣兩村の山に界ふ、三俣村まで一里二十九町、北七町二十七間、湯澤村の界に至る、其村は亥に當り二十八町、

○山川 ○飯士山 村東五町餘にあり、登ること一里二十町餘土樽村・舞子村・關山村と入會なり、○一木戸峠 芝原より申の方三國街道にあり、登ること八町、三俣村と峯を里とす、○魚沼川 村東六町計にあり、土樽村の界より來り、戊亥の方に流るゝこと三十町計、湯澤村の界に入る、

○神社 ○三社神社 境内十四間 財家町の西にあり、應永中上杉氏の勸請と云、鳥居あり、村民の持なり、棟札の寫あり、其文如左、

越後國魚沼郡上田莊石白郷神立三社大明神天正六年五月樋口伊豫守源元兼發願にて爲國家安全子孫繁榮壽命長久奉再興者也、大工山内四郎左衛門藤原家次脇大工小見匠之助正家、筆者小田原監物承滋野信遠于時天正十九辛卯年九月十二日、願主樋口伊豫守源元兼、

○寺院 ○寶珠庵 境内東西二十二間南 古原の西四町にあり、白石山と號す、上野村關興寺末寺臨濟宗なり、應

永中關興寺開山白蟻が開基と云、文祿中直江山城守父樋口伊豫守追福のため再建すと云、慶長中上杉氏封を奥州會津に移し、住持も共に移れり、其後正善と云僧中興すと云、本尊釋迦客殿に安ず、鐘樓あり、鐘徑二尺五寸、寶永二乙酉年重陽嘉日住持比丘融天實圓謹誌と彫附あり、銘あれども煩はしければ略す、

○觀音堂 境内東西四間南 古原の北四十間にあり、草創の始を知らず、村民の持なり、

●土樽村 此村九區に住し各小名あり、原は小千谷陣屋の南に當り行程十七里、家數二十五軒、東西二十五間南北二町四十二間古能は原より巳の方十町にあり、家數三十軒、東西一町南北二町二十間、中里は原の南九町五十間にあり、家數三十軒、東西五十九間南北一町三十間、下松川は古能より申の方五町五十間にあり、家數七軒、東西五十間南北五十間、上松川は下松川の南三町にあり、家數二十軒東西五十間南北一町二十間、下土樽は上松川の巳の方七町にあり、家數十九軒、東西五十九間南北一町三十間、上土樽は下土樽の南一町にあり、家數二十七軒、東西五十九間南北一町三十間、添名は原より戊の方二町にあり、家數二十三軒、東西二十間南北三十二間、小坂は原の東二町十間にあり、家數二十三間、東西二十間、南

北二町、瀧又は小坂より寅の方四町十間餘にあり、家數三十六軒、東西三十間南北三町、下谷後は瀧又より巳の方七町にあり、家數二十二軒、東西五十間南北一町二十間、上谷後は下谷後より巳の方十町にあり、家數十七軒、東西五十間南北一町、共に魚沼川に傍り重山の間に住す、東三十町早川村の枝村清水の山に界ふ、西十二町五十間神立村の界に至る、其村まで二十八町十間餘、南七里餘上野國利根郡の山に界ふ、北一里二十一町瀧谷村及早川村の枝村清水の山に界ふ、

○山川 ○大現太山 村より巳の方一里十町計にあり、本部の條下 ○砂峯山 村南一里餘にあり、頂まで四里餘、上野國利根郡と峯を界ふ、雜木多し、○高またき山、村より未の方一里餘にあり、頂まで二里餘、三俣村と峯を界ふ、雜木あり、○飯士山 枝村より亥の方四町にあり、頂まで一里餘、神立村關山村舞子村と入會なり、雜木あり、○魚沼川 砂峯山より源を發し、溪流多くこれに注ぎ、村中を経て北に流るゝこと四里計神立村の界に入る、

○關梁 ○萬年橋 原より申の方五町魚沼川に架す、隣村の道路なり、長十八間四尺幅七尺五寸、

○神社 ○十二神社 境内東西二十一間 原にあり、鎮座の

年代詳ならず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西十間南 古能の巳の方二十間餘にあり、鎮座の年代を知らず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西六間南 下谷後にあり、勸請の時代を詳にせず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西十間南 瀧又にあり、勸請の始を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○瑞祥庵 境内東西二十八間 古能の戌の方三町にあり、方丈山と號す、雲洞村雲洞庵の末寺曹洞宗なり、大永二年雲洞庵九世存可が開基と云、本尊釋迦客殿に安ず、山門に鏡をかく、徑二尺五寸、寶曆十三癸未年重陽吉旦謹誌前總持瑞祥九世沙門公輪と彫附あり銘あれども煩はしければ略す、

○觀音堂 境内にあり、

●三俣村 枝村 八木澤 ●二居村 ●淺貝村 此三村は共に深山中に住し、界域を分たず、境内廣莫なれども田畝なく、山間に稗・蕎麥・蘿蔔を種う、三國街道に住する故旅店を設け駄馬を追ひ生計を資く、三俣村は小千谷陣屋の南に當り行程十八里、家數六十五軒、東西一町八間南北六町、西は清津川に傍り、三國街道驛所にて村中に官より令せらる掟條目の制札あり、湯澤村驛より二里此

に繼ぎ、此より二里十八町に居村驛に繼ぐ、又村より亥の方七町に家數九軒あり、大島と云、東西五十間南北二町、東は清津川に傍ふ、南の方二十四町に家居一軒あり、下菅附と云、下菅附の西二十町に家數二軒あり、蟹掛と云、東西一町三十間南北四十間、東は清津川に近し、二居村は三俣村の南二里十三町三十間にあり、家數三十二軒、東西四町南北二町三十七間、三國街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、三俣村驛より二里十八町北に繼ぎ、此より二里八町淺貝村驛に繼ぐ、又村北一里三十三町二居峠の麓に家居一軒あり、上柏月と云、淺貝村は二居村の南二里六町十間餘にあり、家數五十軒、東西二十四間南北三町、三國街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札あり、二居村驛より二里八町此に繼ぎ、此より三里二十六町公領上野國吾妻郡永井村驛に繼ぐ、東は二居村より五里餘、公領上野國利根郡藤原村に界ひ、毛無山・大現太山の峯を限とす、西は二居村より七里餘、公領本部秋山村の山に界ふ、南は淺貝村より四里計、公領上野國吾妻郡合瀬村の山に界ふ、北は三俣村より二十一町二十六間神立村の山界に至る、其村まで一里二十九町、又辰の方淺貝村より一里八町四十四間永井村に界ふ、三坂山の峯を限とす、其村は辰巳に當

り三里二十六町、
 ○三俣村枝村 ○八木澤 本村の北五町にあり、家數九軒、東西二町南北四十間、又此より丑の方一町に家居一軒あり、共に三國街道に住す、
 ○山川 ○苗場山 三俣村の西九里にあり、本郡の條下に載す ○一木戸峠 三俣村の子丑の方十九町にあり、登ること五町五十間餘、三國街道なり、頂にて神立村と界、○中峠 三俣村の南一里十八町三國街道にあり、登ること三十町餘、○二居峠 二居村の北にあり、登ること十八町、○雪道山 淺貝村の東にあり、頂まで五里計、○竹子山 淺貝村の南にあり、頂まで二里計、○無多子山 淺貝村の南にあり、頂まで四里計、○毛無山 淺貝村の南の方にあり、頂まで二里十八町計、○大現太山 淺貝村より寅の方毛無山の奥にあり、頂まで三里餘、北は土樽に界ひ、東は沼田領利根郡に界ふ、本郡下に載す ○三坂山 淺貝村より巳の方にあり、三國峠とて村際より漸々に登ること一里八町四十間餘、上野國を経て江戸に出る街道なり、頂に上州の赤城、信州の諏訪と本州彌彥三神を祭れる社あり、鳥居の中央上越の界なりと云、夏目定房が記に天正十年織田の將士諸方より上杉景勝が分國に働入らんとせし時、瀧川一益が

新編會津風土記卷之百十二

外篇越後國魚沼郡之五

六日町組

甥義大夫某上野國沼田より此峠を越て打入んとす、景勝方清水の城主長尾伊賀守權野澤の城主栗林肥前守等此に支ふ、五月二十三日義大夫武藏・上野の兵一萬餘を催し、峠を押上らんとす、長尾・栗林兩方の山に弓鐵炮を立雙へ射懸打懸しければ瀧川終に追立られ、猿箇京城に入ると云、○清津川 源二あり、淺貝村の山奥上州界より流出、村西にて合して一となり、二居村・三俣村の西を過ぎ、西北に流る、こと九里三十町餘、公領本郡卯木村の境内に入、廣四十間計、○溫泉 三俣村の小名蟹掛にあり、微温にして鹽味あり、九月より末は浴すべからず、小屋を設て浴客をまつ、尤眼疾に功ありと云、

○關梁 ○八木澤口 三俣村の枝村八木澤にあり、木戸門を設け往來を察せしむ、村民是を守る、

新編會津風土記卷之百十二終

此地小千谷陣屋の南に當り本郡の東南の方にあり、東は浦佐組と陸奥國會津郡に隣り、西は十日町組に續き、南は鹽澤組に連り、北は浦佐組に界ひ、辰巳の方は上野國利根郡に接す、東西七里餘、東は浦佐組大倉村の界八海山より南に接す、西は十日町組中條村の山界に接す、南は鹽澤組竹俣村の界より北は、四面に山繞り、西は南北二里浦佐組奥村・新田村の界に至る、四方面に山繞り、西の方を魚沼川流る、殊に東南の方は深山にて接界の地も詳ならず、魚沼川の東に五十澤谷・條内谷と稱する村里あり五十澤谷は西は二日町村より東は清水瀨村まで二十二村あり、條内谷は三國川の北西は泉新田村より東は深澤村まで二十五村あり、共に山間にて中にも五十澤谷は田畝至て稀なり、里民深山に入て薪を伐り炭を燒て生産の資とす、三國川・五十澤川・宇田澤川等の流あれども山中より出る荒川にて夏月は水涸て旱損の患多し、諸村より

縮布を多く織出す、美佐島郷に屬する村十、六日町村・八幡川窪村・君歸村・欠上村・余川村・小栗山、香場郷に屬する村里泉村・小栗山本新田・小栗山今新田村、
 田村・大月村・大卷郷に屬する村六、野田村・田中村・四十日村・大杉村・坂戸村、
 上田莊と稱する村三十五、六日町村・八幡村・美佐島村・川窪村・小栗山本新田村・小栗山今新田村・坂戸村・東泉田村・大月村・山谷村・中川村・中川新田村・京岡村・京岡新田村・永松村・蛭窪村・原村・舞臺村・野中村・畔地村・畔地新田村・宮村・宮村下新田村・岩崎村・津久野村・津久野村上野村・津久野下新田村・二日町村・清水瀨村・藪上莊と稱する村三十一、
 音寺村・藤原村・野上村・沙音寺村・岡村・山口村・明川新田村・上田浦村・下田浦村・上藥師堂村・下藥師堂村・上原村・上原新田村・新堀村・新堀新田村・泉村・泉新田村・泉孫村・新田村・下原村・下原新田村・長森村・長森新田村・藪村・青木新田村・大杉新田村・四十日村・宇津野新田村・田中村、
 あり、總て六十六箇村あり、

六日町組上三十五箇村
 六日町村 八幡村 美佐島村 川窪村 欠上村
 君歸村 余川村 枝村 金家 小栗山村 枝村 上臺
 小栗山本新田村 小栗山今新田村
 東泉田村 枝村 上野村 大月村 枝村 堂原
 坂戸村 二日町村 津久野村 津久野上野村
 津久野下新田村 宮村 宮村下新田村 岩崎村

山谷村 枝村 小野 芳田 中川村 中川新田村
 京岡村 京岡新田村 永松村 蛭窪村 原村
 畔地村 畔地新田村 舞臺村 枝村 深瀨 藪野
 野中村 枝村 一渡戸 清水瀨村 枝村 新屋
 土澤村 小川村
 ●六日町村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十八町、家數二百七十四軒、東西二町南北十町、三國街道を夾み東西兩側に連り、北は八幡村に續き、東は魚沼川に傍ひ西南は田圃なり、三國街道驛所にて村中に官より令せらるる掟條目の制札あり、浦佐五日町村驛より二里北に繼ぎ此より二十八町鹽澤組鹽澤村驛に繼ぐ、又魚沼川の川舟此村まで上る故行旅多く、此より船に乗て長岡に達す、東一町坂戸村の界に至る、其村まで三町二十間、西九町小栗山村の界に至る、其村まで十五町、南十二町鹽澤組竹俣村の界に至る、其村まで十八町、又辰巳の方三町東泉田村の界に至る、其村まで七町、巳午の方七町鹽澤組西泉田村の界に至る、其村まで九町、戌亥の方五町十間余川村の界に至る、其村まで十一町、
 ●山川 ○魚沼川 村東にあり、東泉田村の境内より來り、十五町北に流れ八幡村の境内に入る、廣五十間計
 ●關梁 ○橋二 村中三國街道にあり、一は長六間幅二

間半鎌倉澤川に架す、一は長五間幅二間暫川に架す、
 ○倉廩 ○米倉三屋 村東五十間にあり、本組の米を納む、

○神社 ○天王神社 境内東西十三間南 村中にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
 ○寺院 ○萬藏寺 境内東西四十八間南 村中にあり、信受山と號す、淨土宗京都智恩院の末寺なり、天文中炭嶺と云僧開基せしと、本尊彌陀客殿に安す、○阿彌陀堂 境内にあり、

○弘長寺 境内東西四十六間南 萬藏寺の南にあり、山號を金城山と云、時宗相州藤澤清淨光寺の末寺なり、遊行第二世他阿が開基と云傳れども、其年月を詳にせず、彌陀を本尊とし客殿に安す、○閻魔堂 境内にあり、

○極樂寺 境内東西四十間南 弘長寺の南にあり、東雲山と號す、寛文二年目黒某と云者建立し、賢榮と云僧を開山とせしと云、淨土眞宗京師東本願寺の末寺なり、本尊彌陀を客殿に安す、門上に鏡を懸く、徑二尺四寸六世惠明が時改鑄る、寶曆十三癸未歲七月二日と彫付あり、
 ○寺中 △淨樂寺 境内にあり、本尊彌陀、△吉祥院

本山派の修驗なり、先祖詳ならず、正保中實相院某と云者中興してより今に至るまで九代なりと云、
 ●八幡村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十八町、家數十二軒、東西十五間南北一町四十間、三國街道に住し、南は六日町村に續き、東は魚沼川に臨み、西北は田圃なり、東三十間坂戸村の界に至る、其村は已に當り四町、西二町四十間余川村の界に至る、其村まで十町、北三町二十間美佐島村の界に至る、其村まで八町、
 ●山川 ○魚沼川 村東にあり、六日町村の界より來り北に流るゝこと三町三十間、美佐島村の界に入る、

○神社 ○八幡宮 境内東西四十二間南 村西二町三十間餘にあり、天仁二年越後平太正綱と云者勸請せし所と云傳ふ。慶長三年堀監物直政神領十石を寄附し、同十年堀丹後守直寄四十石の地を寄附す、慶安元年に官より本村にて社領四十石を賜ふ、八月十四日・十五日に祭禮たり、又十月十五日より晦日まで社前に天仁二年とせし幟を立て商賈多く集り市立あり、△鳥居 兩柱の間九尺餘、△本社 三間四面南向瑞籬あり、△弊殿 二間四面、△拜殿 五間に二間四尺、【相殿一座】△天満宮 末社三座 △祇園神社 本社西にあり、△稻荷神社 同上 △諏訪神社 同上

○寺中 △淨樂寺 境内にあり、本尊彌陀、△吉祥院

【寶物】 △太刀 一口銘文安五年八月右衛門督平朝臣氏云々とあれども定かならず、表に御靈三所大権現と彫り、裏に劍龍を彫る、△短刀 一口銘濃翁之任人壽命とあり、△大弓 一張朽折れて纒に存せり、△縁起一軸其文如左、

抑越後國魚沼郡上田庄八幡大并勸請申事、人王七十四代帝鳥羽院御宇、御院宣申請被頂戴天仁二年戊子天仁二年は 八月十三日越後平太正綱當庄此里號八幡八幡宮建立拜領之内處々神領被捧事、天仁二年より保延六年迄卅一年之間八幡領少も不違、是一代其後子息盛綱知行之時、依先規相傳自久安五年乙丑^{久安五年は己巳}嘉應二年迄廿二年間御祈禱之外無相違、是二代、次元曆元年乙巳^{元曆元年は甲辰なり}木曾左馬頭義仲御代給る主御廐今井四郎代官都部太郎知行三年無相違企一分無課役是三代、同四年戊申南宮藏人知行三年、此代非分無之是四代、次建久二年辛亥右大將賴朝殿御代厩小平治知行二年如先領課役無之是五代、次同四年癸丑□の判官十二年知行諸役無之是六代、次元久二年乙丑大膳大夫殿廣元御一門五人是七代、已上前後十二代、去至弘安八年乙酉歲御拜領、已に百廿ヶ年間如上古偏被定置御祈禱之外課役無之、同嫡孫上田

又太郎殿御代三十三箇年御神領無相違、次山鹿六郎太良家重知行無課役、其後西殿御代之時も十五ヶ年間全く一分も課役無之、次箱根山料所之時、元弘二年壬申年阿波守殿御代桑良左馬、本都彦四郎經重、泉五郎經俊三人奉行知行之時、鎌倉殿より御意被下、八月十五日放生會之行ひ始めて宛行、永和四年戊午年迄四十七年の間放生會被行、其後腰之郡正平世に出、至德三年より應永十五年迄合廿五箇年知行之間、上古之如被行也、次信州諏訪越前守重長知行七箇年、是も上古之例に任て八幡領之儀は不及申被附、其後腰の爲長御拜領、已に十三箇年の内諸役無之、次永享十二年より寶徳三年迄、爲吉十二箇年任上古例庄中に在來八幡領少も無異儀被付、已上廿五代全く課役無之と云々、

長祿三年八月三日

△古文書 五通其文如左

八幡爲神領高拾石相付申候、以來まで無相違可有知行者也、

慶長三年九月廿六日

堀監物 直政(花押)

八幡宮爲神領高頭四拾石令寄進申候、永代相違有間

敷者也、仍如件、

慶長拾年

二月十五日

上村大宮司

丹後守 直寄(花押)

以上

八幡宮御神領之外御代所入之分、右之高諸役之御用捨候、如前代宮さ、うし可致、爲永代手形如此候、仍如件、

三月十五日

八幡宮神主殿

山田藤左衛門 □(花押)

八幡宮爲社領高四拾石之地令寄進候、相違有間敷候者也、仍如件、

慶長十九年九月五日

大宮司

隼人正 勝言(花押)

以上

八幡宮御神田高四拾石之所、如前々申酉兩年無相違令寄進候畢、以上、

元和九年

亥七月二日

水谷又左衛門尉登(花押)
太田彌左衛門尉利並(花押)
中村忠左衛門尉秀(花押)

八幡神主神大夫殿

○神職山田竹三郎 昔上村大宮司と云者當社の神職を

新編會津風土記卷之百十三 外篇越後國魚沼郡之五

務む、十六代の孫上村長藏吉治慶長七年卒して繼嗣なく、兵部吉久と云者其家をつぎ、氏を山田と改む、今の神職まで十代なりと云、

●美佐島村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十町、家數五十五軒、東西一町南北四町、三國街道を夾み、東は魚沼川に臨み三方田圃なり、東二町四十間二日町村の界に至る、其村まで八町、西四町十間余川村の界に至る、其村まで十五町、南四町四十間八幡村の界に至る、其村まで八町、北三町二十間宇津野新田村の界に至る、其村まで十五町、又戊亥の方八町川窪村の界に至る、其村まで十六町十間、山川 ○魚沼川 村東にあり、八幡村の境内より來り北に流るゝこと十一町二十間、宇津野新田村の境内に入る、

○原野 ○陣場原 村の戊亥の方にあり、東西十町二十間南北八町、原中に土の堆き所累々として連れる地あり、其來由を知る者なし、此地魚沼川を隔て、上原、下原諸村に對すれば古は此邊一圓の曠原にて、所謂長森原にして永正七年以上杉顯定入道の古戰場なるべし、^{長森村の條下と併見るべし}

○神社 ○諏訪神社 境内東西六間南 村東二町二十間山上にあり、何れの頃勸請せしことをしらず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西五間南 村東二町山上にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○法泉寺 境内東西三十五間南 村中にあり、山號を久白山と云、開基分明ならず、眞言宗余川村寶珠院の末寺なり、本尊大日客殿に安ず、

○阿彌陀堂 境内東西三間南 村中にあり、草創の年代を知らず、村民の持なり、

○川窪村 小千谷陣屋の南に當り行程九里十八町、家數三十二軒、東西四町五十間南北一町、西は山に近く三方田圃なり、東八町美佐島村の界に至る、其村まで十六町十間、西九町四十間野田村の山に界ふ、南一町五間欠上村の界に至る、其村まで三町、北四十四間野田村の界に至る、其村まで一町四十間、

○神社 ○伊勢宮 境内東西二間南 村西にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○欠上村 小千谷陣屋の南に當り行程十里二十町、二區に住す、南を上村と云家數二十軒、東西三十間南北一町北の方四十間を隔て一區あり、下村と云、家數三十四軒、東西三十五間南北一町八間、西は山に傍ひ三方田圃なり、東八町二十間余川村の界に至る、其村まで十二町、西三十町十日町組八箇村の山に界ふ、南二町君歸村の界に至る、其村は未に當り六町、北三十間窪川村の界に至る、其村まで三町、

○神社 ○天神社 境内東西四間南 上村の戌の方一町にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

○天神社 境内東西四間南 下村の戌亥の方二十間にあり、草創の時代を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○永福庵 境内東西二十六間南 下村にあり、石松山と號す、曹洞宗鹽澤組雲洞村雲洞庵の末寺なり、開基詳ならず、本尊釋迦客殿に安ず、

○阿彌陀堂 境内東西三間南 下村の戌亥の方にあり、建立の年月を知らず、村民の持なり、

○觀音堂 境内東西五間南 下村の南にあり、創建の年代詳ならず、永福庵司なり、

○君歸村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十八町、家數五十三軒、東西三十間南北一町四十間、西南は山に傍ひ東北は田圃なり、東三町余川村の界に至る、其村まで七町、西十五町欠上村の山に界ふ、南一町余川村の山に界ふ、北四町欠上村の界に至る、其村は丑に當り六町、

○神社 ○熊野宮 境内東西四間南 村より一町戌亥の方にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西十間南 村西二町にあり、草創の時代分明ならず、村民の持なり、

○羽黒神社 境内東西六間南 村西一町にあり、勸請の年代を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西二十八間 村北一町にあり、何れの頃の草創にか詳ならず、正觀音長三尺二寸、古佛にて作者しれず、金剛力士の古像及古佛像數軀あり、村民の持なり、

○余川村 枝村 金家 小千谷陣屋の南に當り行程十里三十町、家數六十六軒、東西二町二十間南北五町、西は山に近く三方田圃なり、東六町八幡村の界に至る、其村まで十町、西三町君歸村の界に至る、其村まで七町、南四町小栗山村の界に至る、其村まで十町、北六町川窪村の界に至る、其村まで八町、又辰巳の方五町六日村の界に至る、其村まで十一町、寅の方九町美佐島村の界に至る、其村まで十五町、戌亥の方三町欠上村の界に至る、其村まで十二町十間、

○枝村 ○金家 本村の北四十間餘にあり、家數十七軒、東西一町南北二町、四方田圃なり、

○原野 ○谷地 村東一町にあり、東西六町南北二町餘、美佐島村・八幡村と入會の秣場なり、

○神社 ○白山神社 境内東西二十五間南 村中にあり、鎮座の時代を知らず、鳥居あり、寶珠院是を司る、

○寺院 ○寶珠院 境内東西三十六間 村西にあり、金精山と號す、眞言宗京都智積院の末寺なり、開基の時代分明ならず、永正五年再建せしと云、△客殿 十一間に七間半、辰巳の方に向ふ、本尊彌陀、△護摩堂 境内にあり、

○門徒 △觀音寺 境内にあり、本尊觀音、

○小栗山村 枝村 上臺 ●小栗山本新田村 ●小栗山今新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十里三十三町、小栗山村家數七十七軒、本新田家數十五軒、今新田家數四十軒、東西一町南北十八町、西は山に傍ひ、東南北は田圃なり、本新田は寛永中開き、今新田は正保中開くと云、共に小栗山村と雜居し田圃界域なし、東四町四十八間六日町村の界に至る、其村まで十五町、西一里十日村組八箇村の山に界ふ、南一町四十二間鹽澤組思川村の界に至る、其村まで六町五十間、北四町四十一間余川村の界に至る、其村は丑に當り十町、

○小栗山村 枝村 ○上臺 本村の西五町にあり、家數六軒、東西十間南北一町、此より三町未申の方に家數十軒あり、東西十五間南北二町共に山中にあり、

○山川 ○八箇峠 村西にあり、登ること二町四十間計

此を越て八箇村に出づ、妻有莊に行く裏道なり、

○水利 ○堤 村西十四町山中にあり、東西五十間南北一町四十間、

○神社 ○伊勢宮 境内東西八間南 村南にあり、寛永中勸請すと云、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西四間南 村西にあり、鎮座の始詳ならず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西八間南 村西五十間にあり、何れの頃の草創なるを知らず、村民の持なり、

○松尾神社 境内東西二間南 村の方一町にあり、勸請の年月を知らず、善龍院是を司る、

○寺院 ○善龍院 境内東西十七間南 村西にあり、松尾山と號す、開基の年代詳ならず、大永五年炎上し、天文十五年良通と云僧中興すと云、眞言宗余川村寶珠院の末寺なり、本尊觀音客殿に安ず、磬一枚あり、永祿八年乙丑八月吉日と銘あり、

○大日堂 境内東西五間南 村中にあり、創立の時代を知らず、村民の持なり、

○觀音堂 境内六間四 村中にあり、草創の年月詳ならず

修驗快藏院是を司る、

●東泉田村 枝村 下新田 小千谷陣屋の南に當り行程十里二十町餘、家數三十軒、東西一町十間南北三町三十間、

東の方四十間を隔て、家數三軒あり、東西十五間南北十七間、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東五町大月村の界に至る、其村まで九町、西二町鹽澤組西泉田村の界に至る、其村まで三町、南三町二十間鹽澤組三郎丸村の界に至る、其村まで二十五町、北四町坂戸村の界に至る、其村まで六町、又戌亥の方四町六日町村の界に至る、其村まで七町、昔此村に蓮華寺と云寺あり、後廢して其迹定かならずと云、今鰐口一を存す、徑一尺三寸、蓮華寺貞治五丙午六月と彫付あり、其餘の文字辨じ難し、

○枝村 ○上新田 本村の南三町にあり、家數十軒、東西十五間南北一町、西は魚沼川に傍ふ、

○山川 ○魚沼川 村西にあり、三郎丸村の境内より來り、十五町計北に流れ坂戸村の境内に入る、舟渡あり、

○寺院 ○永昌庵 境内東西十間南北 村東二町にあり、山號を三峯山と云、羽州米澤龍言寺の末寺曹洞宗なり、もとは村南にあり、開基の年代傳はらず、慶長三年堀丹後守直寄今の地に移し、殿堂を再建し、龍言寺第六世峯巖と云僧を開山とせしと云、△客殿 十一間に七

間半、西向本尊彌陀、

【寶物】 △堀直寄寄附狀 一通其文如左、

如先前之手作分拾石井門前二間令寄進、全相違有間敷者也、

戊ノ九月初日

堀丹後守

直寄、花押)

△涅槃像 一幅雲谷興右衛門筆と云、△出山釋迦畫像 一幅同上

●大月村 枝村 堂原 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十町、二區に住す、南を上大月と云、家數五十一軒、東

西一町二十間南北五町四十間、此より二町北に下大月あり、家數五十二軒、東西一町十間、南北四町、東南北は山

に傍ひ西田圃なり、東七町三十間山谷村の山に界ふ、西五町二十間鹽澤組雲洞村の界に至る、其村は未に當り二

町三十間、南一町雲洞村の山に界ふ、北三町二十間坂戸村の山に界ふ、又戌亥の方三町四十間、東泉田村の界に至る、其村まで九町、

○枝村 ○堂原 上大月の西一町十間餘にあり、家數十軒、東西二十間南北一町二十間、田圃の中に住す、

○神社 ○八幡宮 境内東西六間南 下大月の東にあり、勸請の年月をしらず、△神職鈴木山城 式部吉廣と云

者元祿中より神職を勤め、四世にして今に至りしと云、

○山王神社 境内十間四 上大月にあり、何れの頃の鎮座にか分明ならず、村民の持なり、

○伊夜日子神社 境内二十間 上大月の辰の方五十間にあり、草創の時代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○總雲寺 境内東西四十四間南 下大月の東にあり富士山と號す、曹洞宗雲洞村雲洞庵の末寺なり、天文

中雲洞庵第九世不點と云僧開基し、初泰宗寺と云、元祿三年今の名に改めしと云、本尊釋迦客殿に安ず、

○不動堂 境内にあり、

●坂戸村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十八町、南北二區に住す、南を上村と云、家數十軒、東西一町南北一

町十間、此より二町四十間北を下村と云、家數二十八軒、東西二町南北一町十間、東は山に傍ひ、西北は魚沼川に

近く南は田圃なり、東十一町津久野村の山に界ふ、西二町三十間六日町村の界に至る、其村まで三町二十間、南

二町四十間東泉田村の界に至る、其村まで五町五十間、北二町四十五間八幡村の界に至る、其村は亥に當り四町、

○山川 ○魚沼川 村より二町四十間戌亥の方にあり、東泉田村の境内より來り、十四町餘北に流れ、八幡村の境内に入る渡舟あり、

○神社 ○富士神社 村東十一町坂戸山の絶頂にあり、勸請の時代傳はらず、慶長三年堀監物直政神領十石を寄附す、鳥居あり、余川村寶珠院是を司る、古文書一通寶珠院に藏む、其文如左、

已上

富士爲神領高拾石相付申以來まで無違相有可知行者也、

慶長三年

堀監物

直政(花押)

富士別當坊寶珠院

○羽黒神社 境内二間四 上村より二町未申の方にあり、

何れの頃の草創にか詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○墳墓 ○道宗塚 上村の東にあり、三間四方計高一間計、昔此所に長尾氏の菩提所龍言寺と云寺あり、永祿七年五月五日上杉景勝の父長尾越前守政景信州野尻池にて溺死し此所に葬り、慶長中上杉氏此寺を奥州に移せしと云、今田圃に龍言寺と云字残り、道宗は政景が法名なりと云、

○古蹟 ○坂戸城跡 下村にあり、後に坂戸山を擁し、前を魚沼川廻れり、村中に南北に續き、一段卑き田あり、字を埋田と云、是堀の跡なりと云、埋田より二町隔

て東の方に南北二十間計の間大石を積重ねたる所残り、山上に段々に地を平けたる所多し、其中に中屋敷・御馬屋等の名あり、山の後東の山に續ける所には堀切・空壕の跡所々にあり、麓より十町餘、山上に富士の神祠あり、此山の絶頂なり、眺望極て宜く、南は鹽澤、北は浦佐・小出島の組々一颯の中にあり、昔は上田の領主長尾氏の居城にて越前守政景永祿中まで住すと云、上杉謙景此城の城主甘糟近江守を三條の城代とし、謙信死去の後景勝三郎景虎と軍起りし時上坂宮内少輔某在城し、景勝より足輕大將佐藤甚助を差添上野表の押とし、北條方の大軍三國峠を越て此城に押寄せれども、堅固の名城にて近く取寄ることを得ず只遠巻にせし故城終に落ざりし 慶長三年堀左衛門督秀治當國に移りし後は堀丹後守直寄を此城に居く、同五年國中の一揆等上杉の催促に應じ小倉主膳が下倉城を圍む、直寄八月二日の曉天に下倉の後援として出馬あり、一揆已に下倉を攻落し主膳打死せしに、直寄續て押寄一揆の隊長丸田右京を始三百餘級打取、田川小千谷の邊まで追打し、下倉の殘兵に手の者を添て歸城し、(徳川家康秀忠) 兩御所より褒賞を蒙れり、同十五年信州飯山城に移り其後に廢す、

●二日町村 小千谷陣屋の南に當り行程十里、家數三十軒、東西二町十八間南北一町十間、西は魚沼川に臨み、南

は山に倚り東北は田圃なり、東一町津久野村の界に至る其村は辰に當り七町、西一町宇津野新田村の界に至る、其村は戌に當り十二町、南一町三十五間津久野村の山に界ふ、北七町泉新田村の界に至る、其村は亥に當り十三町、又寅卯の方五町津久野下新田村の界に至る、其村まで七町、

○山川 ○魚沼川 村西一町にあり、美佐島村の境内より來り、北に流るゝこと十二町、泉新田村の境内杜入る五十澤谷條内谷諸村より六日町村に通る渡場あり、

○五十澤川 村北一町にあり、澤久野村の境内より來り、三町西に流れ魚沼川に入る、廣三十間、鱒・鯉・鮭・杜父魚を産す、 ○三國川 村北七町にあり、津久野下新田村の境内より來り、七町西に流れ魚沼川に入る、廣四十間、産魚五十澤に同じ、

●津久野村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十町、家數四十三軒、東西二町、南北九町散居す、西は山に倚り三方田圃なり、東四町津久野上新田村の界に至る、其村は辰に當り五町、西三町四十間坂戸村の山に界ふ、南七町岩崎村の界に至る、其村は巳に當り九町、北三町津久野下新田村の界に至る、其村は丑に當り三町二十間餘、又戌亥の方六町二日町村の界に至る、其村まで七町、

○山川 ○五十澤川 村東二町三十間にあり、岩崎村の境内より來り、戌亥の方に流るゝこと十二町、二日町村の境内に入る、○三國川 村東七町にあり、岩崎村の境内より來り、十二町戌亥の方に流れ、津久野下新田村の境内に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○若宮八幡宮 境内東西二間南 村南にあり、鎮座の始をしらず、村民の持なり、

○結神社 境内東西一町十間南 村の戌亥の方山腰にあり神體は陰陽二神の木像なり、草創の年月詳ならず、村民の持なり、

●津久野上新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十八町、家數九軒、東西四十五間南北一町十間、東は五十川に傍ひ三方田圃なり、東四十間、南三十間共に岩崎村の界に至る、其村は南に當り二町、西一町十間北二十間共に津久野村の界に至る、其村は戌に當り一町十間、

○山川 ○五十澤川 村より三十間餘、丑寅の方にあり岩崎村の界より來り、戌亥の方に流るゝこと二町、津久野村の界に入る、

●津久野下新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十町家數十四軒、東西三十七間南北二十間、南は五十澤川に

近く北は三國川に傍ひ東西は田圃なり、東三町四十間田崎村の界に至る、其村まで七町十間、西二町二日町村の界に至る、其村まで七町、南二町三十間津久野村の界に至る、其村は未に當り三町二十間餘、北三町二十間新堀新田村の界に至る、其村は丑寅に當り六町二十間、

○山川 ○五十澤川 村より一町二十間未申の方にあり津久野村の境内より來り、七町三十間戌亥の方に流れ又津久野村の境内に入る、○三國川 村の寅の方五十間にあり、津久野村の界より來り、八町戌亥の方に流れ二日町村の界に入る、

●宮村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里、家數六十九軒、東西二町二十間南北七町、東は三國川西南は五十澤川に傍ひ北は田圃なり、東十町小川村の山に界ふ、西二町宮村下新田村の界に至る、其村は戌に當り三十間餘南二町五十四間京岡村の界に至る、其村まで四町三十間餘北四間深澤村の界に至る、其村は丑に當り四町十間餘、又辰の方五町五十六間畔地村の界に至る、其村まで十三町五十間餘、辰巳の方五町畔地新田村の界に至る、其村まで十二町、巳の方三町三十八間原村の界に至る、其村まで七町三十間餘、未の方二町五十間中川村の界に至る、其村まで五町五十間、

○山川 ○五十澤川 村より未申の方二町四十間にあり原村の境内より來り、戌亥の方に流ること七町、宮村下新田村の境内に入る、○三國川 村より丑寅の方二町三十間にあり、小川村の界より來り、二十二町二十間北に流れ岩崎村の押に入る、

○古蹟 ○長者屋敷 村より一町五十間巳の方五十澤川の東岸にあり、東西二十四間計、南北二十八間計の地に高六尺厚九尺計の土居環り土居の外に幅二間計の堀の跡あり、長者屋敷と唱れとも其來由を知る者なし、●宮村下新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里、家數六軒、東西十間南北一町、南は五十澤川に傍ひ三方田圃なり、東五間宮村の界に至る、其村まで三十三間餘西五町三間岩崎村の界に至る、其村まで八町十間、南三町二十間山谷村の界に至る、其村は未申に當り十五町三十間、北七町一間宮岩・崎兩村の田圃に界ふ、

○山川 ○五十澤川 村の申の方三町二十間にあり、宮村の境内より來り、戌亥の方に流ること十町、岩崎村の境内に入る、●岩崎村 小千谷陣屋の南に當り行程十里十八町、家數十八軒、東西四十間南北一町四十間、西南は山に倚り東北は田圃なり、東三町二間宮村下新田村の界に至る、其

村は辰に當り八町十間、西三町二十間津久野村の界に至る、其村は戌に當り九町、南四町山谷村の界に至る、其村は巳に當り十八町、北二町三十間津久野上新田村の界に至る、其村は亥に當り四町二十間、

○山川 ○五十澤川 村東一町にあり、山谷宮村・下新田兩村の境内より來り、北に流ること七町、津久野及津久野上新田兩村の境内に入る、○三國川 村より五町丑寅の方にあり、宮村の界より來り、二町北に流れ津久野村の界に入る、

○原野 ○向原 村の丑寅の方二町にあり、東西二町二十間南北一里十四町四十間、秣を刈る所とす、○神社 ○諏訪神社 境内二間四 村西二町山腰にあり、何れの頃の鎮座にか詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、○寺院 ○萬松寺 境内東西三十五間南 村中にあり、古城山と號す、雲洞村雲洞庵の末寺曹洞宗なり、開基の年代詳ならず、釋迦を本尊とし客殿に安ず、○觀音堂 境内にあり、

●山谷村 枝村 小野 芳田 小千谷陣屋の南に當り行程十一里、家數三十三軒、東西一町南北四町四十間、西南は山に倚り東に田圃あり、東二町十六間中川村の界に至る、其村まで三町十間餘、西二町五十間大月村の山に界

ふ、南三町中川村の山に界ふ、北三町二十間岩崎村の界に至る、其村まで十八町、又辰の方四町五間中川新田村の界に至る、其村まで六町二十間、寅の方十一町十間宮村下新田村の界に至る、其村まで十五町三十間、

○枝村 ○小野 本村の西二町三十間にあり、家數五軒、東西三十二間南北二十二間、西は山に倚る、○芳田 本村の丑の方三町四十間餘にあり、家數二十軒東西二町、南北は山に近し、

○山川 ○五十澤川 村東九町にあり、中川村の境内より來、八町西に流れ岩崎村の境内に入る、○神社 ○熊野宮 境内東西一町二十間 村中にあり、勸請の時代分明ならず、村民の持なり、○諏訪神社 境内東西二間半 村中にあり、草創の年月を知らず、村民の持なり、

●中川村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里四町、家數二十二軒、東西一町五十間南北一町二十間、南は山に近く三方田圃なり、東三十五間京岡村の界に至る、其村まで二町十間餘、西二町八間山谷村の界に至る、其村まで三町十間餘、南一町三十間中川新田村の界に至る、其村まで四町、北二町三十間宮村の界に至る、其村まで五町十間、

○山川 ○金城山 村南十五町にあり、鹽澤組雲洞村と峯を界とす、○五十澤川 村北五町十間にあり、京岡村の境内より來り、西に流るゝこと二町餘、山谷村の境内に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十三間南 北二十間免除地 村東にあり、鎮座の始を知らず、村民の持なり、

○駒形神社 境内東西五十間南 北三十間免除地 村西にあり、勸請の年代を詳にせず、村民の持なり、

●中川新田村 此村は野中村の農民總左衛門と云者慶安中に開發せしと云、小千谷陣屋の南に當り行程十一里、家數十六軒、東西四十間南北二町三十間、南は山に傍ひ三方田圃なり、東三町京岡新田村の界に至る、其村まで六町餘、西二十七間山谷村の界に至る、其村まで六町二十間、南一町二十間中川村の山に界ふ、北二町三十間中川村の界に至る、其村まで四町、又寅の方一町三十間京岡の界に至る、其村まで七町、

●京岡村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里六町餘、家數二十四軒、東西二町三十間南北二町二十間、東北は五十澤川に傍ひ西南は田圃なり、東西四町二十二間原村の界に至る、其村は辰巳に當り四町十間餘、西一町五十間中川村の界に至る、其村まで二町十間餘、南三町十間京岡

新田村の界に至る、其村は巳に當り六町三十間、北一町十六間宮村の界に至る、其村まで四町三十間餘、又申の方四町三十四間中川新田村の界に至る、其村まで七町、

○山川 ○五十澤川 村東澤町にあり、原村の境内より來り、八町餘西に流れ中川村の境内に入る、

●京岡新田村 此村は慶安三年京岡村の農民次郎右衛門と云者新墾せし所と云、小千谷陣屋の南に當り行程十一里十二町、家數二十一軒、東西一町十間南北二町、西は山に傍ひ三方田圃なり、東一町三十八間原村の界に至る、其村まで六町三十間、西二町四十五間中川新田村の界に至る、其村まで六町餘、南四十五間永松村の界に至る、其村は辰巳に當り四町十間餘、北二町十五間京岡村の界に至る、其村まで六町三十間、

●永松村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十六町、家數三十七軒、東西四町四十八間南北一町三十五間、東は五十澤川に臨み山間に住す、東三町蛭窪村の界に至る、其村まで四町五十間、西二町十五間京岡新田村の界に至る、其村は戌亥に當り四町十間餘、南二十六町四十間中川村の山に界ふ、北四十八間原村の界に至る、其村まで六町二十間、

○牛嶽 村より一里十八町辰巳の方山奥にあり 本郡の條下に載す

○見當山 村南五町にあり、登ること二里計、○五十澤川 村東三町にあり、源を牛嶽の奥より發し、山中を流れ出ること二里餘北に流れ、原村の界に入る、廣十五間計、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○寺院 ○正法寺 境内東西四十間南 北二十八間免除地 村中にあり、成就山と號す、眞言宗余川村寶珠院の末寺なり、相傳て空海草庵を結し地にて後寺となりしと云、觀音を本尊とし客殿に安す、○天満宮 境内にあり、○稻荷神社 同上

●蛭窪村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十一町、家數十七軒、東西一町四十六間、南北一町四十二間、西は五十澤川に傍ひ山間に住す、東十五町畔地村の山に界ふ、西一町二十間、南六町十間共に永松村の界に至る、其村は西に當り四町五十間、北四町二十間原村の界に至る、其村まで六町、

○山川 ○中尾山 村より十五町三十間辰巳の方にあり 登ること二里計、○甲山 村より一里十八町辰巳の方にあり、深山にて高量るべからず、東は野中村の山に續く、○五十澤川、村西一町二十間にあり、源を甲山の奥より發し、山中を二里餘流れ出、北を原村の界に入る、

○神社 ○八滿宮 境内東西四間南 北六間免除地 村西にあり、勸請の始詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●原村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里八町、家數十八軒、東西一町二十間南北二町、西は五十澤川に傍ひ、南は山に倚り東北は田圃なり、東一町三十間畔地新田村の界に至る、其村まで三町三十間餘、西四町二十七間京岡新田村の界に至る、其村まで六町三十間、南一町二十八間蛭窪村の界に至る、其村まで六町、北五町八間宮村の界に至る、其村まで七町三十間餘、又未申の方一町二十間永松村の界に至る、其村まで六町二十間、戌亥の方三町三十六間京岡村の界に至る、其村まで四町十間餘、

○山川 ○五十澤川 村西一町餘にあり、蛭窪村の境内より來り、北に流るゝこと八町、宮村の境内に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○羽黒神社 境内東西二十五間南 北二十間免除地 村南二町にあり、何れの頃の鎮座と云ことを知らず、鳥居あり、村民の持なり、

●畔地村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十四町、家數三十軒東西四町三十間、南北四町散居す、南は山に近く北は三國川に傍ひ、東西は田圃なり、東八町二十間舞臺村の界に至る、其村まで九町四十間餘、西三町八間畔

地村の界に至る、其村まで四町三十間餘、南五町十間餘、窪新田村の山に界ふ、北二町五間小川村の界に至る、其村まで五町四十間餘、又戊亥の方九町三十間宮村の界に至る其村まで十三町五十間餘、

○山川 ○三國川 村北二町餘にあり、舞臺村の境内より來り、二十一町西に流れ、宮村の境内に入る、

○神社 ○十二神社 境内東西六間半 南北八間免除地 村南一町にあり、草創の年代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西六間半 南北五間免除地 村中にあり、創立の時代を知らず、村民の持なり、

●畔地新田村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里十二町家數十七軒、東西二町五十間南北一町四十間、南は山に傍ひ三方田圃なり、東三町四十四間、北一町四十間共に畔地村の界に至る、其村は東に當り四町三十間餘、西三町原村の界に至る、其村まで三町三十間餘、南二町十間蛭窪村の山に界ふ、又戊亥の方七宮町村の界に至る、其村まで十二町、

●舞臺村 枝村 深瀬 蕨野 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十四町、家數十軒、東西二町南北二町、北は三國川に臨み山間に住す、東十間野中村の界に至る、其村まで七町二十間、西八町三十間畔地村の界に至る、其村

まで九町四十間餘、南八町蛭窪村の山に界ふ、北一町土澤村の界に至る、其村まで五町、又亥の方九町小川村の界に至る、其村まで十四町十間餘、

○枝村 ○深瀬 本村の西五町にあり、家數五軒、東西四十間南北四十間山間にあり、○蕨野 本村の東野中村の境内を隔て十一町に住す、家數四軒、東西一町南北三十間、地面東西二町四十五間南北二町三十間、東南共に數村入逢の山に界ひ、西は野中村に界ひ、北は清水瀨村に界ひ山中に住し、北は三國川に臨む、

○山川 ○三國川 村北にあり、野中村の境内より來り十一町十間西に流れ、畔地村の境内に入る、

●野中村 枝村 一渡戸 小千谷陣屋の南に當り行程十一里三十一町餘、家數十九軒、東西三町十間南北一町十間北は三國川に臨み山中に住す、東十四間舞臺村の枝村蕨野の地に界ふ、西三町四十間舞臺村の界に至る、其村まで七町二十間、南一里十八町蛭窪村の山に界ふ、北一町十四間清水瀨村の界に至る、其村まで二町五十間、

○枝村 ○一渡戸 本村の南五町にあり、家數三軒、東西十五間、南北一町二間山中にあり、

○山川 ○芋川入山 イモカハイリ 村南一里餘にあり、深山にて高量り難し、八月の頃まで殘雪あり、○三國川 村北にあ

り、舞臺村の枝村蕨野の地より來り、四町三十間西に流れ舞臺村の界に入る、

○神社 ○十二神社 境内東西十五間 南北十間免除地 村南三町にあり、勸請の時代を知らず、村民の持なり、

●清水瀨村 枝村 新屋 小千谷陣屋の南に當り行程十一里三十四町餘、家數十五軒、東西一町十九間南北四十間南は三國川に臨み山中にあり、東三町二十間舞臺村の枝村蕨野の地に界ふ、西四町四十七間土澤村の界に至る、其村まで四町四十間餘、南五十間野中村の界に至る、其村まで二町五十間、北四町五十間小川村の山に界ふ、

○枝村 ○新屋 本村の西一町五十間にあり、家數七軒、東西三十二間南北二十八間、南は三國川に臨み北は山に倚る、

○山川 ○中俣山 ナカマタ 村東三里餘にあり、野中・舞臺・土澤・畔地・畔地新田五箇村と入會の山なり、高山にて頂には小笹のみ生じ大樹なし、上野國利根郡陸奥國會津郡の山に續くと云 本郡の條下に詳なり ○榎木澤山 エノキノサハ 村より二里計

寅の方にあり、松・黒檜多く高山なり、○下津川山 シモツガハ 村より二里計辰巳の方にあり、野中村・舞臺村・土澤村・畔地村・畔地新田村と入會なり、○黒俣山 クロマタ 村より一里十二町丑の方にあり、高山にて松・黒檜多し、天正中墳

を開て金・銀・鉛を取る、明曆の頃廢せしと云、○三國川 中俣山より源を發し、山中を流出ること四里餘、村南を経て土澤村の界に入る、此川の水源は上野・陸奥・越後三國接界の所にて山中の諸溪南に流るゝ者は上州に入り、東に流るゝ者は奥州に入り、西に流るゝ者此川となる故三國川の名ありと云、廣二十間餘、

●土澤村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里三十町、家數九軒、東西一町六間南北三十六間、南は三國川に臨み山間に住す、東一町六間清水瀨村の界に至る、其村まで四町四十間餘、西四町二十間小川村の界に至る、其村まで九町四十間餘、南四十間舞臺村の界に至る、其村まで五町、北二町三十間小川村の山に界ふ、

○山川 ○三國川 村南にあり、清水瀨村の界より來り西に流るゝこと四町二十間、小川村の界に入る、

●小川村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里二十町、家數四十二軒、東西七町十二間南北一町二十四間散居す、南は三國川に傍ひ、北は山に倚り東西は田圃なり、東四町二十一間土澤村の界に至る、其村まで九町四十間餘、西三町十三間畔地村の界に至る、其村まで五町四十間餘、南六町二十九間舞臺村の界に至る、其村まで十四町十間餘、北九町山口村の山に界ふ、

○山川 三國川 村南二町にあり、土澤村の境内より來り、二十五町餘西に流れ、宮村の境内に入る、

○神社 ○熊野宮 境内三間 四 村北にあり、草創の年月を詳にせず、村民の持なり、

○寺院 ○養徳寺 境内東西三十八間 村北にあり、山號を高倉山と云、創建の時代をしらず、眞言宗藤原村の法音寺末寺なり、本尊地藏客殿に安ず、鐘一口あり、徑二尺一寸、越後國魚沼郡小河村高倉山養徳寺四十二世住法印行專代鑄之寛政八丙辰八月吉辰成就畢と彫附あり、銘あれども煩はしければ載せず、

○十王堂 境内にあり、

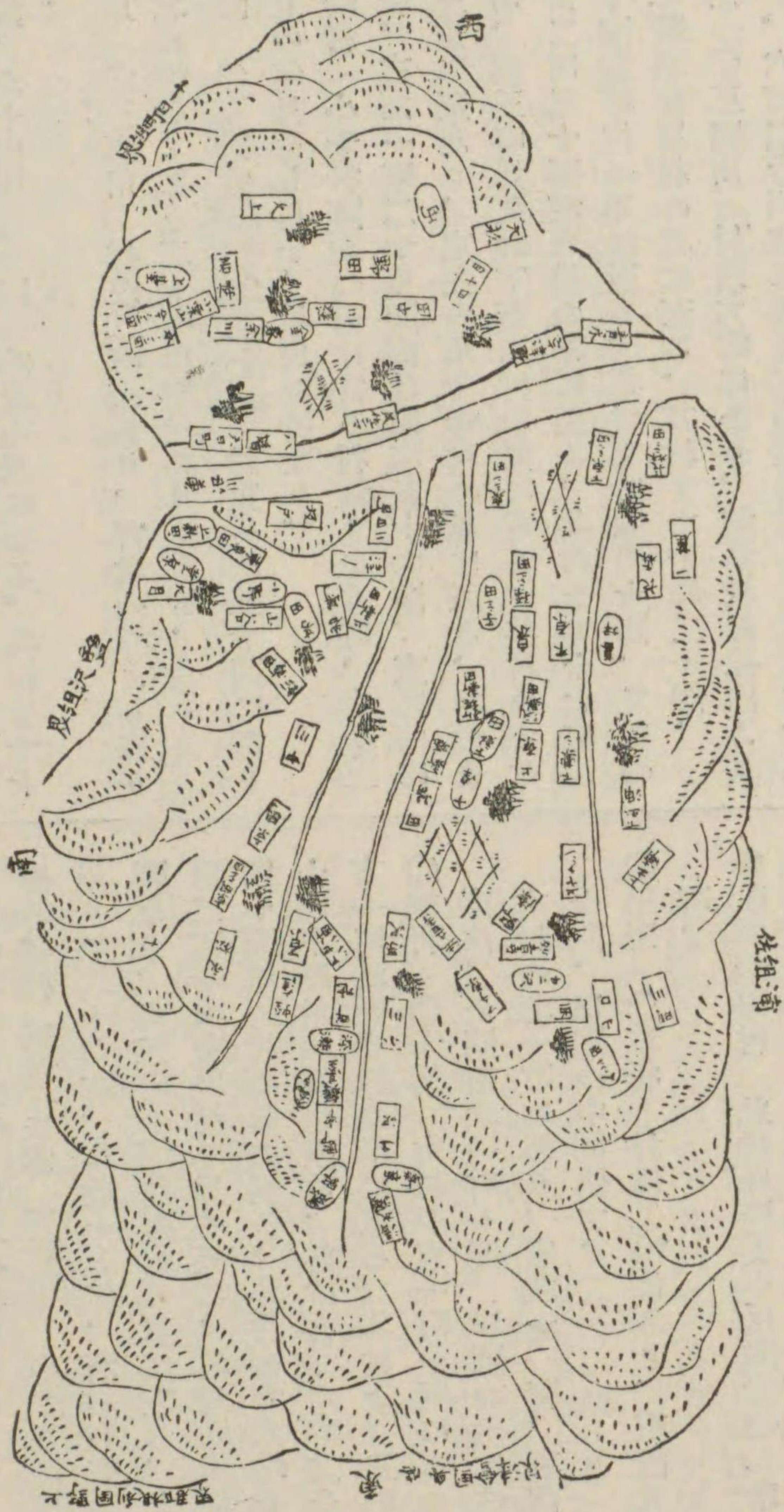
新編會津風土記卷之百十四

外篇越後國魚沼郡之五

六日町組下三十一箇村

- 深澤村 田崎村 新堀村 枝村 干溝 下新堀
- 新堀新田村 法音寺村 藤原村 野際村
- 妙音寺村 枝村 蟹澤
- 岡村 山口村 枝村 入新田
- 明川新田村 上出浦村 下出浦村 上薬師堂村
- 下薬師堂村 長森村 枝村 暮坪
- 長森新田村 枝村 上新田 前新田
- 麓村 上原村 上原新田村 下原村 下原新田村
- 泉村 枝村 子新田 泉孫新田村 泉新田村
- 宇津野新田村 青木新田村 大杉新田村
- 四十日村 枝村 西 田中村 枝村 西 野田村
- 深澤村 小千谷陣屋の南に當り行程十一里、家數二十

新編會津風土記卷之百十三終



六日町組地理之圖

九軒東西一町南北三十間、東は山に倚り西は三國川に傍ふ、東一町二十間小川村の山に界ふ、西三町十五間、南二町十二間、共二宮村の界に至る、其村は南に當り四町十間餘、北十四町三十間田崎村の界に至る、其村まで十七町、

○山川 サケ 三國川 村西三町にあり、宮村の界より來り西北に流るゝこと二十町田崎村の界に入る、

○寺院 ○不動堂 境内東西十三間 南北八間免除地 村東一町三十間にあり造立の年月をしらず、村民の持なり、

●田崎村 小千谷陣屋の南に當り行程九里五町、家數三十六軒、東西一町二十八間南北四町五十六間、東は山に倚り三方田圃なり、東三町法音寺村の界に至る、其村まで七町、西三町津久野下新田村の界に至る、其村まで七町、南二町三十間深澤村の界に至る、其村まで十七町、北二十間新堀村の界に至る、其村まで六町十間、又戌の方二町新堀新田村の界に至る、其村まで十町二十間、

○山川 ○三國川 村西六町にあり、深澤村の境内より來り、六町二十間北に流れ、新堀新田村の境内に入る、

○原野 ○秣場 村の申の方三町にあり、東西一町南北四町二十間、

○神社 ○山王神社 境内東西二間南 北四間免除地 村の巳の方にあり、

草創の年月を詳にせず、石鳥居あり、村民の持なり、
○諏訪神社 境内東西二間南 北三間免除地 山王神社の西にあり、勸請の時代をせず、村民の持なり、

●新堀村 枝村 干溝 下新堀 小千谷陣屋の南に當り行程八里二十六町、家數十七軒、西一町南北二町、四方田圃なり、東三町十間藤原村の界に至る、其村まで五町、西二町新境新田村の界に至る、其村は戌に當り五町、南四十間田崎村の界に至る、其村まで六町十間、北一町四十間下原村の界に至る、其村まで六町二十間、又辰巳の方一町法音寺村の界に至る、其村まで五町、

○枝村 ○干溝 本村の東一町十間にあり、家數十六軒 東西二十間南北一町十間、田圃の中に住す、○下新堀 本村の北一町にあり、家數十一軒、東西一町南北一町十間、田圃の中に住す、

○原野 ○秣場 村西二町にあり、東西五町餘南北十五町、

●新堀新田村 此村は慶安中に開發せし所なりと云、小千谷陣屋の南に當り行程九里、家數二十八軒、東西一町六間南北三町、四方田圃なり、東二町十間新堀村の界に至る、其村は辰に當り五町、西三町津久野下新田村の界に至る、其村まで六町二十間、南八町田崎村の界に至る、其村は

●藤原村 小千谷陣屋の南に當り行程八里三十三町、家數三十三軒、東西三町五間南北二町、東南は山に傍ひ西北は田圃なり、東五町妙音寺村の山界に至る、其村は寅に當り五町二十間餘、西二町五間南一町十間、共に法音寺村の界に至る、其村は南に當り一町十間餘、北二町十間野際村の界に至る、其村まで四町、又亥の方六町上原村の界に至る、其村まで十一町、

○寺院 ○法音寺 境内東西一町二十間 南北一町五間免除地 村より未申の方二町にあり、山號を繁城山と云、眞言宗京都知積院の末寺なり、開基の始詳ならず、天平中藤原房前公の再興にて聖武天皇の勅願所なりとぞ、天文の頃長尾信濃守爲景、長尾越前守房長と戦争の時、兵火に罹り什寶記録焼失す、弘治中上杉謙信堂宇を再建し寺領を寄附す、慶長三年上杉景勝奥州に移封の時、住持門末と共に會津に從行き、此寺頽廢せんとせしに、坂戸の城主堀丹後守直寄祈禱料を寄附せし故相續て絶ず、又此寺何れの領よりか眞言の法流を酌み、醍醐報恩院に屬す、享保中より知積院の末寺となると云、慶安元年官より本村にて寺領二十石を賜ふ、△制札 門外にあり、△下馬札 同上 △客殿 十一間に八間半、西向本尊大日又泰澄が作の不動を安ず、△庫裏 客殿の北にあり、

已に當り十町二十間、北五町泉村の界に至る、其村は丑に當り六町、又亥の方五町泉新田村の界に至る、其村まで九町三十間、

○山川 ○三國川 村西三町十間にあり、田崎村の境内より來り、北に流るゝこと十五町、泉新田村の境内に入る、

●法音寺村 小千谷陣屋の南に當り行程八里三十四町餘家數二十五軒、東西二町南北一町十五間、東南は山に傍ひ西北は田圃なり、東一町十五間藤原村の山界に至る、其村は丑に當り一町十間餘、西四町新堀村の界に至る、其村まで五町、南一町五間深澤村の山に界ふ、北五町上原村の界に至る、其村まで八町、又申の方四町田崎村の界に至る、其村まで七町、

○寺院 ○龜福寺 境内東西三十五間南 北三十間法音寺除地 村の辰巳の方にあり、愛宕山と號す、開基の年代詳ならず、眞言宗藤原村法音寺の末寺なり、十一面觀音を本尊とし、客殿に安ず、○觀音堂 境内にあり、

【寶物】 △十王畫像 十幅空海筆と云、

○古蹟 ○古碑 龜福寺の未申の方山上にあり、高二尺計、上に梵字あり、下に永和四年十二月廿日孝子敬白とあり、

新編會津風土記卷之百十四 外篇越後國魚沼郡之五

八間餘に五間半、△鐘樓 客殿の西にあり、四間に二間鐘徑二尺五寸、彫付なし、○阿彌陀堂 境内にあり、
 【寶物】 △三千佛畫像 三幅唐筆、聖武天皇の勅納と云、或は房前公の奉納とも藤原政昭の妻女妙音比丘尼の寄附とも云、もと表楷裏書に中興表具施主福島掃部入道、天文十八己酉六月朔日、天甫倪公庵主とあり、安永中修復せし故今はなし、△舍利塔 一基藤原政昭と云者寄附すと云、△劔 一口同上表に御劔裏□應二□九月と彫れり、其餘文字あれども讀難し、△水精念珠 一連妙音比丘尼寄附と云、△安産帶 一筋同上 △十六善神畫像 一幅毘首羯磨筆頼朝將軍寄附と云、△兩部曼荼羅 二幅理源筆尊氏將軍寄附と云、△虚空藏像 一軀聖德太子作福島大炊寮と云者寄附すと云、△十三佛畫像 一幅惠心筆長尾爲景寄附と云、△大日像 一軀行基作と云、同上 △地藏像 一軀同上 △不動並矜伽羅制多迦像 各一軀泰澄作上杉謙信寄附と云、△五大尊畫像 一幅空海筆と云、同上 △孔雀明王畫像 一幅空海唐土より將來の像と云、同上 △愛染畫像 一幅空海筆上杉景勝寄附と云、△四所明神畫像 一幅同上 △五大尊畫像 一幅覺鑠筆と云、△空海畫像 一幅同上 △古文書 六通其文如左、

新宛輔

繁城山衆分一字之事
 右爲彼所者爲衆僧毎月一千卷般若心經以讀誦而可被當家繁昌祈禱、於有功者可被抽賞者也、仍爲後代之狀如件、

□九年丁巳正月廿一日
 (足利尊氏カ)
 征夷將軍源(朝臣)
 國分助阿闍梨御房

御院宣 奉拜謹之候、既聖武皇帝之爲御願所之上者、惣國之神社佛寺悉役入候共、彼寺異余寺之條堅令停諸役之者也、仍爲末代之狀如件、

□年三月廿一日
 (上杉)
 房定 (花押)
 法音寺

抑爲御勅願寺之上者亂妨土並諸役可令停止堅之者也
 依如件、

永正六年己九月十八日
 (上杉顯定)
 可諱 花押

條村之
 法音寺同
 五所

如例年卷數並青銅參拾到來目出珍重候、恐々謹言、
 正月廿五日
 (上杉)
 謙信 朱印

法音寺

右萬部執行諸法度法音寺寶幢寺大乘寺可爲指圖次第
 拵
 若此旨於違犯者、不依老若、寺庵改易之段仰被出、
 被成御朱印者也、仍如件、
 天正十八年三月初日 奉行中

以上

爲寺領高頭武拾石令寄進候、全可有知行者也、

慶長五年

三月五日

堀丹後守

直寄 (花押)

法音寺

●野際村 小千谷陣屋の南に當り行程九里、家數十六軒
 東西二十五間南北一町、四方田圃なり、東四十間、南十間共に妙音寺村の界に至る、其村は南に當り三町、西一町五十間藤原村の界に至る、其村は未に當り四町、北四十間下藥師堂村の界に至る、其村まで三町、
 ○神社 ○諏訪神社 境内東西十四間 村西にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、
 ○八幡宮 境内東西四間南 村中にあり、鎮座の始を知らず、
 新編會津風土記卷之百十四 外篇越後國魚沼郡之五

ず、村民の持なり、

○寺院 ○不動堂 境内東西二間南 村北下藥師堂村の境内を隔て、七町にあり、造立の年月をしらず、村民の持なり、

●妙音寺村 枝村 蟹澤 小千谷陣屋の南に當り行程九里五町、家數十四軒、東西一町南北二町十間、南は山に傍ひ三方田圃なり、東四町岡村の界に至る、其村まで六町西三町藤原村の界に至る、其村まで五町二十間餘、南一町四十間藤原村の山に界ふ、北三町四十間上藥師堂村の界に至る、其村まで五町、又辰の方二町四十間野際村の界に至る、其村まで三町、

○枝村 ○蟹澤 本村の東五町にあり、家數五軒、東西九間南北十一間、南は山に倚る、

○神社 ○白山神社 境内東西五間南 村より巳の方四十間山上にあり、何れの頃より鎮座にか詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西二十二間 枝村蟹澤にあり、草創の年代詳ならず、村民の持なり、

●岡村 小千谷陣屋の南に當り行程九里十町、家數二十八軒、東西一町三十間南北一町、山間に住す、東二町山口村の界に至る、其村は寅に當り九町西五十五間上藥師堂

村の界に至る、其村は亥に當り二町三十間、南は村際にて妙音寺村に界ふ、其村は申に當り六町、北四町十七間上出浦村の界に至る、其村まで五町、

○山川 ○宇田澤川 村北一町十間餘にあり、山口村の界より來り、三町二十間西に流れ、上藥師堂村の界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内十間四方免除地 村南にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西五間南北六間免除地 村東にあり、鎮座の始を知らず、村民の持なり、

●山口村 枝村 入新田小千谷陣屋の南に當り行程九里十五町、家數四十軒東西四町、南北一町山間に住す、東三里浦佐組大倉村に界ひ八海山の峯を限とす、西七町十六間、南七町共に岡村の山界に至る、其村は南に當り九町、北三町明川新田村の界に至る、其村まで七町、

○枝村 ○入新田 本村の東十三町にあり、家數十軒、東西二町南北二十間、山中に住す、

○山川 ○八海山 村東七町二十間にあり、頂まで三里餘、條内谷二十四箇村入會の山にて浦佐組と峯を界とす本郡の條下に詳なり ○宇田澤川 村北にあり、源二、一を丸山川と云、八海山の南の方より流出、一を巻川と云、八

海山の北の方より流出、共に山中を經ること一里餘、合して宇田澤川となり、十五町計西に流れ岡村の界に入る、○原野 中出原村東三町にあり、東西十三町南北四町、八海山の麓なり、○夷原 村の丑寅の方三町にあり、東西三町南北四町、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○伊勢宮 境内東西五間南北四間免除地 村中にあり、勸請の始詳ならず、村民の持なり、

●明川新田村 小千谷陣屋の南に當り行程九里二十二町、家數三軒、東西三十間南北五十間、山中に住す、東二町五十間西一町二十五間、南四町共に山口村の山界に至る、其村は南に當り七町、北三町五十間浦佐組大崎村の山に界ふ、

○山川 ○宇田澤川 村南にあり、岡村の境内より來り一町二十間西に流れ、下出浦村の境内に入る、

○神社 ○小鷹神社 境内五間四方免除地 村北一町二十間山腰にあり、勸請の年代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

●下出浦村 小千谷陣屋の南に當り行程九里、家數三十六軒、東西二町南北二町、山間に住す、東二町三十間上出浦村の界に至る、其村まで三町十間、西一町野際村の山に界ふ、南一町二十間下藥師堂村の界に至る、其村まで四町十間、北五町浦佐組水尾村の山に界ふ、又巳の方一町五十間上藥師堂村の界に至る、其村まで五町四十間、

○山川 ○宇田澤川 村南一町五十間にあり、上出浦村の境内より來り、西に流ること四町五十間、野際村の境内を經て長森村の境内に入る、

○神社 ○石神社 境内東西五間南北六間免除地 村南にあり、草創の時代分明ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●上藥師堂村 小千谷陣屋の南に當り行程九里、家數十三軒、東西三十間南北四十五間、四方田圃なり、東五十間岡村の界に至る、其村まで二町三十間、西二町三十間野際村の界に至る、其村まで五町、南四十間妙音寺村の界に至る、其村まで五町、北二町五十間、下出浦村の界に至る、其村まで五町四十間、又戌の方一町二十間下藥師堂村の界に至る、其村まで二町五十間、

○山川 ○宇田澤川 村北二町五十間にあり、岡村の界

より來り、西に流ること二町十間、下出浦村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十間南半免除地 村東一町にあり、鎮座の始詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○長福寺 境内東西十八間南北三十四間免除地 村中にあり、八海山と號す、眞言宗藤原村法音寺の末寺なり、開基の年代を詳にせず、本尊藥師客殿に安ず、鐘樓あり、鐘徑二尺三寸、越後國魚沼郡上藥師堂村八海山長福寺現住翁翁代請自他檀越之施力寶曆十二年八月吉日と彫付あり、○藥師堂 境内にあり、

●下藥師堂村 小千谷陣屋の南に當り行程九里、家數八軒、東西五十間南北一町二十間、四方田圃なり、東一町二十間、上藥師堂村の界に至る、其村まで二町五十間、西二町十間藤原村の界に至る、其村は辰巳に當り六町、南一町二十三間野際村の界に至る、其村まで三町、北二町四十間下出浦村の界に至る、其村まで四町十間、

○山川 ○宇田澤川 村北二町三十間にあり、上藥師堂村の境内より來り、西に流ること二町、野際村の境内を經て上原村の境内に入る、

●長森村 枝村 暮坪 小千谷陣屋の南に當り行程八里十

八町、家數四十五軒、東西三町南北十一町、東は山に傍ひ三方田圃なり、東八町三十間山口村の山に界ふ、西四十間長森新田村の界に至る、其村まで六町、南一町四十間上原村の界に至る、其村まで四町二十間餘、北一町一間麓村の界に至る、其村まで二町三十間餘、

○枝村 ○暮坪 本村の辰の方三町十間にあり、家數十六軒、東西二町南北四町三十間、東は山に倚り南は宇田澤川に傍ふ、

○山川 ○宇田澤川 村南一町四十間にあり、上原村の境内より來り、四町三十間餘西に流れ、長森新田村の境内に入る、

○倉庫 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八海神社 境内八間餘 枝村暮坪の寅の方二町餘にあり、鎮座の始を知らず、鳥居あり、
△神職栗田相模 延寶中治部清國と云者より六世にして今の相模見歳に至ると云、

○石動五社神社 境内東西五間餘 北六間餘 村東二町三十間にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、
○寺院 ○善照庵 境内東西三十二間餘 北五十二間餘 村より辰の方二町三十間にあり、大富山と號す、浦佐組大崎村龍谷寺の

末寺曹洞宗なり、開基の年代詳ならず、もとは泉村の境内養輪島と云所にあり、承德三年南雲清兵衛と云者龍谷寺第四世庭巖と云僧と謀て此に移すと云、本尊彌陀客殿に安す、

○成就院 當山派の修驗なり、先祖を胎藏院某と云、元和の頃より相續て九世にして現住に至ると云、

○古蹟 ○長森原 村南にあり、永正七年六月二十一日管領山内の上杉民部大輔顯定入道可諱打死せし古戰場なり、永正中當國府内の上杉房能家臣長尾信濃守爲景と主従の軍起り房能雨溝にて打る、入道息男憲房と上野國より打越て爲景と戦ふ、爲景戦負て越中國に退きしに國士等高梨攝津守を大將とし、管領の下知に従はざる者多く憲房椎屋の戦に利を失ひ、妻有莊に引籠る高梨等續て押寄此所にて合戦し、入道行年五十七歳にて打れぬ、昔は南の山際まで一圓の曠野にて所々に大木ありしとぞ、上原下原等の諸村開發の後皆田圃となり其形なし、此合戦に打死せし屍骸を埋し所と見え今田圃の間に數十の堆土累々として連れる者所々にあり、其邊を耕す者時々白骨を見ることありと云、
○城跡 村北八町山上にあり、其所を六萬騎山と稱ふ、天文文中福島大炊政爲と云者住せしと云、

○長森新田村 枝村 上新田 前新田 此村は慶安二年に開發せし所と云、小千谷陣屋の南に當り行程八里十八町家數二十四軒、東西五十間南北三町、西は魚沼川南は宇田澤川に傍ひ、東北田圃なり、東五町二十間長森村の界に至る、其村まで六町西六町十間浦佐組奥村新田・葦和島兩村に界ふ、南二町四十間下原新田村の界に至る、其村まで四町四十間北二町七間麓村の界に至る、其村まで三町二十間餘、

○枝村 ○上新田 本村の辰の方二町四十間にあり、家數九軒、東西二十間南北二町、田圃の中にあり、○前新田 本村の東五町にあり、家數四軒、東西二十間南北一町二十間、田圃の中にあり、

○山川 ○魚沼川 村西六町十間にあり、下原新田村の界より來り、北に流ること二町十間、麓村の界に入る、○宇田澤川 村南一町三十間にあり、長森村の境内より來り、三町西に流れ下原新田村の境内に入る、
○神社 ○伊勢宮 境内東西三間餘 北四間餘 村東にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○麓村 小千谷陣屋の南に當り行程八里十八町、家數二十二軒、東西一町南北一町四十間、此より辰の方一町に家數六軒あり、東西四十間、南北一町二十間、巳の方一

町四十間に家數七軒あり、東西一町南北一町、東は山に傍ひ西は魚沼川に近く南北田圃なり、東一町四十間浦佐組水尾村の山に界ふ、西二町十間浦佐組五日町村に界ふ、南一町三十間長森村の界に至る、其村まで二町三十間餘、北二町十間水尾村の界に至る、其村まで三町二十間、又未の方一町二十間、長森新田村の界に至る、其村まで三町二十間餘、

○山川 ○魚沼川 村西二町にあり、長森新田村の界より來り、三町北に流れ浦佐組水尾新田村の界に入る、
○神社 ○八幡宮 境内東西九間餘 北十一間餘 村の寅の方三十間餘にあり、何れの頃の鎮座にか詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○眞淨寺 境内東西十五間餘 北二十六間餘 村の丑寅の方三十間にあり、山號を船岳山と云、曹洞宗白川領本郡中屋敷村長福寺の末寺なり、天文十九年水澤吉兵衛と云者建立し長福寺第四世文庭と云僧を開山とせしと云、釋迦を本尊とし、客殿に安す、
○褒善 ○孝行者てう 此村の農民喜之七妻なり、寛政十年米を與て褒賞しき、

○上原村 ○上原新田村 小千谷陣屋の南に當り行程八里二十二町餘、家數四十軒、東西七町八間南北五町二十

五間散居す、四方田圃にて北は宇田澤川に臨む、上原新田村家居一軒、上原村の中に住す、田圃界域なし、東四町藤原村の界に至る、其村は辰に當り十一町、西三町八間下原村界に至る、其村まで三町四十間餘、南三町法音寺村の界に至る、其村は巳に當り八町、北二町四十五間長森村の界に至る、其村まで四町二十間餘、又未の方二町四十間新堀村の界に至る、其村まで三町二十間餘、

○山川 ○宇田澤川 村北にあり、下藥師堂村の界より野際村の境内を經來り、七町西に流れ下原長森兩村の界に入る、

○神社 ○日光神社 境内東西七間半 南北六間免除地 村中にあり、二荒山神を祭れり、鎮座の始をしらず、村民の持なり、

○諏訪神社 境内三間四 村南にあり、何れの頃の勸請にか詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○藥師堂 境内東西三間南 北五間免除地 村中にあり、造立の年代詳ならず、村民の持なり、

●下原村 小千谷陣屋の南に當り行程八里二十六町、家數二十八軒、東西十町十八間南北二町二十間散居す、四方田圃なり、東四十間上原村の界に至る、其村は辰に當り三町四十間餘、西二十五間泉村の界に至る、其村は申に當り一町十間、南四町四十間新堀村の界に至る、其村

まで六町二十間、北四町下原新田村の界に至る、其村は亥に當り五町五十間、

○山川 ○魚沼川 村より五町戌亥の方にあり、泉村の界より來り、三町五十間北に流れ、下原新田村の界に入る、○宇田澤川 村東四町にあり、上原村の界より來り、二町西に流れ、長森新田村の界に入る、廣五十間計、

○神社 ○諏訪神社 境内八間四 方免除地 村の辰巳の方にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○西珠院 境内東西三十間南 北三十五間免除地 村東にあり、大富山と號す、開基詳ならず、眞言宗藤原村法音寺の末寺なり、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

●下原新田村 此村は慶安中下原村の農民新墾せし所と云、小千谷陣屋の南に當り行程八里二十三町、家數三十五軒、東西三町十間南北一町七間、四方田圃なり、東三町二十間、西二町南一町五十間共に下原村の界に至る、其村は南に當り五町五十間、北二町長森新田村の界に至る、其村まで四町四十間、又寅の方三町十五間長森村の界に至る、其村まで六町十間餘、

○山川 ○魚沼川 村より一町十間餘、戌の方にあり、下原村の界より來り、北に流るゝこと二町長森新田村

の界に入る、○宇田澤川 村北一町十間餘にあり、長森新田村の境内より來り、西に流るゝこと十五丁三十間、魚沼川に入る、

●泉村 枝村 子新田 ●泉孫新田村 小千谷陣屋の南に當り行程九里、家數三十二間、東西一町南北五町、散居す、四方田圃なり、孫新田村家居一軒、泉村の中にあり、田圃泉村と雜り界域なし、東二十間下原村の界に至る、其村まで一町十間、西一町泉新田村の界に至る、其村まで二町二十間、南一町新堀新田村の界に至る、其村まで六町、北四町十間浦佐組奥村新田・養和島兩村に界ふ、

○枝村 ○子新田 本村の南一町にあり、家數七軒、東西五十間南北五十間、西は魚沼川に傍ふ、

○山川 ○魚沼川 村より三町戌亥の方にあり、泉新田村の界より來り、二町北に流れ、下原村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○荒神社 境内東西五間南 北四間免除地 村中にあり、何れの頃の鎮座にか詳ならず、下原村西珠院是を司る、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内三間四 方免除地 村より巳の方三町三十間にあり、草創の年代をしらず、村民の持なり、

●泉新田村 此村は寛永九年墾闢せし新田なりと云、小千谷陣屋の南に當り行程九里二町餘、家數二十軒、東西

一町南北二町、西は魚沼川に傍ひ三方田圃なり、東一町二十間、北一町共に泉村の界に至る、其村は東に當り二町二十間、西五町五十間宇津野新田村に界ふ、南四町三十間新堀新田村の界に至る、其村は辰に當り九町三十間、又未の方六町二日町村の界に至る、其村まで十三町、

○山川 ○魚沼川 村西一町にあり、二日町村の界より來り、五町二十間東北に流れ、泉村の界に入る、○三國川 村より六町申の方にあり、新堀新田村の境内より來り、二町三十間北に流れ、魚沼川に入る、

●宇津野新田村 小千谷陣屋の南に當り行程九里十五町、家數二十二軒、東西四十間南北四町、東は魚沼川に傍ひ、西南は田圃にて村中に三國街道あり、東三町泉新田村に界ふ、西二町四十日村の界に至る、其村まで十二町南一町美佐島村の界に至る、其村まで十五町北は村際にて青木新田村に界ふ、又辰巳の方十一町二日町村の界に至る、其村まで十二町、

○山川 ○魚沼川 村東二町にあり、美佐島村の境内より來り、北に流るゝこと二十町、青木新田村の境内に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十五間 南北十間免除地 村中にあり、勸請の年代をしらず、村民の持なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十五間 南北十間免除地 村中にあり、勸請の年代をしらず、村民の持なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十五間 南北十間免除地 村中にあり、勸請の年代をしらず、村民の持なり、

●青木新田村 小千谷陣屋の南に當り行程九里十一町、家數十八軒、東西三十間南北三町四十間、東は魚沼川に傍ひ、西北は田圃にて村中に三國街道あり、東二町三十三間泉村に界ふ、西二町四十日村の界に至る、其村は申に當り十二町、南は村際にて宇津野新田村に界ふ、北二町大杉新田村の界に至る、其村は亥に當り六町、

○山川 ○魚沼川 村東二町にあり、宇津野新田村の境内より來り、三町北に流れ、浦佐組奥村新田・養和島兩村の境内に入る、

●大杉新田村 小千谷陣屋の南に當り行程九里六町、家數二十一軒、東西一町南北四町、散居す、西は山に傍ひ三方田圃なり、東四町三十八間浦佐組奥村新田・養和島兩村に隣り其村中を界とす、西八町四十日村の山に界ふ南二十間四十日村の界に至る、其村まで二町、北十七間浦佐組寺尾村の界に至る、其村まで二町二十間、又巳の方四町青木新田村の界に至る、其村まで六町、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十五間 村中にあり、何れの頃草創せしと云ことを知らず、村民の持なり、

●四十日村 枝村 西 小千谷陣屋の南に當り行程九里十八町、家數五十三軒、東西三町二十間南北八町四十間、四方田圃なり、又村北五十間に家數三軒あり、東西十五

間南北二十六間、東十町青木新田村の界に至る、其村まで十二町、西一里十日町組中條村の山に界ふ、南は田中村に隣り界域分ち難し、其村まで四十間、北一町四十間大杉新田村の界に至る、其村まで二町、又辰巳の方十町宇津野新田村の界に至る、其村まで十二町、

○倉廩 ○米倉 村の戌亥の方にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西六間南 枝村西の西山腰にあり、草創の年月を知らず、村民の持なり、

○寺院 ○宗龍寺 境内東西十九間南 村中にあり、大雲山と號す、本郡中屋敷村長福寺の末曹洞宗なり、天正七年長福寺第五世鳳山と云僧創建すと云、本尊釋迦客殿に安ず、○觀音堂 境内にあり、

○寶積寺 本山派の修驗なり、其先祖詳ならず、寛永中大成院某と云者中興してより現在まで九世なりと云

●田中村 枝村 西 小千谷陣屋の南に當り行程九里十八町、家數十三軒、東西二町南北三十間、四方田圃なり、東西南北共に四十日村の田圃と相接し界域分ち難し、四十日村は北に當り四十間、

町にあり、家數四軒四十日村の枝村西と雜居す、

○神社 ○祇園神社 境内東西七間南 村中にあり、鎮座の年月を知らず、村民の持なり、

●十二神社 境内東西三十間南 村より五町戌亥の方山中にあり、何れの頃の勸請にか詳ならず、村民の持なり

●野田村 小千谷陣屋の南に當り行程九里十八町、家數五十二軒、東西六町二十間南北五町、散居す、西北は山に傍ひ東南は田圃なり、東一町田中村の界に至る、其村まで二町、西一里十町十日組十日町村の山に界ふ、南五十六間川窪村の界に至る、其村まで一里四十間北一里十八町十日町組中條村の山に界ふ、又寅の方二町四十日村の界に至る其村まで三町、

○山川 ○清水峠 村西十五町にあり、頂まで一里十町此を越て十日町村の枝村赤倉に出づ、妻有莊にゆく徑路なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西六間南 村北三十間山腰にあり鎮座の年月を知らず、村民の持なり、

○股倉神社 境内東西五間南 村より一町丑の方にあり草創の年代を知らず、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西二十五間 村の方二町山の半腹南北二十間免除地

にあり、何れの頃より鎮座にか詳ならず、村民の持なり、

○天満宮 境内東西四間南 村北三町山上にあり、勸請の時代詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○晃西寺 境内東西三十二間南 村中にあり、堂澤山と號す、曹洞宗雲洞村雲洞庵の末寺なり、開基の時代詳ならず、彌陀を本尊とし客殿に安ず、

○藥師堂 境内二十間 四方免除地 村の戌の方にあり、創建の年代を知らず村民の持なり、

新編會津風土記卷之百十五

外篇越後國魚沼郡之六

浦佐組

此地小千谷陣屋の東南に當り、本郡の東の方にあり、東は小出島組糸魚川領本郡の地に續き、西は十日町組に隣り南は六日町組に交はり、北は堀内組に界ふ、東西五里二十一町、東は糸魚川領折立又村の山界より南北四里十五町、六日町組大杉新田村の界より北は堀内組中條村の山界に至る、南北四里十五町、北は堀内組中條村の山界に至る、此組の諸村半は八海山の麓に住し寒氣早くして強し、土地瘠て五穀の實り勝れず、中央に八色原とて東西一里南北二里計の芝原あり、殊に薄地と見え滿原草莽にて耕耘すべからず、其餘の村里は大抵三國街道の左右に住し、往々市店を開き生計を資く、因て山添の村々に比すれば風俗稍薄し、土地少しく美なれども年々水災に苦めり、又毎年八月には浦佐村毘沙門の祭禮あり、其日近郷より參詣し、老若男女群り湊て躍舞をなす、其さま殊にふるめきて見ゆ、浦佐村毘沙門堂 同月の條下に詳なり

祭禮市と稱て市立あり、三日を初市と云、十一日より十四日までを中市、二十一日より晦日までを末市と稱す、浦佐村の兩頬に小屋を架し、商人多く集り諸物を交易す、此組に風神祭初日祝と云ことあり、六月十五日に風神に手向するとて漆木の葉を焼餅に貼つて供ふ、十一月には初巳日を年の貢を納る初とて祝せり、又近年夏に至れば魚沼川邊の諸村に毒虫あり、赤虫と云、其形甚微なり多くは草木の葉に生しは風吹飛て人の膚に著く、後日を經て其處肉赤く往々腐爛し、病て疫癘の如し、老稚は是がために死するものありと云、村民蠶を飼、布を織て産業の資とす、此組の諸村共に赤石郷に隸し、藪上莊と稱す總て五拾四箇村あり、

- 浦佐組上十七箇村
- 浦佐村 ウラサ 五箇村 枝村 イハヤマ サカヒガハ
 - 市野江村 イチノエ 枝村 キタ ヲシロヤ マツチマタ
 - 一尾村 ヒムラ 名木澤村 ナギサハ 九日町村 コノカマチ 枝村 ハチノカ ネノダク
 - 今町村 イママチ 城山新田村 シロヤマ 五日町村 イツカマチ 枝村 ガケノシタ
 - 寺尾村 テラウチ 奥村新田村 オクムラ 養和島村 ヨウワシマ 水尾新田村 ミヅノ
 - 水尾村 ミヅノ 今町新田村 イママチ 柳古新田村 ヤナギコ
- 浦佐村 此村もと下浦佐村と云、何の頃下の字を省き

しか知す、小千谷陣屋の東南に當り行程六里十八町、家數二百五十三軒東西五町南北七町三十八間、兩頬に住す西は山に傍ひ三方田圃にて東に魚沼川あり、毎月三三日に市をたて諸品を交易す、村中に官より令せらる、掟條目の制札を懸く、三國街道驛所にて堀内組堀内村驛より二里十八町此に繼ぎ、此より一里二十八町五日町村驛に繼ぐ、東二十三町若荷澤新田村の界に至る、其村まで一里十二町西一里計、市野江村及堀内組明神村の山に界ふ、南十二町五十間市野江村の界に至る、其村は未に當り十三町北三町十間五箇村の界に至る、其村は子丑に當り八町、又丑寅の方十町十六間岡新田村の界に至る、其村まで二十町、辰の方二十町黒土新田村の界に至る、其村まで一里五町、巳の方十町海士島新田村の界に至る、其村まで二十七町、巳午の方九町四十間鰯島新田村の界に至る、其村まで二十八町、

○山川 ○魚沼川 村東三町にあり、芹田村の境内より來り、二十五間北に流れ、岡新田村の界に入、廣八十間、○赤澤川 村南十町にあり、村西の山中より流れ出北に流る、こと二十町計、魚沼川に入る、廣五間、○水無川 村より辰の方二十町にあり、黒土新田村の界より來り、一里計西に流れ岡新田村の界に入り、魚沼

川に注ぐ、廣二十間、此川八色原に至れば伏流して魚沼川の邊に至て水流る其間常平沙となり、雨潦の時のみ水あり因て名く、

- 原野 ○八色原 魚沼川の東にあり、本郡の條下に詳なり
- 倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、
- 寺院 ○毘沙門堂 境内東西二町十五間南北四町免除地 村西山麓にあり、數圍の古木堂舎の四方に連り物古たる地なり、此堂大同二年創立の由云傳れども、いつの頃にか回祿に罹り古記焼亡して詳なることを知す、されども昔より地頭領主の崇信他に異なりしと見え、寄附の田畝も許多ありしとぞ、其時の文書傳へて寺寶とす、今官より本村に於て五十石の地を寄附せらる、又承久年中平繁基と云者、北山林の境を定てより、文書末に出す今に至るまで其地毘沙門堂に屬せり、○制札 二王門の前路の左にあり、殺生伐木狼藉及火を猥にすることを禁する勝示なり、末に天和二年とあり、○下馬札 二王門の前路の右にあり、○二王門 三間に二間、越後家高田在城の頃の修造なりと云、在右に力士の像を安ず、○本堂 七間四面南向四方に庇縁あり、多門天の木像を安ず、長二尺三寸餘作者を知らず、厨子に天正廿年源譽清水と彫附あり、此堂修葺の時は舊例にて魚沼一郡の村々より登

を寄進すと云、又毎年正月三日の夜には近里の老若立願の爲とて男子は裸になり、其上に大なる氷を脊負來り、女子は單衣又は袷を服して參詣し、稻刈の姿にならひ躍舞す、やがて左右に立分れ暫の間押合ふ、此を一躍一押と云、凡七回なり、五回の躍に側より酒を堂上に灌ぐ、七回畢て肩車に乗りさゝらをすり諷ふ、其時童子は堂上の人の頭を踏つて縦横に行く、古來よりのならはしなりと云、男女老若群集して寺境にみたり、八月三三日の日にも參詣多く、他邦より來る者少からず、
 ○鐘樓 二王門を入て本堂にゆく路の右にあり、鐘の徑三尺、享保二丁酉年八月十三日普光寺現住沙門賢榮代と彫附あり、○白山神社 鐘樓の西にあり、千手院司なり、○愛宕神社 本堂の東北山の半腹にあり、地藏院是を司る、○地藏堂 愛宕神社の北にあり、是も地藏院司なり、○別當普光寺 本堂の東北にあり、何の頃の草創にか知ず、山號を吉祥山と云、山城國醍醐報恩院の末寺眞言宗なり、本尊大日客殿に安ず、又地藏の像一軀あり、空海作と云長七寸、
 ○門徒 △千手院 本堂の南にあり、千手觀音を本尊とす、
 ○文珠院 千手院の東北に並べり、本尊彌陀、○寶授

寺 本堂の西南にあり、本尊樂師、○地藏院 寶授寺の東南にあり、正觀音を本尊とす、○西泉坊 寶授寺の西南にあり、彌陀を本尊とす、○地藏院 本堂の東北にあり、本尊地藏、
 【寶物】 △不動畫像 一幅空海筆と云、極て古物なり上に文字ある如く見ゆれども黒痕鮮明ならず、△空海畫像 一幅自畫なりと云、△出山釋迦畫像 一幅筆者知ず、古畫と見ゆ、△古文書 二十八通其文如左、
 下浦佐村天王堂
 僧道乘房辨覺
 四至 東沼寺田際 西沼高山頂
 南沼形太澤 北沼黑澤
 右以人為令寺務執行所補任也、件四至之内限永代可禁斷殺生也、仍住民等宜承知、敢勿遺失、故下、
 承久三年十月三日 地頭平繁基(花押)
 越後國浦佐村内天王堂院主職事
 右任先師等手繼讓狀之旨、所宛行于助房也、守先例令領知之狀如件、
 正平四年十月九日
 (花押)
 下天王堂神田事

三位房所

合壹町 六畝 坪後家名内
二畝 坪孫太郎扣
二畝 坪樋渡

元亨二年拾一月十日

宛行

越後國浦佐天王堂院主職事

右彼於院主職者、阿闍梨祐安不可有相違、如先々可致御祈禱之忠所也、仍爲後日安堵之狀如件、

文和二年七月三日

藤原賴文(花押)

敬白 浦佐毗沙門天王

奉加 勸進

七十四貫百文

八石三斗二升

右八月憑日奉施入之候如件、

永和二年戊午八月一日 馮日 辛丑

國奇金藏 月山 敬白

奉寄進

魚沼郡浦佐保南方内田

貳佰疋 在所號者

右於彼田者全先例

天王堂御造營之奉寄進之處也、其志趣者爲天下安全國土豐饒殊者信心施主等弓箭名徳武運長久之可願成就之故也、仍可預御祈禱之請誠之狀如件、
 永徳二年十一月十三日

藤原清信(花押)

源光家(花押)

藤原宗重(花押)

賀迦□□明(花押)

橘滴言(花押)

中原栗(花押)

藤原秀重(花押)

藤原秀春(花押)

奉寄進

越後國千屋郡浦佐保普光寺御佛供田之事、

一所補澤作貳百疋

合坪田參百疋者在所

一所扶原田百疋

右爲者天長地久御願圓滿國中安穩心中所願皆令滿足之故也、仍寄進之狀如件、

應永十一年二月二十二日

兵庫助實(花押)

浦佐多門別當御房

普光寺別當職事

右任師匠伊與祐秀讓之旨、少輔祐榮可知行者也、此外至自餘弟子等、敢不可有妨於寺內事者、守先例可致其沙汰、仍執達如件、

享德四年三月二十六日

兵庫助房景(花押)

普光寺別當少輔房

制札

右於彼普光寺山木、一本も切たらん輩者可處罪科者也、仍禁制之旨如件、

寬正貳年十一月日

肥前守(花押)

其方寺中之諸法事顯密共爲計可被勤候、若背法度輩者寺中不可叶候、恐々謹言、

文明五年みつとの

肥前守房景(花押)

越州千屋郡浦佐多門堂普光寺別當職之事

右任前任權少輔僧都祐榮讓狀之旨、慈清祐圓可知行者也、此外自餘弟子等敢不可有妨於寺內事者、守先例可致其沙汰執達如件、

文明七年六月十八日

肥前守房景花押

謹上

普光寺別當慈清房

禁制

多聞林不可切事、並不可殺生事、右有背此旨輩者、可處堅罪科者也、仍如件、
文明十七年三月十八日 顯景(花押)

制札

右於彼普光寺山木、一本も切たらん輩者可處罪科者也仍禁制之旨如件、

文明十九年二月二十八日

清景(花押)

越州千屋郡浦佐多門堂普光寺別當職之事、任祖父判形之旨不可有相違者也、仍執達如件、
延德三年六月十六日 前肥前守顯吉(花押)

別當職之事

任緒圓之讓不可有相違候者也、仍如件、

明應五年正月二十日

肥前守顯吉判

別當職之事

任緒照之讓、圓鏡知行不可有相違者也、如件、

天文二年五月三日

越前守房長(花押)

爲毘沙門領、浦佐之内參拾五貫文之所令寄進候、於佛前武運長久之懇祈彌不可有油斷者也、仍如件、

天正三年六月二十八日

謙信判

普光寺

爲新春之祈念卷數并鳥目三十疋到來悅入候、恐々謹言、

正月二十七日

謙信判

普光寺

浦佐毘沙門新寄進之事

一貳拾貫文

藪神 圓藏寺分

右令寄附畢、當家武運長久子孫繁榮之懇祈可被抽精誠者也、仍如件、

天正拾年閏十二月二十一日

景勝 朱印

普光寺

御懇札具令披見候隨而今度從上様御幕など被下官途させられ候、就之祝儀之趣祝着之至候、殊卷數守送給候吊稅之式候、緒餘令期永日之時候、恐々謹言、
貳月四日 少弼景勝判

普光寺床下

相澤泉澤

今度其方事相稼其地無相違抱候段きとくなる事ニ候此末之儀も雖無事尤候、何れ其元有談合堅固之備兵之地在共海し在共せいし成候、差越し最可然候、水萬吉重而恐々謹言、
八月十二日 景勝判

浦澤別當參

已上

浦佐爲毘沙門領高貳拾石相附申候、以來まで無相違可有知行者也、

慶長三年九月二十六日

堀監物直正(判)

浦佐毘沙門別當坊

浦佐寺中殺生停止并於神前可致下馬候、右之趣自然相背候者、注進可有之候、其上急度可申付候、恐々謹言、

慶長五年九月九日

堀丹後守直寄判

普光寺

爲毘沙門領高頭參拾石令寄進候、全可有知行候、仍如件、

慶長八年六月九日 堀丹後守直寄判
浦佐普光寺

渡申田畠毛付荒地共

五石七斗壹升參合

參石

合八石七斗壹升參合

荒地之所

一所屋敷田

一所湯殿

一所内田川

一所太夫作

ト合拾壹石參斗

右渡申候處實正也、仍如件、

慶長五年三月十三日

多門別當坊

中島七左衛門尉判

浦佐村之内ニ而御奉行衆御合點に候間五拾石分所毘沙門領如前々相渡申者也、仍而如件、

慶長十五年戊霜月三日

毘沙門別當様

山田藤左衛門吉次判

浦佐村普光寺并毘沙門堂大伽藍ニ候得共、只今寺領とても無之候間、毘沙門堂爲建立新田被成度由尤に候、場所見立候て新田仕立以來御改次第少々御年貢御上候共、寺方に被成可有御上候、以上、

元和九年三月十一日

普光寺

平岡次郎右衛門判

岡上甚右衛門判

尙々此御出家之様子御代官所々上り候而申入候、

幸便候條申入候、其已來者久々不申通候、無何事御

上洛被成候哉、其後終に便無之候、無御成立存候、

我等も當夏中越後へ參候、魚沼郡松平仙千代殿江相

渡候罷歸申候、將又貴僧御事當御代官金兵衛殿も直

段ニ申渡候新田之儀も、新左衛門殿へも御物語申候

而當御代官衆候間可然候、越國へ參候て懸御目萬々

可申入候、恐々謹言、

十月十一日

普光寺様人々御中

平岡次郎右衛門判

○古蹟 ○城跡 村西三町山中にあり、高二丈周二十町餘、天正年中大關常陸介某と云者住せし所と云、莊屋與兵衛が家に古文書一通を藏む、左に出す、

出置知行 塚目在城之旨諸役停止之、可爲郡司不入者也、

天正十一年三月朔日 (朱印)

大關常陸助殿

●五箇村 枝村 岩山 境川 小千谷陣屋の東南に當り行程六里十町、家數二十軒、東西一町南北一町五十間、三國街道にあり、西は山に傍ひ三方田圃にて、東は魚沼川に近し、東一町四十間岡新田村の界に至る、其村まで四町二十間、西十六町五十二間堀内組魚地村の山に界ふ、南四町五十間浦佐村の界に至る、其村は午未に當り八町北三十二町五十八間青島村の山に界ふ、又亥の方二十二町二十四間堀内組堀内村の山界に至る、其村まで二里十町、

○枝村 ○岩山 本村より戌亥の方三町二十間にあり、家數三十四軒、東西一町十間南北二町、西は山に傍ひ東に魚沼川あり、○境川 岩山の丑寅の方六町餘にあり、家數二十六軒、東西二町南北五十間、又二町餘未申の方に一區あり、家數五軒、東西二十六間南北二十二間、共に東は魚沼川に臨み西は山に傍ふ、又一町二十間餘西に家居一軒あり、

○山川 ○橋原峠 村より亥の方三國街道にあり、頂ま

で二十町餘、路の側に茶店あり、顧み望めば魚沼川一帶の碧流南より來りて山麓を廻り上田莊の諸村まで遙に東南に見ゆ、堀内村と界ひ峯を限とす、もとは浦佐村より十日町村を経て小出島組小出島村に至り、魚沼川の北を往來せしが、後此山に新道を開くと云、

○魚沼川 村東一町にあり、浦佐村の境内より來り二十七町五十間計北に流れ、十日町村の界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西五間南村より子丑の方三町餘にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

○股倉神社 境内東西四間南村北七間免除地 枝村岩山にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西七間南村北八間免除地 枝村境川にあり、何の頃の建立にか知らず、村民の持なり、

●芹田村 小千谷陣の屋東南に當り行程七里、家數三十五軒、東西二町南北三町四十五間、地雜はる、四方田圃にて東は魚沼川に近し、東五町二十間浦佐村の界に至る、其村は北に當り十町十間餘、西北は共に村中にて一村尾村に界ふ、其村は申に當り六町、南二町十八間九日町村の界に至る、其村まで八町、莊屋利左衛門が家に古文書を藏む、其文左に録す、

急度遺□□村之淺當年之事藏入に仕候、左様候へは

當年中諸屋□□令用捨□□成其段□□隨分精入可仕候、爲其如此候者□□

正月卅日

丹後守直寄判
せり田村肝煎百姓中

急度爲申聞候

一せり田村役仕候百姓六人有之專候、左様に候へは一人ニ付壹ケ年之間ニ日數十二日宛給人方へ取遣可申候、此外川時にても罷出用所聞候者可爲曲事、一納舛にて下候て百姓迷惑仕候由聞届候、判之舛のほる□うつし候共判のなき舛にていか□申事堅令停止候事、

一ぬかはら等にいたるまで無益用、給人召置候儀法度候、則可成其意候事、

右條々すこしも不相背様ニ給人共ニせいしをさつけ候、則可得其意候、若違犯之族於有之者、以目安可申上候、様子聞届、以來藏入ニ可申付候也、仍如件、

慶長九年

極月二日

丹後守印
芹田村肝煎

○山川 ○魚沼川 村東五町二十間にあり、九日町村の境内より來り、五町五十間東に流れ北に折れ、浦佐村

の界に入る、

○寺院 ○善應寺 村中一村尾村の境内にあり、山號を赤城山と云、曹洞宗六日町組東泉田村永昌庵の末山なり、何の頃にか本山三世の僧寛市と云者開くと云、天和二年田地を免除せられ、本尊彌陀長五寸、行基作と云、客殿に安ず、

○赤城神社 境内にあり、

●市野江村 枝村 北 後山 辻又 小千谷陣屋の東南に當り行程六里三十一町、家數三十五軒、東西一町五十間南北一町二十間、三國街道に住す、西北に山連り東南は田圃なり、東三町南三町共に一村尾村の界に至る、其村は南に當り六町、西二里三町計十日町組中條村の山に界ふ、北は村際にて浦佐村に界ひ、赤澤川を界とす、其村は丑に當り十三町、

○枝村 ○北 本村より午未の方五町にあり、家數二十三軒、東西一町五十間南北一町十八間、南は一村尾村に續き、東北は田圃にて西は山に傍ふ、○後山 本村より申西の方二里にあり、家數四十五軒、東西四町南北二十五間、山中に散居す、此所年々地陥ること數丈にして家居田圃を害すること多しと云、○辻又 本村より戌亥の方二里にあり、家數四十四軒、東西四十八

間南北四町四十八間、山中に散居す、西南は溪流に傍ふ、

○山川 ○赤澤川 村北にあり、村西の山中より流れ出三町東北に流れ浦佐村の界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西七間南 村より巳の方二町にあり、鎮座の時代を知らず、鳥居あり、村民の持なり、

○十二神社 境内東西二間南 村より戌亥の方一町にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西六間南 枝村後山にあり、何の頃の草創にか知らず、村民の持なり、

○寺院 ○不動堂 境内東西六間南 枝村辻又にあり、草創の年月を傳へず、村民の持なり、

●一村尾村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里一町、家數九十二軒、東西四町南北三町四十間、北は市野江村の枝村北に續き、西は山に傍ひ東南田島なり、村東に三國街道あり、東七町十間芹田村の界に至る、其村は寅に當り六町、西十六町二十間市野江村の山界に至る、其村は北に當り六町、南九町五十間九日町村の界に至る、其村は辰巳に當り十町五十間、又未申の方五町二十六間名木澤村の界に至る、其村まで六町、丑の方十三町浦佐村の界に至る、其村まで二十四町、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八幡宮 境内東西二間南 村中にあり、勸請の年代を知らず、△神職小林長門 其先祖を長門古定と云今之長門照吉は八世の孫なりとぞ、

○寺院 ○圓通寺 境内東西二十四間南 村中にあり、山號を石壽山と云、寺尾村正眼寺の末寺曹洞宗なり、造立の年代を詳にせず、正眼寺四世梅庵を開山とす、本尊十一面觀音客殿に安ず、

●名木澤村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里七町、家數十一軒、東西五十間南北三十間、西南は山に傍ひ東北田圃なり、東四町北二町、共に一村尾村の界に至る、其村は丑寅に當り六町、西三十五町市野江村の山に界ふ、南は村際にて九日町村に界ふ、其村は卯辰に當り六町、

○神社 ○二所神社 境内東西一町南 村中にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

●九日町村 枝村 鉢岡 猫道 小千谷陣屋の東南に當り行程七里九町、家數六十五軒、東西二十八間南北四町、西は林木連り三方田圃なり、東十町今町新田村の界に至る、其村は辰に當り十一町五十間、西一里計名木澤村の山界に至る、其村は酉戌に當り六町、南一町五十八間今町村の界に至る、其村まで三町十間餘、北三町五十間芹

田村の界に至る、其村まで八町、又戌亥の方村際にて一村尾村に界ひ、其村まで十町五十間、寅の方二町五十五間、蝦島新田村の界に至る、其村まで十六町、

○枝村 ○鉢岡 本村より申の方四町にあり、家數八軒

東西五十間南北四十間、四方田圃にて西は山に近し、

○猫道 本村より未の方三町五十間にあり、家數十軒

東西三十間南北一町五十間、三國街道にあり、四方田圃なり、

○山川 ○魚沼川 村東十町にあり、今町村の境内より

來り六町四十間北に流れ、芹田村の界に入る、

○倉廩 米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八海神社 境内東西七間南 村中にあり、何れの

頃の草創にか詳ならず、鳥居あり、△神職宮崎出雲

先祖を殿内某と云、今の出雲清繁は十世の孫なりとぞ、

○十二神社 境内東西十四間南 村中にあり、勸請の年月

詳ならず、宮崎出雲が司なり、

○寺院 ○洞源寺 境内東西四十間南 村中にあり、曹洞宗

監澤組雲洞村雲洞庵の末寺なり、山號を龍樹山と云、

雲洞庵五世眞性が開基なりとぞ、草創の年月を詳にせず、

釋迦を本尊とし客殿に安ず、

○今町村 昔は魚沼川の邊に住し、前田島村と稱ふ、萬

治中此に移してより今の名とす、小千谷陣屋の東南に當り行程七里十二町餘、家數四十五軒、東西二町南北一町三十間、又丑の方五十間に一區あり、荒屋敷と云、家數九軒、東西一町二十間南北一町十五間、共に西は原野にて三方田圃なり、東十町今町新田村の界に至る、其村まで十一町、西十一町城山新田村の界に至る、其村まで十二町、南一町五日町村の界に至る、其村は未に當り九町四十間、北二町二十間九日町村の界に至る、其村まで三町十間餘、

○山川 ○魚沼川 村東七町にあり、五日町村の境内より

來り、北に流るゝこと十町、九日町村の界に入る、

○寺院 ○福嚴寺 境内東西三十八間南 村西にあり、山號

を石溪山と云、曹洞宗寺尾村正眼寺の末寺なり、昔は

魚沼川の邊にあり、雲洞庵と號す、本村を移せし時此に移せり、

天正十九年正眼寺四世是桃と云者開くと云、

本尊釋迦客殿に安ず、○阿彌陀堂 境内にあり、

城山新田村 村西の山中に何人の住せしにか城跡ある

故名く、今は其形を知らず、小千谷陣屋の東南に當り行程

七里十八町、家數十八軒、東西二十五間南北一町五十

五間、西は山に傍ひ、東は林木連り、南北田圃なり、東一町

今町村の界に至る、其村まで十二町、西一里計九日町村

の山に界ふ、南三十二間五日町村の界に至る、其村は辰巳に當り十一町、北三町九日町村の界に至る、其村は寅に當り十一町、

○五日町村 枝村 欠下 小千谷陣屋の東南に當り行程八

里十町、家數五十五軒、東西一町二十間南北四町、四方

田圃なり、三國街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟

條目の制札あり、浦佐村驛より一里二十八町此に繼ぎ、

此より二里六日町組六日町村驛に繼ぐ、東八町三十間水

尾新田村の界に至る、其村まで十四町三十間餘、西三十

五町五十六間十日町組中條村の山に界ふ、南三間寺尾村

の界に至る、其村は申酉に當り四町五十間餘、北七町六

間今町村の界に至る、其村は丑に當り九町四十間、

○枝村 ○欠下 本村より亥の方三町餘にあり、家數九

軒、東西一町三十間南北五十五間、四方田圃なり、

○山川 ○河原澤山 村西一里計にあり、高三十二丈餘

十日町組中條村及名木澤村の山に續く、○地獄平 村

より戌の方十三町山の半腹にあり、土を堀れば自然に

風生じ、火をうつせば能燃ゆ、硫黄の氣を帶び油煙あ

り、小千谷組市野宮村地獄谷と同じ、寛政元年此を堀

て釜を置、其上に湯槽を設け側に小屋を構ふ、よく濕

瘡を治するとして來り浴する者あり、此地もと西蓮寺と

云寺ありしとぞ、斷碑一片残り、永享五年三月二日と彫附あり、謂れを傳へず、○魚沼川 村東五町にあり、奥村新田・養和島兩村の境内より來り、十町北に流れ今町村の界に入る、

○神社 ○八幡宮 境内東西三間南 村西二町十間餘にあり

勸請の年月詳ならず、鳥居あり、寶藏寺是を司る、

○諏訪神社 境内東西四十間南 枝村欠下にあり、勸請の

年代詳ならず、寶藏寺司る、

○寺院 ○寶藏寺 境内東西三十四間 村西二町にあり、開

基の年月詳ならず、山號を不動山と云、六日町組余川

村寶珠院末寺眞言宗なり、本尊大日客殿に安ず、

○阿彌陀堂 境内東西四間南 寶藏寺の北にあり、草創の

初を傳へず、彌陀の像長二尺行基作と云、寶藏寺是を

司る、

○寺尾村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里十四町餘、

家數六十六軒、東西二町五十九間西北三町四十八間、西

は山に傍ひ三方田圃なり、東四町五十八間五日町村に隣

り其村際を界とす、西二十町六日町組四十日村の山に界

ふ、南一町五十七間六日町組大杉新田村の界に至る、其

村は午未に當り二町二十間、北三町五十五間五日町村に

界ふ、又辰巳の方六町奥村新田・養和島兩村に隣り、其

村際を界とす、

○山川 ○瀧 村西十五町計山中の溪流にあり、高二丈餘岩面に不動の像あり、空海の刻める所と云、又鹽平シホノタヒラとして山鹽水に雜り出る所あり、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○熊野宮境内六間四方免除地 村より三町巳の方にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

○天満宮境内東西十三間南北九間免除地 村東一町にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○正眼寺境内東西三十二間南北二十八間免除地 村西山麓にあり、

山號を大應山と云、出羽國米澤龍言寺の末寺、曹洞宗なり、昔は山下にあり、何の頃にか此に移す、草創の初詳ならず、龍言寺三世良心を開山とす、△客殿 十二間に八間、東向本尊釋迦、○諏訪神社 客殿の戌亥の方にあり、

○觀音堂境内十三間四方免除地 村西三十間餘にあり、建立の年月詳ならず、觀音の像六軀を安ず、空海作と云、秘佛なり、村民の持なり、

○奥村新田村 ●藁和島村 兩村ともに民居・田圃相雜て境界分ち難し、奥村新田村は何の頃にか奥村四郎左衛門と云者新墾せし所と云、小千谷陣屋の東南に當り行程

八里十八町餘、奥村新田村家數二十二軒、藁和島村家數七軒、東西三十間南北三町十間六日町組大杉新田村の地雜はる 四方田圃にて東は魚沼川に近し、東十一町二十間六日町組麓村に界ふ、西南共に村中にて大杉新田村に界ふ、其村は西に當り四町三十間餘北二十間寺尾村の界に至る、其村は戌亥に當り六町四十間餘、

○山川 ○魚沼川 村東十町にあり、六日町組青木新田村の境内より來り、二十町北に流れ、五日町村の界に入る、

●水尾新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里八町餘家數十八軒、東西二十間南北二町、東は水尾村に連り南北田圃にて西は魚沼川に近し、西四町十間今町村の界に至る其村は戌亥に當り十七町十間餘、南七町六間水尾村に界ふ、北八町四十間柳古新田・今町新田兩村の界に至る柳古新田村は丑寅に當り十二町、今町新田村は亥に當り六町十間餘、

○山川 ○魚沼川 村より未申の方七町にあり、六日町組麓村の境内より來り、北に流ること七町計今町村の界に至る、

●水尾村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里十一町餘、家數九十三軒、東西三町二十三間南北六町、散居す、東

北七町三十間九日町村の界に至る、其村は戌に當り十一町五十間、

●柳古新田村 大崎村の農民新墾せし所と云傳ふれども年代を詳にせず、舊此より三町四十間戌の方にあり、何の頃にか水災に逢ひ此地に移せりと云、小千谷陣屋の東南に當り行程七里二十四町餘、家數四十二軒、東西三十二間南北二町三十間大崎村の地雜はる 四方田圃なり、此村の田圃は三町四十間隔て戌の方にあり、地面東西四町二十間南北十六町、東南は大崎本村に界ひ、西は今町新田村に隣り、北は海士島新田村に交はる、大崎村は東に當り六町二十間餘、今町新田村は西に當り八町四十間海士島新田村は北に當り十二町四十間、

は山に傍ひ南北は田圃にて、西は水尾新田村に連る、東七町二十三間大崎村の山界に至る、其村は丑に當り七町二十間餘、南一町二十間六日町組麓村の界に至る、其村は未申に當り三町二十間、北七町二十八間大崎村に界ふ、

○倉廩 ○米倉村南にあり、本組の米を納む、

○神社 ○八海神社境内東西十一間南北二十間免除地 村中にあり、祭神は大己貴命なり、縁起に據るに此神もとは八海山の支峯駒形嶽に鎮座ありしが、成務天皇の御宇此所に移り給ひしと云、鳥居あり、○神職岡崎和泉 其先祖を薩摩某と云、今の和泉永次は七世の孫なりと云、

○寺院 ○藥師堂境内東西十一間南北十四間免除地 村中にあり、草創の年月詳ならず、村民の持なり、

○胎藏院 當山派の修驗なり、永祿三年玄學と云もの當院を草創し、相次で十世現住胎藏院龍學に至ると云る、

●今町新田村 萬治の頃開きし新田なりと云、小千谷陣屋の東南に當り行程七里三十五町餘、家數十八軒、東西四十間南北二町、四方田圃にて西は魚沼川に近し、東三町柳古新田村の界に至る、其村まで八町四十間、西一町三十五間今町村の界に至る、其村まで十一町、南二町四十間水尾新田村の界に至る、其村は巳に當り六町十間餘

新編會津風土記卷之百十六

外篇越後國魚沼郡之六

浦佐組下三十七箇村

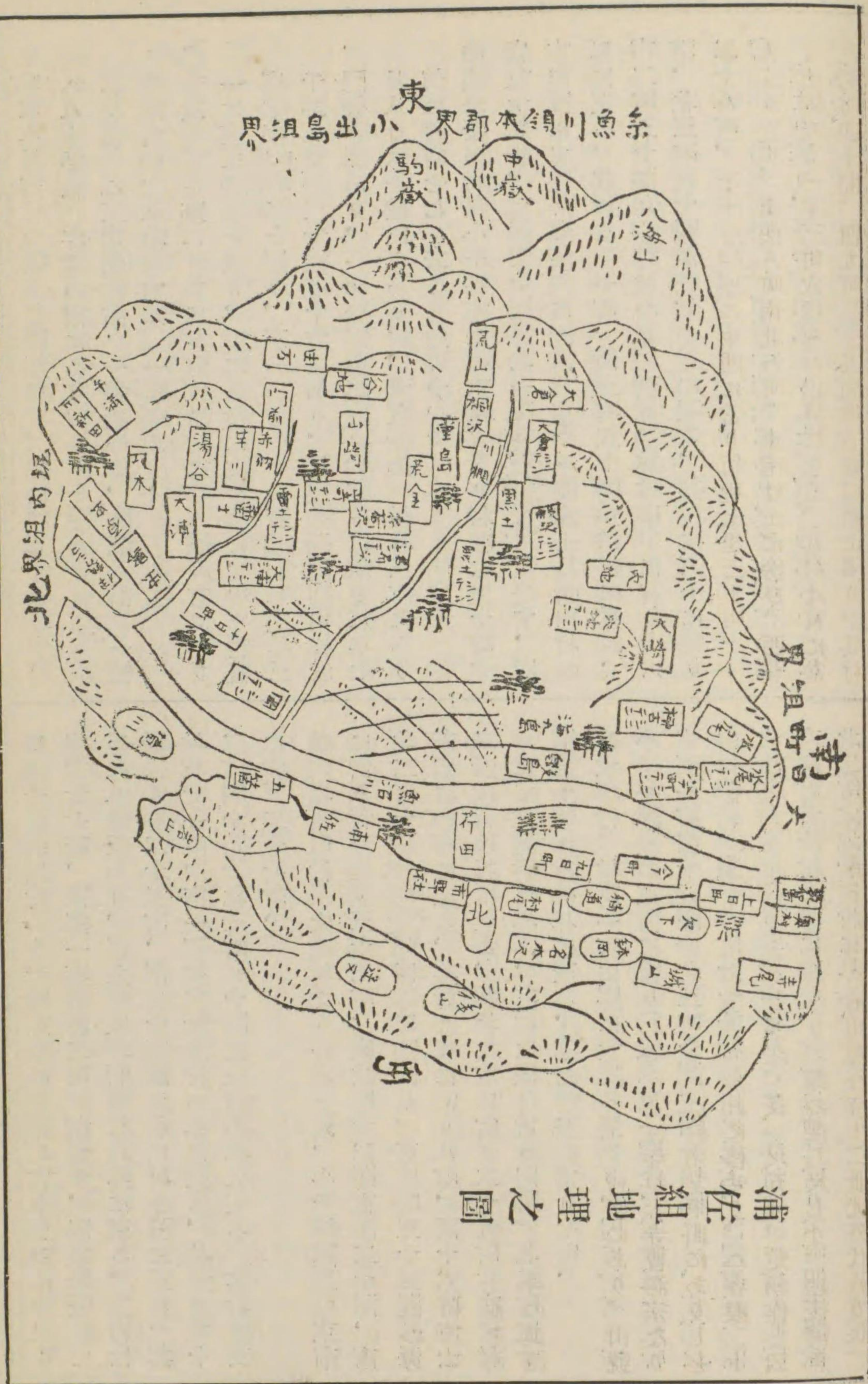
大崎村 蝦島新田村 海士島新田村 穴地新田村
 穴地村 黒土新田村 黒土村 船澤新田村
 大倉新田村 大倉村 荒山村 桐澤村 川棚新田村
 堂島新田村 荒金村 若荷澤村 若荷澤新田村
 山崎新田村 山崎村 大桑原村 門前村 赤羽村
 芋川村 湯谷村 雷土村 雷土新田村 大浦村
 大浦新田村 岡新田村 十日町村 虫野村
 伊勢島新田村 青島村 原虫野新田村 板木村
 干溝村 干溝新田村

●大崎村 小千谷陣屋の東西に當り行程七里三十町、家數二百五軒、東西八町南北五町、東南は山に傍ひ、西北は田圃なり、東三町穴地村の山界に至る、其村は寅に當り六町四十間、西九町二十五間柳古新田村に隣り、其村

中を界とす、南七町計六日町組下出村の山に界ふ、北二十一町浦佐村の界に至る、其村は亥に當り一里十二町、又未の方五町水尾村の界に至る、其村まで七町二十間餘、
 ○山川 ○堂平山 村南四町にあり、頂まで二町計、龍谷寺もとは此地にありしと云、八海山の支峯なり、
 ○坊谷山 村北三町にあり、雜木多し、西は八海山に續く、

○倉廩 ○米倉 村北四十間計にあり、本組の米を納む、
 ○神社 ○稻荷神社 村より辰の方五町餘山麓にあり、勸請の年代詳ならず、もと今の地より三町計申西の方にあり、享保中此に移す、鳥居・拜殿あり、天和二年神職の宅地を免除せらる、△神職山田典膳 先祖を將監吉重と云、何の頃にか當社の神職となる、今の典膳吉豊まで六世なり、

○寺院 ○龍谷寺 境内東西四十五間南 村南にあり、山號を八海山と云、上野國小川村嶽林寺の末寺曹洞宗なり開基の年代を詳にせず、もとは村南堂平山にありしを天文中嶽林寺二世宗積と云僧此に移せり、△客殿 十二間に八間、北向本尊彌陀、長一尺五寸、定朝作と云△鐘樓 客殿の北にあり、鐘の徑二尺七寸、越後國魚沼郡敷神莊大崎邑八海山龍谷寺十二世光外代維寛保二



浦佐組地理之圖

壬戌秋八月吉日の數字を隠起にす、銘は略して載せず、
△八海神社 客殿の南にあり、

【寶物】 △三尊彌陀畫 一幅惠心筆、△龍天畫 一幅
兆殿司筆、△地藏木像 一軀春日作、

○古蹟 ○古蹟二 共に村東穴地村にゆく道の右にあり
一は表に梵字を鐫り、裏に三行に文を刻む、中に皆觀
應元年中夏十と彫り、左右に諡一字一石□□件□界三
千群品窮堅三世盡横十方とあり、最後に□□□白作者
□智と刻めり、一は梵字を彫附け、其下に應安八年七
月八日孝子敬白とあり、○大久寺跡 村北三町にあり
何の頃廢せしと云こと知らず、

●鰻島新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里十町、
家數十九軒、東西二十間南北一町柳古新田村、散居す、四
方田圃にて西は魚沼川に傍ふ、東十一間海士島新田村の
界に至る、其村まで一町、西三町五十間芹田村に界ふ、
南二町三十間九日町村の界に至る、其村は申に當り十六
町、北三町五十間浦佐村の界に至る、其村は亥子に當り
二十八町、

○山川 ○魚沼川 村西三十間餘にあり、九日町村の境
内より來り、丑の方に流るゝこと五町、浦佐村の界に
入る、

●黒土新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里二十三
町、家數十八軒東西二町南北三十間、四方田圃なり、東
一町黒土村の界に至る、其村は辰に當り五町、西十三町
浦佐村の界に至る、其村は戌に當り一里五町、南一町二
十間穴地新田村の界に至る、其村は未に當り七町、北三
町若荷澤村の界に至る、其村は寅に當り九町、

○山川 ○水無川 村北二町にあり、荒金村の境内より
來り、十六町西に流れ浦佐村の界に入る、

●黒土村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里三十町、家
數十一軒、東西一町二十間南北二町、北は水無川に傍ひ
三方は田圃なり、東五町四間大倉新田村の界に至る、其
村は辰に當り六町三十間餘、西四町黒土新田村の界に至
る、其村は戌に當り五町、南三十間船澤新田村の界に至
る、其村まで三町、北一町二十二間荒金村の界に至る、
其村は亥子に當り五町、

○山川 ○水無川 村北一町にあり、川棚新田村の境内
より來り、二十町計西に流れ、荒金村の界に入る、

○神社 ○伊夜彦神社 境内東四間南
村より卯辰の方一
町にあり、何の頃の鎮座に知らず、村民の持なり、
●船澤新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里三十四
町餘、家數三十軒、東西三町南北一町、散居す、東南は

●海士島新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里九町
家數十七軒、東西一町南北二町、散居す、四方田圃にて
東に八色原あり、東九町穴地新田村の界に至る、其村は
辰に當り二十五町、西四十間鰻島新田村の界に至る、其
村まで一町、南一町柳古新田村の界に至る、其村まで十
二町四十間、北三町五十間浦佐村の界に至る、其村は亥
に當り二十七町、

●穴地新田村 穴地村より分ると云、小千谷陣屋の東南
に當り行程七里三十二町、家數四十二間東西二十間、南
北二町十間穴地村の四方田圃なり、東四町三十五間船澤
新田村の界に至る、其村は寅に當り八町、西十六町海士
島新田村の界に至る、其村は戌に當り二十五町、南は村
中にて穴地村に界ふ、其村は辰に當り四町、北五町四十
間黒土新田村の界に至る、其村は丑に當り七町、

●穴地村 村南一町山腰に大なる窟あり、因て村名とす
小千谷陣屋の東南に當り行程八里一町餘、家數三十五軒
東西一町四十五間南北三町十間、四方田圃にて、東南は
山に傍ふ、東十八町計大崎村の山に界ふ、西四町五十間
穴地新田村に隣り其村中を界とす、其村は戌に當り四町
南四町大崎村の界に至る、其村は申に當り六町四十間餘
北二町穴地新田村に界ふ、

山に近く四方田圃なり、東三町三十間大倉新田村の界に
至る、其村は寅に當り八町、西三町二十五間穴地新田村
の界に至る、其村は申に當り八町、南三町三十間計、穴
地村の山界に至る、其村は未申に當り五町、北三町三十
間黒地村の界に至る、其村まで三町、

●大倉新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里一町餘
家數十一軒、東西一町八間南北二十間、南は山に倚り三
方田圃なり、東十九間大倉村に隣り其村際を界とす、西
一町五十間船澤新田村の界に至る、其村は申に當り八町
南一里六町組下出浦村の山に界ふ、北一町二十間川棚
新田村に界ふ、又戌の方一町三十間黒土村の界に至る、
其村まで六町三十間餘、

●大倉村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里三町餘、家
數十八軒、東西三十五間南北二町、又一町四十間西に一
區あり、家數四軒東西五十間、南北三十間共に東南は山
に傍ひ、北は水無川に近く西に田圃あり、又一町四十間餘
北に一區あり、家數十軒、東西二十八間南北五十二間、
西北は水無川に近く東南は田圃なり、東は數山連りて境
界分ち難し、西は村際にて大倉新田村に界ふ、其村まで
十間餘、南一里二町計六日町組山口村の山に界ふ、北十
八間餘桐澤村の界に至る、其村まで五十間餘、又寅の方

七町荒地山村の界に至る、其村まで十町、

○山川 ○東嶽 村東二十八町計にあり、春月殘雪白鬼の形に似たる故名く、○中嶽 村より辰の方二里十八町計にあり、本郡の條下に詳なり ○八海山 村南にあり、同上

○水無川 中嶽より流れ出、山谷を過ぎ村東に至り、十二町西に流れて川棚新田村の界に入る、

○水利 ○五箇村堰 村より辰の方にて水無川を引き桐澤村の方に注ぐ、

●荒山村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里十町餘、家數十二軒、東西一町二十間南北三十間、東北は山に傍ひ南を水無川流れ西は田圃なり、東は數峯連りて境界分ち

雜し、西一町三十間南一町共に桐澤村の界に至る、其村は西に當り三町、北三十二町大桑原村の山に界ふ、

○山川 ○水無川 村より巳の方一町十間にあり、大倉村と入逢の地より來り、二町西に流れ桐澤村の界に入る、

○神社 ○十二神社 境内東西五間南北六間免除地 村東にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、

●桐澤村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里六町餘、家數二十三軒東西二町、南北一町北は山に倚り三方田圃なり、東一町三十間荒山村の界に至る、其村まで三町、西

里九町餘、家數九軒、東西一町南北三十間、北は山に傍ひ三方田圃にて南に水無川あり、東三町二十間桐澤村の界に至る、其村は巳に當り八町、西三町荒山村の界に至る、其村は戌に當り四町、南一町二十三間黒土村の界に至る、其村は未に當り四町、北二町荒金村の山に界ふ、

○山川 ○水無川 村南二十間餘にあり、川棚新田村の境内より來り、四町四十間西に流れ、黒土村の界に入る、

○水利 ○五箇村堰 桐澤村の方より荒金村の方に注ぐ

○寺院 ○藥師堂 境内東西二十間南北三十間免除地 村東山麓にあり、何の頃の建立と云ことを知らず、村民の持なり、

○褒善 ○佐右衛門 常に公を重んじ貢物滞ることなく人に交はるに禮儀正しく又父母に孝養厚し、父歿して後は毎朝其牌前に向ひ生に事するが如く、公私吉凶の事語り聞え、母の起るを窺ひ晴雨を告げ寒暖を語り、直に手を取て爐のもとに座せしめ、手水つかはせて朝飯を進む、其後に非れば己は食せず、出れば必告げ、歸れば又行先の事を語り、年始節句には朝とく起き袴を着て其折からの野菜を調して父の靈前に供へ、或は香花を手向て祭を設け終りて後母にも進めぬ、斯る事數十年懈らざりければ一族の者多くは其風に化し、佐右衛門が

二町黒土村の界に至る、其村まで六町、南十六間餘大倉村の界に至る、其村まで五十間餘、北四町堂島新田村の界に至る、其村は亥に當り八町、

○山川 ○水無川 村の辰巳の方三町にあり、大倉・荒山兩村の境内より來り、二町三十間餘西に流れ、又大倉村の界に入る、

○水利 ○五箇村 堰大倉村の方より來り、堂島新田村の方に注ぐ、

○古蹟 ○城跡 村北三町計にあり、山上を切平げて二段とす、上は東西三十間南北十六間、其下は東西三十五間南北九間餘、上杉の家臣楡井孫三郎某と云者居りしと云、何の頃の事と云ことを知らず、

●川棚新田村 昔は民居ありしとぞ、何の頃にか廢して今は家居一軒、大倉村に住し此地を耕作す、小千谷陣屋の東南に當り行程八里三町餘、地面東西四町二十間南北三町十五間、東は大倉村に隣り、西は黒土村に界ひ、南は大倉新田村に交はり、北は堂島新田村に接す、

○山川 ○水無川 大倉村の境内より來り、四町二十間餘西に流れ、堂島新田村の界に入る、

●堂島新田村 承應三年に開ける新田なりと云、天和の頃まで堂を道に作り、小千谷陣屋の東南に當り行程八

名一郡に高かりしとぞ、享保十二年米を與て賞す、

●荒金村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里四町、家數二十二軒、東西三十間南北一町十間、東は山に傍ひ三方田圃にて西南は水無川に近し、東二十八間堂島新田村の山界に至る、其村は辰に當り四町、西十五町若荷澤・黒土兩村に界ふ、南二町黒土村の界に至る、其村は巳午に當り五町、北二町二十四間若荷澤村の界に至る、其村は亥に當り五町、

○山川 ○水無川 村より未申の方二町にあり、黒土村の境内より來り、六町餘西北に流れ、黒土新田村の界に入る、

○水利 ○五箇村堰 堂島新田村の方より來り、田地の養水とし、若荷澤村の方に注ぐ、

●若荷澤村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里三十二町家數五十三軒、東西一町三十間南北三町、東は山に傍ひ三方田圃なり、東一町二十四間荒金村の山に界ふ、西二町若荷澤新田村に隣り其村際を界とす、南三町三十間荒金村の界に至る、其村は巳に當り五町、北四町山崎新田村の界に至る、其村は丑に當り五町二十間、

○山川 ○水無川 村より辰の方六町にあり、荒金村の境内より來り、三十四町亥の方に流れ、浦佐村の界に

入る、

○水利 ○五箇村堰 荒金村の方より來り、田地の養水とし、村北にて派となり、一は山崎村の方に注ぎ、一は山崎新田村の方に注ぐ、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西五間南 村南二町計山の半腹にあり、鎮座の年月を詳にせず、村民の持なり、

○伊勢宮 境内東西十間南 村中にあり、勸請の時代を傳へず、村民の持なり、

●茗荷澤新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里三十町、家數十八軒、東西一町五間南北二町二十八間、四方田圃なり、東南共に村際にて茗荷澤村に界ふ、其村は東に當り二町北三町、山崎新田村の界に至る、其村は丑寅に當り五町西二十五町浦佐町の界に至る、村まで一里十二町、

●山崎新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里二十六町餘、家數二十四軒、東西一町南北二町十間、四方田圃にて東南は山に近し、東三十二間山崎村の界に至る、其村まで五町、西七町茗荷澤及び茗荷澤新田兩村に界ふ、南三町二十間茗荷澤村の界に至る、其村は未に當り五町二十間、北三十九間芋川・赤羽兩村に界ふ、又未甲の方二

町茗荷澤新田村の界に至る、其村まで五町、

●山崎村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里二十二町餘家數二十四軒、東西二町南北一町二十間南は山に傍ひ三方田圃なり、東二十九間大桑原村の界に至る、其村まで一町五十間餘、西四町三十間山崎新田村の界に至る、其村まで五町、南五町茗荷澤村の山に界ふ、北二町門前村の界に至る、其村は丑に當り六町餘、

○神社 ○十二神社 境内七間四 村中にあり、勸請の初詳ならず、村民の持なり、

●大桑原村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里六町餘、二區に住す、其間一町五十間餘を隔つ、申の方を谷地と云、家數十八軒、東西一町二十間南北二町十五間、寅の方を田方と云、家數二十八軒、東西二町十五間南北三十間共に東南は山に傍ひ西北は田圃なり、東二十八町本村及山崎・門前・新田・雷土新田五箇村入逢の山に界ふ、西一町十九間山崎村の山界に至る、其村まで一町五十間餘南三町桐澤村に界ふ、北二町二十間門前村の山界に至る、其村は戌亥に當り二町十間、

○山川 ○三用川 田方の北にあり、村東の山中より源を發し、溪流に會して十八町西に流れ門前村の界に入る、廣十間、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十八間南 谷地にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西十五地 谷地より亥の方五十間にあり、勸請の年月知す、村民の持なり、

○諏訪神社 境内東西十五間 谷地の西にあり、勸請の初詳ならず、鳥居あり村民の持なり、

●門前村 淨光寺の門前に住する故名く、此村もと大桑原村に屬すと云、何の頃別村たりしやを知らず、小千谷陣屋の東南に當り行程七里四町餘、家數十八軒、東西二町南北二十間、北は山に傍ひ三方田圃なり、東五十間大桑原村の山に界ふ、西三町雷土新田村の界に至る、其村は申酉に當り十五町南五十間、大桑原村の界に至る、其村は辰巳に當り二町十間北三十間、赤羽芋川兩村の山界に至る、兩村は亥に當り十町三十間餘、

○山川 ○三用川 村南一町三十間餘にあり、大桑原村の境内より來り十一町西に流れ、赤羽・芋川兩村の界に入る、

○寺院 ○淨光寺 境内東西十七間南 村中にあり、山號を石動山と云、大浦村西福寺の末寺曹洞宗なり、何の頃にか空山と云僧開くと云、本尊彌陀客殿に安す、又地藏の木像あり、長一尺春日作と云、○石動神社 境内

にあり、

●赤羽村 ●芋川村 兩村の田圃相雜はり境界分ち難く、民家も雜居して一村の如し、小千谷陣屋の東南に當り、行程六里二十八町餘、赤羽村家數十五軒、芋川村家數十二軒、東西二町南北一町五間、三方田圃にて東は山に傍ふ、東十五町干溝村の山に界ふ、西四町雷土新田村の界に至る、其村は申に當り五町十間餘、南三町八間門前村の界に至る、其村は巳に當り十町三十間餘、北五十間湯谷村の界に至る、其村は丑に當り一町三十間、村民甚兵衛と云者の家に古文書一通を藏む、左に出す、

如先々觀音領五貫文之所進之候、仍如件、
天正三年 榎井修理亮
十月三日 親忠(花押)

○山川 ○三用川 村東一町五十間にあり、門前村の境内より六町三十間西に流れ、雷土新田村の界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十三間 村南二町にあり、勸請の時代を詳にせず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西三十間南 村中にあり、勸請の年月詳ならず、村民の持なり、

●湯谷村 小千谷陣屋の東南に當り行程六里二十七町餘

家數二十一軒、東西三町南北二町散居す、西北は山に傍ひ、東南田圃なり、東十三町、干溝村の山に界ふ、西二町三十間、雷土村の山界に至る、其村は申に當り五町餘、南四十間赤羽・芋川兩村の界に至る、兩村は未に當り一町三十間北七町板木村の山に界ふ、

○山川 ○三用川 村南四町三十間にあり、赤羽・芋川兩村の境内より來り、二町申の方に流れ、雷土村の界に入る、

○神社 ○八幡宮 境内東西四間南 村中にあり、勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●雷土村 此村に昔より雷神の社あるゆゑ雷公村と稱へしを、後今の名とすと云、小千谷陣屋の東南に當り、行程六里二十二町餘、家數二十軒、東西一町南北二町、東北は山に傍ひ、西南は田圃なり、東二町三十間、湯谷村の山界に至る、其村は寅に當り五町餘、西八町大浦村の界に至る、其村は亥に當り十六町南一町三十五間、雷土新田村の界に至る、其村まで三町、北五町計板木村の山に界ふ、

○山川 ○三用川 村南一町三十間餘にあり、湯谷村の境内より來り、十二町未の方に流れて、大浦村の界に入る、

赤羽・芋川兩村の境内より來り、十二町北に流れ、大浦村の界に入る、

●大浦村 小千谷陣屋の東南に當り行程六里七町餘、家數三十軒、東西二町南北二町、東北は山に傍ひ、西南田圃なり、又三町三十間餘、亥の方に家居一軒あり、十日町村の民家に雜はる、東五町計、板木・雷土兩村の山に界ふ、西二町四十間、十日町村の界に至る、其村は申に當り五町十間餘、南二町四間、大浦新田村の界に至る、其村は午未に當り八町三十間北二町虫野村の山界に至る、其村は亥に當り五町三十間餘、又巳の方八町雷土村の界に至る、其まで十六町、

○山川 ○三用川 村南三町にあり、雷土村の境内より來り、大浦新田村の地を過ぎ戌の方に流れ、虫野村の界に入、境内を経ること十六町餘、

○寺院 ○西福寺 境内東西三十間南 村中にあり、山號を赤城山と云、本州三島縣勝見村法持寺の末寺曹洞宗なり、何の頃にか芳室と云僧開基すと云、本尊彌陀客殿に安す、△白山神社 境内にあり、△稻荷神社 同上

●大浦新田村 何の頃にか大浦村より分ると云、小千谷陣屋の東南に當り行程六里六町餘、家數十一軒、東西十二間南北一町四十六間、四方田圃なり、東五町二十四間

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○雷公神社 境内二十間 村西二町にあり、何の頃の勸請と云ことを傳へず、祭神を詳にせず、元文元年再建すと云、鳥居あり、村民の持なり、

○墳墓 ○古塚 雷公神社の未申の方にあり、高八尺周四間計、何の頃にか城源と云者を埋めし塚なりとて今に城源塚と稱ふ、

○古蹟 ○城跡 村北三町計、板木村と入逢の山上にあり、板木城と云、頂に平なる所あり、又穴墜の跡残り、楡井修理亮親忠と云者住せし所なりと云、親忠は天正の頃のものなりとぞ、巖松寺跡 ○村より丑寅の方一町にあり、山號を赤城山と云しとぞ、何の頃廢せしにか知らず、今は畠となる、

●雷土新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程六里十九町餘、家數二十五軒、東西二町南北一町、四方田圃なり、東は村際にて赤羽・芋川兩村に界ふ、兩村は寅に當り五町十間餘、西七町十二間大浦新田村の界に至る、其村は戌に當り十二町三十間餘、南三町四十八間、山崎新田村の界に至る、其村は巳に當り五町五十間餘、北一町二十五間雷土村の界に至る、其村まで三町、

○山川 ○三用川 村より寅の方一町二十間餘にあり、雷土新田村の界に至る、其村は辰に當り、十二町三十間餘、西十五間、十日町村の界に至る、其村まで四町二十間餘、南五十三間北四間、共に大浦村の界に至る、其村は子丑に當り八町三十間、

○山川 ○三用川 村東五町にあり、大浦村の境内より來り、戌亥の方に流ること二町十間、又大浦村の界に入る、

●岡新田村 何の頃にか五箇村より分れしと云、小千谷陣屋の東南に當り行程六里十四町餘、家數十軒、東西二町十二間南北十三間、西南に川流れ、北は田畝開け、東に曠野あり、東六町、十日町村の界に至る、其村は丑寅に當り七町、西二町四十間北三町二十五間、共に五箇村の界に至る、其村まで四町二十間、南一町二十六間浦佐村の界に至る、其村は未申に當り二十町、

○山川 ○魚沼川 村西二町にあり、浦佐村の境内より來り、七町北に流れ、五箇村の界に入る、

○古蹟 ○八塚 村東三町八色原の中にあり、周三間計の塚八堆相並べり、土人八塚と稱ふ、來由を傳へず、

西十三間餘、南北一町二十四間、三方田圃にて東は山に傍ふ、東二町、大浦村の界に至る、其村は寅に當り五町十間餘、西四町二十四間、岡新田村の界に至る、其村は未申に當り七町南十四町三十間、浦佐村の界に至る、其村は未申に當り三十二町北五町六間、虫野村の界に至る、其村は丑寅に當り七町餘、

○山川 ○魚沼川 村より戌亥の方四町にあり、五箇村の境内より來り、一町北に流れ虫野村の界に入る、○三用川 村東二町にあり、大浦村の境内より來り、四町三十間餘、北に流れ虫野村の界に入る、

●虫野村 小千谷陣屋の東南に當り、行程五里二十四町餘、家數七十六軒、東西一町南北四町十五間、四方に田圃を開き、東南は山に近く西に魚沼川あり、東三町二十間板木村の山界に至る、其村まで十四町四十間餘、西二十五町五箇村及堀内組堀内村の山に界ふ、南十四町十日町村の界に至る、其村は未申に當り七町餘、北三町十八間伊勢島新田町の界に至る、其村まで四町二十間餘、又寅の方十一町五十四間原虫野新田村に隣り、其村際を界とす、巳の方十四間、大浦村の界に至る、其村まで五町三十間餘、

○山川 ○魚沼川 村西一町にあり、十日町村の境内よ

り來り、五町北に流れ伊勢島新田村の界に入る、○三用川 村西にあり、十日町村の境内より來り、二町西に流れ、魚沼川に入る、

○倉廬 ○米倉 村より三十間辰巳の方にあり、本組の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内東西六間南 村中にあり、何の頃の草創と云こと詳ならず、鳥居あり、○神職宮里薩摩先祖を薩摩在光と云、今の薩摩吉延は四世の孫なりとぞ、

○十二神社 境内東西六間南 村東三町にあり、勸請の年月詳ならず、宮里薩摩が司なり、

○古蹟 ○城跡 村より辰巳の方伊米碓山と云、小山の上であり、堀切の迹残り、天正中上杉の臣桑原彌次右衛門某と云者居れりと云、昔は村民歳首を賀するとて山上に登り酒を飲み、躍舞して山下に轉ひ落しとぞ、今猶上元に村民此山に集り躍舞をなす事あり、

○舊家 ○孫右衛門 此村の莊者なり、桑原彌次右衛門が遠祖なりと云、家系を失て世次を詳にせず、

●伊勢島新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里十八町、家數二十二軒、東西四十三間南北二町二十二間、西南は魚沼川に傍ひ、東北は田圃なり、東三町南十五間餘、

共に虫野村の界に至る、其村は南に當り四町二十間餘、西三町十間、青島村の山に界ふ、北五町十七間、青島村の界に至る、其村まで十一町四十間、又寅の方十一町十五間、小出島組佐梨古新田村の界に至る、其村まで十八町、

○山川 ○魚沼川 村西にあり、虫野村の境内より來り、十四町四十間餘、北に流れ青島村の界に入る、

○神社 ○伊勢宮 境内東西六間半南 村中にあり、勸請の年月詳ならず、○神職宮大隅 其祖に相模家次と云者あり、今の大隅重吉が三世の祖なり、

○古蹟 ○城跡 村西四町魚沼川の西の山上にあり、虫野村の邊より望むに満山草莽にて其間に雁牙の如く、切平げし跡見ゆ、鉞形城と唱へしと云、天正の頃にや井口左門某と云者の住所なりと云傳ふ、

●青島村 元祿年中魚沼川の東に移すと云、享保年中舊に復す、小千谷陣屋の東南に當り行程五里十三町餘、家數五十六軒、東西四十三間南北十町四間、西に山を擁し、東は魚沼川に傍て水田を開く、東六町四十間、小出島組佐梨古新田村の界に至る、其村は寅に當り十町西十一町北十三町二十間、共に堀内組大石村の山に界ふ、南六町二十三町伊勢島新田村の山界に至る、其村まで十一町四十間、

○山川 ○福山 村南三町にあり、高十五丈計の岩山に

て魚沼川の流に臨む、○魚沼川 村東五町にあり、伊勢島新田村の境内より來り、二十九町計、北に流れ、小出島組小出島村の界に入る、

○舊家 ○清兵衛 此村の農民なり、青島村の境内鉞形城に住せし井口左門某は清兵衛が遠祖なりと云、世次を詳にせず、

●原虫野新田村 寛永七年新墾せし所と云、小千谷陣屋の東南に當り行程五里二十三町餘、家數三十軒、東西一町二十間南北二町、四方田圃にて南に小山あり、東一町二十五間、板木村の界に至る、其村は巳に當り七町餘、西一町三十八間、虫野村の界に至る、其村は申に當り十一町五十間餘、南は村際にて虫野村に界ふ、北九町五十間小出島組佐梨原新田村の界に至る、其村は丑に當り十六町、

○山川 ○龍駕山 村の東南にあり、高三十丈計周二十町計孤立の山なり、南は板木村に界ひ、西南は虫野村に接す、秋雨の時白雲起り山上を覆ふ故名くと云、灌木多し、○魚沼川 村西八町にあり、伊勢島新田村の境内より來り、一町四十間計、北に流れ、小出島組佐梨村の界に入る、

○神社 稻荷神社 境内東西七間南 村西四十間にあり、勸請の年月詳ならず、○神職皆川伊賀 祖先を河内重道

新編會津風土記卷之百十六 外篇越後國魚沼郡之六

と云、今の伊賀正道は四世の孫なり、
 ●板木村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里三十四町、餘家數四十八軒、東西三町二十間南北三町十間、南は山に傍ひ、三方田圃なり、東三町十間、干溝村の山界に至る、其村は寅に當り十二町五十間餘、西二町三十間、虫野村の山界に至る、其村まで十四町四十間餘、南十二町雷土村の山に界ふ、北十町四十間、小出島組佐梨原新田村の界に至る、其村まで十七町十間餘、又亥の方四町原虫野新田村の界に至る、其村まで七町餘、
 ○山川 ○大清水 村東山麓にあり、楡井修理亮親忠村南の山上の條下に出ず、に居りし時馬足を冷せし所と云、周十五間計、又村北二町小渠に架する橋あり、修理亮討死の處なりとて其橋を土民亂橋と云、
 ○神社 ○山王神社 境内東西一町南北一町、村東にあり、勸請の年月知らず、遍照寺これを司る、
 ○八幡宮 境内東西十間、村東山麓にあり、勸請の年代詳ならず、村民の持なり、
 ○寺院 ○遍照寺 境内東西二十六間南 村より丑寅の方にあり、山號を山王山と云、堀内組田川村弘誓寺の末寺眞言宗なり、何の頃にか賢能と云僧開くと云、本尊大日客殿に安ず、△地藏堂 境内にあり、

○華師堂 境内東西六間南 村東にあり、草創の時代を詳にせず、遍照寺是を司る、
 ●干溝村 ●干溝新田村 兩村の田圃相雜はりて地界なし干溝村は小千谷陣屋の東南に當り行程五里二十一町餘、家數八十二軒、東西七町四十間南北三町十間、干溝新田村は其西に續く、家數十九軒、東西二町四十間南北五十一間、東南は山に近く、四方に田圃あり、東二十四町餘、小出島組芋川村の山に界ふ、西七町五十六間餘、板木村の界に至る、其村は申に當り十二町五十間餘、南十三町計板木村の山に界ふ、北七町四十二間、小出島組佐梨原新田村の界に至る、其村まで八町餘、又亥の方六町小出島組佐梨原新田村の界に至る、其村まで十町十間餘、
 ○倉廩 米倉村中にあり、本組の米を納む、
 ○寺院 ○林泉庵 境内東西四十間南 村北一町にあり、文明元年謙正と云僧開くと云、山號を貴福山と云、下野國都賀郡玉田村瑞光寺末寺曹洞宗なり、△客殿 十間に七間南向本尊彌陀、△鐘樓 客殿の西南にあり、鐘の徑二尺五寸享保四年林泉庵甫光代と彫附あり、△稻荷神社 客殿の巳の方にあり、
 ○寶泉寺 境内東西九間南 村南五十間にありて山號觀貴山と云、林泉庵末寺曹洞宗なり、天文二年林泉庵五世

新編會津風土記卷之百十七

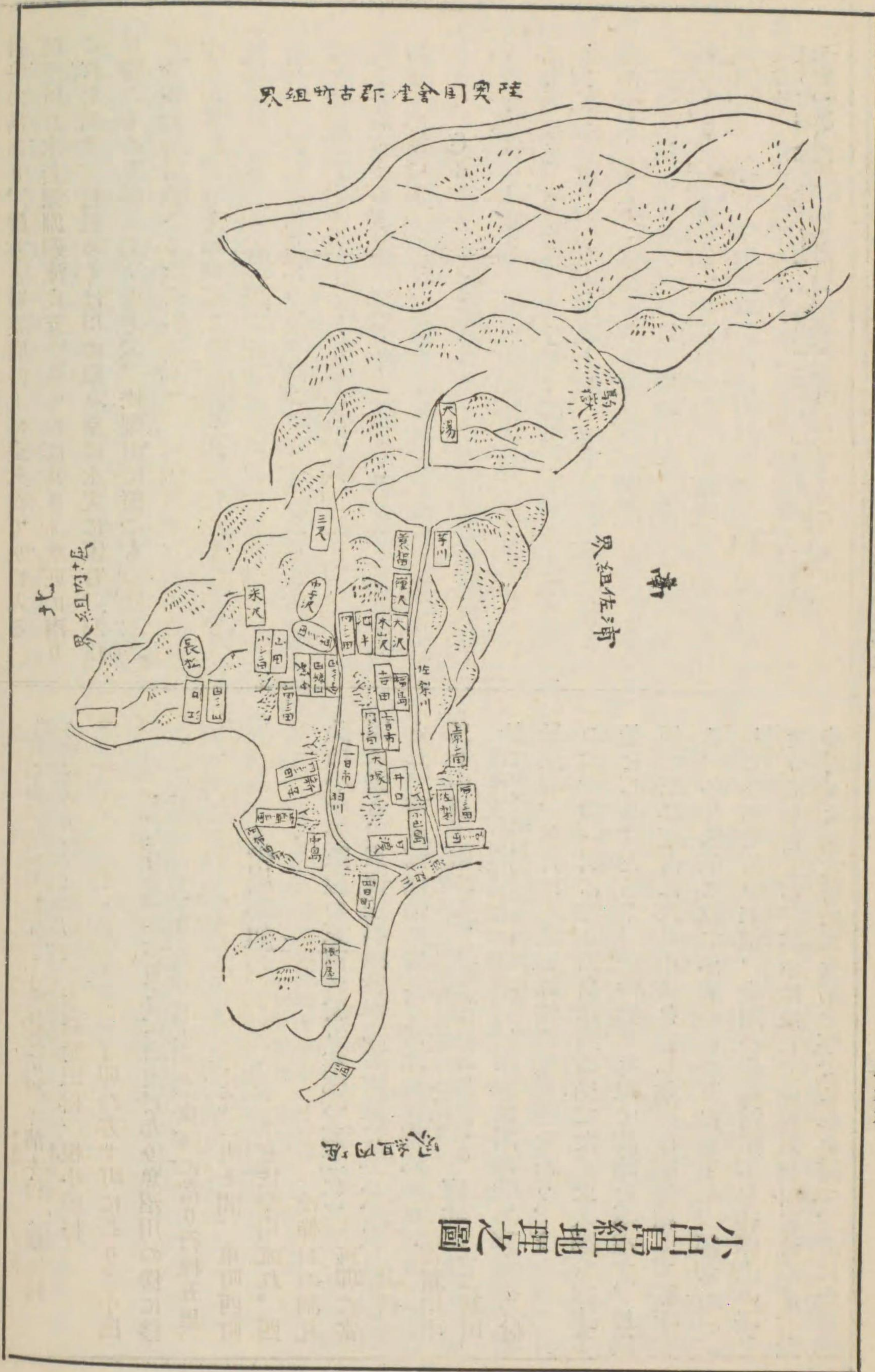
外篇越後國魚沼郡之七

小出島組

此地小千谷陣屋の東南に當り本郡の東北にて東の方陸奥國に跨る、東は陸奥國會津郡古町組に界ひ、只見川を限とし、南は浦佐組に接し、西北共に堀内組に連る、東西二十一里十町、東は古町組檜枝岐村の界より、南北二里十一町餘、南は浦佐組干溝村の界より北、四方に高山峙ち寒氣勁く雪最深し、冬月は人家を降埋め晝夜燈を用う、また春二月の頃積雪一面に凍り田畠溝渠の隔てなく土人踏て往來す是をしみ渡と名く、此時雪車を以て諸物を運送す、里民秤に至れば山に入て小屋を架し數日の間留宿して薪を伐る、冬月雪車に載て小澤のあひだに牽下し、細切俗に玉切と云として翌年七月の末頃、山間の宿雪消盡るを待澤上の堤をきりて水を落し、其中に投じて佐梨川羽川に流出す、此時村々より大勢出て次第を序でこれを流す、故に先拂跡

新編會津風土記卷之百十六終

舜泰と云僧開基す、本尊彌陀客殿に安ず、△秋葉神社 境内にあり、△十五堂 同上、
 ○毘沙門堂 境内東西十八間南 寶泉寺の西にあり、草創の初を詳にせず、寶泉寺是を司る、



拂等の稱あり、嚴寒と雖素膚の上に蓑を衣て水に入る、流す所の木若深淵廻流に支へらるれば其まゝ水底に潜りこれを出す、村里多くは川に臨み常に水災に困む、羽川に傍ふものを俗に羽川谷と云、佐梨川に倚るものは上流に大湯村の温泉ある故湯谷と稱す、西端に平地ありて水田乏かざれども土地瘠薄なり、又佐梨川・羽川を引て養水とせしに、此二川は山間の諸溪より冷水注ぎ秋熟常にすぐれず、然れども蠶織漁獵の利頗る多く、又炭を焼き小羽板を割て産業を贍せり、此組の諸村廣瀬郷に隸し、只根小屋村のみ宇賀地郷に屬せり、共に藪上庄と稱す、總て三十九箇村あり、

- 小出島組三十九箇村
- 小出島村 日渡新田村 四日町村 佐梨村 佐梨古新田村
 - 田村 佐梨原新田村 佐梨上原新田村 井口新田村
 - 大塚新田村 七日市村 七日市新田村 一日市村
 - 吉田村 福島新田村 大澤村 木山澤新田村
 - 中家村 枝村 原新田村 中家新田村 中家今新田村
 - 池平村 枝村 中子澤 池平新田村 三又新田村
 - 萩澤村 芋川村 萩和田村 大湯村 折立村
 - 山田新田村 山田村 山田小新田村 米澤村

新編會津風土記卷之百十七 外篇越後國魚沼郡之七

● 小出島村 昔は今の所より寅卯の方十町にありて小出村と稱す、何の頃にか船着の便をはかり魚沼川の傍に移せしより今の名とす、小千谷陣屋の東南に當り行程五里、家數三百五軒、東西三町四十間南北二町十間、東町西町裏町等の小名あり、東北は田圃にて南を佐梨川流れ、西は魚沼川に臨む、村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、東は村際にて井口新田村に界ふ、其村は寅卯に當り五町十間西三町二十間、四日町村の界に至る、其村は戌亥に當り四町五十間、南五十三間佐梨及佐梨古新田兩村に界ひ、佐梨川を限とす、佐梨村まで八町佐梨古新田村まで七町十間、北八町四十間中島村の界に至る、其村は子丑に當り六町五十間餘、

○ 山川 ○ 魚沼川 佐梨古新田村の境内より來り、村西を過ぎ北に流るゝこと二町、四日町村の界に入る、廣八十間、○ 佐梨川 村南五十間餘にあり、井口新田村の方より來り、西に流るゝこと三町三十間、魚沼川に入る、廣三十間此川は山間より諸溪注ぎ、動もすれば潦水俄に漲り田圃人家を傷ふことあり、因て所々に土堤を築て水災を防ぐ、鱒岩魚鱒を産す、

○倉廩 ○米倉 村北井口新田村の境内にあり、本組の米を納む。

○寺院 ○正圓寺 境内東西七間半南北十四間免除地 村北五十間にあり、稻荷山と號す、浦佐組干溝村、林泉庵末寺曹洞宗なり、草創の年月詳ならず、林泉庵九世門達と云僧の開基なり、本尊彌陀客殿に安ず、又鐘一口あり、徑一尺九寸餘、安永三甲午八月十八日正圓十一世越丈代と彫附あり、△稻荷神社 境内にあり、△太子堂 同上、△大師堂、同上、

○舊家 ○井口三郎左衛門 此組の大割元なり、浦佐組伊勢島新田村の境内鉞形城に住せし井口左門が子孫にて慶長の頃理左衛門と云ものあり、其孫三郎左衛門が時大肝煎役となる、三郎左衛門が曾孫新左衛門と云もの、時大割元役となり、相續て三世今に至ると云、

○褒善 ○太右衛門 此村の水呑百姓にて魚を鬻ぎ、又人に雇はれ、聊の賃取て世を送りしが、老母に事て孝心深く何事も盡して其意に適ひ、酒を嗜めば貧き中にも日ごとに差め奉養至らざる所なし、太右衛門に三歳の女兒あり、或時母榎の實を與へしに其穀咽にかゝりて頓て死せり、太右衛門商より歸りし時ありのまを告げ悲むこと限なし、太右衛門は母の歎を増んこ

とを恐れ露傷める氣色なく、却て其憂を慰め妻子にも斯と誠め、其後は娘の不幸を言ひ出せしこと無、わきて孝養を盡しければ、寛延二年米を與て賞す、○孝行者平左衛門 享和二年賞して米を與へき、

●日渡新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里、家數十三軒、東西十八間南北二十七間、東北は田圃にて西は羽川に臨み南は四日町村の民居に續く、東八間、四日町村に界ふ、西は村際にて四日町村に界ひ、羽川を限とす北二町十間中島村の界に至る、其村は子丑に當り四町、

○山川 ○羽川 村西にあり、中島村の境内より來り、南に流れ西に折れ、六町四十間を経て四日町村の界に入る、廣九間、鮎岩魚鰥鮠を産す、

○關梁 ○橋 村北二十間餘にあり、長九間半幅四尺餘隣村の通路羽川に架す、

●四日町村 此村初は四日市村と云、元和の頃にや今の名に改むと云、小千谷陣屋の東南に當り行程四里三十一町、家數八十六軒、東西二町二十間南北五十五間、東田は圃にて三方に川を帶ぶ、又辰の方四町三十間餘に一區あり、家數十二軒、東西十八間南北三十間、谷内と唱ふ、南は小出島村に連り、北は日渡新田村に續き東に田畝ありて西を魚沼川流る、未の方三町堀内組大石村の境

日近郷の男女相集て繁榮なり、△鳥居 兩柱の間一丈一尺、△本社 九尺四面南向、△拜殿 三間五尺に三間、△諏訪神社 境内にあり、△神職田中大隅 先祖を藪神權大夫吉信と云、何の頃にか當社の神職たり、藪神莊にありて藪神をもて氏とすれば古き家なるべし、其子和泉吉隆と云もの改て田中氏と稱す、今の大隅軌孝は吉隆が七世の孫なりとぞ、

○寺院 ○林昌寺 境内東西十二間南北二十三間免除地 村より丑寅の方にあり、瑞泉山と號す、糸魚川領本郡今泉村眞福寺の末山曹洞宗なり、文祿元年周天と云僧草創す、釋迦を本尊とし客殿に安ず、

●佐梨村 ●佐梨古新田村 兩村の田圃相雜て界域辨じがたし、佐梨村は小千谷陣屋の東南に當り行程五里八町家數六十二軒、東西二町五十三間南北一町二十一間、佐梨古新田村は其西に連る、家數十五軒、東西五十五間南北五十間、東南は田圃にて西北に川を擁す、東一町五十七間、佐梨上原新田村の界に至る、其村は辰に當り七町五十間西三町二十間、浦佐組青島村の界に至る、其村は申に當り十町、南一町九間佐梨原新田村の界に至る、其村は巳に當り一町二十間餘、北二町五十間井口新田村に界ひ、佐梨川を限とす、其村は丑に當り六町三十間、又巳午の方七町浦佐組原虫野新田村の界に至る、其村まで十

内に家數七軒あり、東西四十間南北十五間渡守の居なり南に山を擁し北は魚沼川に傍ふ、東三町五十間、日渡新田村に界ひ、羽川を限とす、其村は辰に當り四町十間、西三町堀内組田戸村の界に至る、其村は戌に當り九町、南四町三十間、大石村の山界に至る、其村は申に當り十五町、北二町堀内組下倉村の界に至る其村まで四町、又丑寅の方四町三十間中島村の界に至る其村まで七町、辰巳の方五町小出島村の界に至る、其村まで四町五十間、

○山川 ○魚沼川 村南にあり、小出島村の界より來り、西に流るゝこと七町二十間田戸村の境内に入る、○阿波留麻川 村北にあり、中島村の界より來り、未申の方に流るゝこと七町十間、村西にて魚沼川に入る、廣四十間小舟をもて隣村に通ず、鮎岩魚鰥鮠多し、○羽川 村東三町五十間にあり、中島村の境内より來り、南に流れ西に轉じ、九町二十間計流て魚沼川に合す、

○關梁 ○船渡場 村南にて魚沼川を渡す、大湯村及堀内組廣瀬郷の諸村に通る路なり、

○神社 ○諏訪神社 境内東西十六間南北二十六間免除地 村より寅の方三十間餘にあり、勸請の初を詳にせず、昔は左計の大社にて慶長の頃堀丹後守直寄六日町組坂戸に在城の時祈願の旨ありて社産許多を寄附せしと云、祭禮三月二十七日

六町、

○山川 ○魚沼川 佐梨古新田村の西三町二十間にあり原虫野新田村の境内より來り、五町二十間、北に流れ小出島村の界に入る、○佐梨川 佐梨村の北二町五十間にあり、佐梨上原新田村の界より來り、西に流るゝこと二十九町餘、魚沼川に注ぐ、

○寺院 ○圓福寺 境内東西二十六間半 南北二十五間免除地 佐梨村より巳の方四十間餘にあり、延命山と號す、堀内組田川村弘誓寺の末山眞言宗なり、草創の年月詳ならず、客殿に大日を安じ本尊とす、△阿彌陀堂 境内にあり、

●佐梨原新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里十四町餘、家數三十軒、東西三十六間南北一町三十一間、四方田圃なり、東十三間佐梨上原新田村の界に至る、其村まで三町、西三十三間佐梨古新田村の界に至る、其村は戌に當り四町北十七間佐梨村の界に至る、其村は亥に當り一町二十間餘、南一町十一間、浦佐組干溝村の界に至る、其村は巳に當り十町十間餘、

●佐梨上原新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里十七町餘、家數十六軒、東西四十間南北五町十間、北は佐梨川に傍ひ、三方田圃なり、東一町六間佐梨村の界に至る、其村は戌亥に當り七町五十間餘、西五町四十九間、

廿月を知らず、修驗大徳院これを司る、△相殿二座

△稻荷神 本村より移す、△牛頭天王神 同上、

●大塚新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里五町民居なし、地面東西二町五十間南北二町八間、東は七日市村に界ひ、南は井口新田村に隣り、西北は共に小出島村に連る、小出島村の長七郎右衛門と云もの此地を耕作す、

●七日市村 ●七日市新田村 兩村の田圃相交て其界辨じがたし、七日市村は小千谷陣屋の東南に當り行程五里十一町餘、家數四十七軒、東西三町二十間南北二町二十間、七日市新田村は其東に接す、家數二十五軒、東西二十間南北二町二十間、山に倚り三方田圃なり、東七町二十間池平村の山界に至る、其村は寅に當り十五町、西三町四十間大塚新田村に界ふ、南五十間井口新田村の界に至る、其村は未に當り二町餘、北二町三十間、一日市村の界に至る、其村は丑に當り五町又辰巳の方二町五十間吉田村の界に至る、其村まで三町四十間、亥の方四町四十五間新保村の界に至る、其村まで九町五十間餘、又丑寅の方四町三十間に一區あり、家數三軒、東西四十間南北十五間、内山と云、戌亥の方五町三十間に一區あり、家數二軒、東西二十間南北十間清水出と云、

○水利 ○吉田堰 吉田村の方より來り、村東にて三又

佐梨原新田村の界に至る、其村まで三町、南十間浦佐組干溝村の界に至る、其村まで十町十間餘、北は村際にて佐梨村に界ふ、

○山川 ○佐梨川 村北一町三十間にあり、吉田村の境内より來り、西に流るゝこと一町十間、佐梨村の界に入る、●井口新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里九町餘家數二十二軒、東西四町二十間南北四十五間、四方田圃なり、又西四町に一區あり、家數二十六軒、東西一町十間南北十八間、清水上と云、西は小出島村に續き三方田圃なり、東一町三十間北一町十五間ともに七日市及七日市新田兩村の界に至る、兩村は丑に當り二町餘、西五町十間、小出島村に隣り、其村際を界とす、南二町三十間佐梨村の界に至る、其村は未に當り六町三十間、又清水上より戌の方三十間に穢多の居あり、家數十軒、東西二十八間南北十四間、

○山川 ○佐梨川 村南三町四十間にあり、福島新田村の境内より來り、西に流るゝこと八町、小出島村の界に入る、

○水利 ○吉田堰 ヨシタ 七日市村の方より來り、田地の養水となり、小出島村の方に注ぎ魚沼川に入る、

○神社 ○八幡宮 境内東西六間半 南北四間半免除地 村中にあり、勸請の

となり一は井口新田村の方にゆき二派は兩村田地を潤し下流數派となり、一日市村大塚新田村の田畝に漑ぐ、

○神社 ○諏訪神社 境内東西八間半 南北七間免除地 七日市村にあり、鎮座の時代を傳へず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西十一間半 南北十一間免除地 七日市新田村にあり、何の頃建立せしにか詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○不動院 境内東西二十七間半 南北二十一間免除地 七日市村にあり、山號を壽樂山と云、眞言宗田川村弘誓寺末山なり、開山を圓鑊と云、應永七年遷化せしとぞ、元和元年災に罹り古記什寶を焼失し草創の年月を傳へず、客殿に彌陀を安じ本尊とす、△護摩堂 客殿の西に續く、不動の木像を安ず、長一尺五寸行基作と云、

○古蹟 ○寺跡二 一は七日市新田村の東三町計山上にあり、慈眼寺と云、此山さまで高からざれども眼界頗廣く、頂に至れば一組の村落半ば一望に盡き、又魚沼川一帶の長流を隔て浦佐堀内兩組の地を眺む佳景の勝地なり、一を如來寺と云、七日市村より戌亥の方一町二十間にあり、共に何の頃廢せしや詳ならず、不動院の末寺眞言宗なりしと云傳ふ、

●一日市村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里十八町餘家數四十八軒、東西二町南北一町五十間、四方田圃なり、

東五町池平村の界に至る、其村まで六町西二町四十間南三十七間、共に七日市及七日市新田兩村の界に至る、其村は午未に當り五町北三町二十間、山田新田村の界に至る、其村は丑に當り六町又亥の方三町新保村の界に至る、其村まで三町五十間餘、寅の方三町二十間中家及中家新田兩村の界に至る、中家新田村まで四町、

○山川 ○羽川 村北一町二十間餘にあり、池平村の方より來り、西に流るゝこと五町四十間、新保村の界に入る、

●吉田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里十四町餘、家數五十七軒、東西三町二十五間南北一町二十四間、四方田圃なり、東二町二十間大澤村の界に至る、其村まで八町十間、西二町三十間井口新田村の界に至る、其村は酉戌に當り五町二十間、南二町福島新田村に界ふ、北一町二十間七日市新田村の界に至る、其村は戌亥に當り三町四十間、

○水利 ○吉田堰 大澤村の方より來り、村東にて二派となり、共に七日市及七日市新田兩村の方に注ぐ、

○神社 ○八幡宮 境内東西十六間南北六間免除地 村中にあり、鎮座の時代を傳へず、鳥居あり、修驗圓徳寺これを司る、△地藏堂 境内にあり、

●福島新田村 此村は享和二年小出島村の庄屋惣兵衛七

日市新田村の庄屋彦右衛門と云もの共に擧發す、即渠等二人にて此地を耕作せり、小千谷陣屋の東南に當り行程五里十六町いまだ民家を設けず、地面東西六町五十五間南北四十間、東北は共に吉田村に連り、西は井口新田村に隣り、南は佐梨村に接す、

○山川 ○佐梨川 吉田村の境内より來り、西に流るゝこと六町五十間餘、井口新田村の界に入る、

●大澤村 ●木山澤新田村 兩村民家雜居して地界また分ちがたし、小千谷陣屋の東南に當り行程五里二十六町餘、大澤村家數五十一軒、木山澤新田村家數十一軒東西五町二十間南北二町、兩山の間に散居し、南に佐梨川あり、此より南一町に一區あり、家數四軒、木山澤新田村の民居なり 西二十間南北十五間佐梨川の南岸に住す、東三町五十間葦澤村の界に至る、其村は辰に當り六町四十間餘、西五町五十間吉田村の界に至る、其村まで八町十間南十二町浦佐組干溝村の山に界ふ、北七町二十間池平村の山に界ふ

○山川 ○佐梨川 葦澤村の方より來り、村中を過ぎ西に流るゝこと十一町餘、吉田村の境内を経て福島新田村の界に入る、

○神社 ○天満宮 境内二間四方免除地 村北山の中段にあり、何の頃勸請せしに知らず、鳥居あり龍徳寺これを司る、

○寺院 ○龍徳寺 境内東西三十五間南北二十四間免除地 村より丑寅の方山足にあり、天満山と號す、田川村弘誓寺の末山眞言宗なり、草創の年代を傳へず、本尊十一面觀音客殿に安ず、△觀音堂 境内にあり、

○東養寺 境内東西五十八間南北四十六間免除地 龍徳寺の西に並り、寶林山と號す、相模國藤澤清淨光寺の末寺時宗なり、何の頃にか眞教と云僧開基せりと云、本尊彌陀客殿に安ず、

●中家村 枝村 原新田 ●中家新田村 ●中家今新田村 三村の田圃相雜り其界分明ならず、中家村は小千谷陣屋の東南に當り行程五里二十四町餘、家數三十八軒、東西三町十九間南北二町、中家新田村は此より西一町四十間餘にあり、家數三軒、東西三十三間南北五十五間、ともに南北は山に倚り東西は田圃なり、中家今新田村は家居なし、中家新田村の農民其地を耕作す 東は中家村より八町四十間三又新田村の山に界ふ、西は中家新田村より二町十間、一日市村の界に至る、其村は申に當り四町、南は中家村より三十五間池平村の界に至る、其村は辰に當り四町四十間餘、北は中家新田村より三町山田新田村の山界に至る、其村は亥に當り三町四十間、

○中家村枝村 ○原新田 本村の東一町三十間にあり、家數十一軒東西二町十間南北三十三間、東西は田圃にて南北に山を擁す、

○山川 ○羽川 中家村より辰の方三町にあり、三又新田村の境内より來り、西に流るゝこと三町池平村の界に入る、

○寺院 ○永昌院 境内東西十七間南北十八間免除地 中家村の北山麓にあり菅沼山と號す、干溝村林泉庵の末寺曹洞宗なり、慶長中林泉庵七世の僧麟昌と云もの、建立なりとぞ、本尊釋迦客殿に安ず、△地藏堂 境内にあり、

●池平村 枝村 中子澤 ●池平新田村 此兩村田圃相交て界域なし、池平村は小千谷陣屋の東南に當り行程五里三十三町餘、三區に住す、南の一區家數三十八軒、東西二町四十間南北五十間、此より羽川を隔て北に一區あり、家數十三軒、東西三十五間南北三十間、其西二町二十間に一區あり、家數三軒、東西十間南北十五間、池平新田村はこの西にあり、家數二軒、東西二十間南北十間、共に西は田圃開け三方に山を帶ぶ、東三里計三又新田村の山界に至る、其村は寅卯に當り一里十九町、西五町五十間一日市村の界に至る、其村まで六町、南六町大澤村の山に界ふ、北一町中家村の界に至る、其村は戌に當り四

町四十間餘、又申の方二町七日市新田村の界に至る、其村まで十五町、

○池平村枝村 ○中子澤チユウサハ 本村より寅の方二十七町にあり、家數十軒、九軒は三又新田村の境内に住す 東西十五間南北一町四十間、山間に住し、村中を羽川流る、

○山川 ○羽川 南の一區より東三里餘、本村と三又新田兩村の山中より源を發し屈曲して西に流れ村中を過ぎ一日市村の界に入る、境内を経ること三里三十三町、○古蹟 ○館迹 南の一區より未の方山上にあり、高三町餘纔に堀切のかた遺れり、相傳て月岡大膳某と云もの住せしと云、時代を詳にせず今猶山下を月岡原と稱す、

●三又新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里十九町家數十軒、東西一町十五間南北二十七間、山間に住し南は羽川に近く西に田圃あり、東九里計大湯村の山に界ふ、西二十八町池平村の界に至る、其村は申酉に當り一里十九町、南三十五間池平村に界ひ羽川を限とす、北二里計米澤村の山に界ふ、

○山川 ○みしやうか嶽陸奥國にては大鳥嶽と云 村より卯辰の方六里計數山の奥にあり、郡の條下に詳なり ○羽川 村南三十間餘にあり、本村及池平村の山中より源を發し、三里二十三町計屈曲して西に流れ中家村の界に入る、此川の岸

より木葉石を産す、下品なり、

●葎澤村 小千谷陣屋の東南に當り行程六里二町餘、三區に住す、東を上葎澤と云家數三軒、東西十間南北二十間、此より西四町を下葎澤と云ふ、家數十九軒、東西二町南北一町、下葎澤より辰の方三十間を瀧上タケノウと云、家數十一軒、東西一町南北三十間、共に佐梨川を夾み兩山の間に住す、東三町二十間藁和田村の界に至る、其村まで十一町二十間、西二町四十間大澤村の界に至る、其村は酉戌に當り六町四十間餘、南十六町芋川村の山界に至る、其村は卯辰に當り十五町三十間、北十八町池平村の山に界ふ、

○山川 ○佐梨川 下葎澤の南にあり、藁和田村の境内より來り、西に流るゝこと十二町餘、大澤村の界に入る、廣九間餘、

○關梁 ○橋 下葎澤より辰の方佐梨川に架す、長九間半幅五尺、隣村の通路なり、

●芋川村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里、家數二十二軒、東西二町十八間南北一町二十四間、山間に散居し東西少しく田圃あり、東二町三十一間餘、糸魚川領本郡宇津野村に界ひ佐梨川を限とす、其村は寅に當り四町餘西九町四十間葎澤村の界に至る、其村は酉戌に當り十五

町三十間南一里計、浦佐組門前村の山に界ふ、北三十四間餘藁和田村に界ひ、佐梨川を限とす、其村まで一町三十間餘、

○山川 ○佐梨川 村北三十間餘にあり、宇津野村の境内より來り、二十四町餘屈曲して西に流れ、葎澤村の界に入る、

○關梁 ○橋 村東三町隣村の通路佐梨川に架す、長九間半、幅六尺餘、

●藁和田村 小千谷陣屋の東南に當り行程七里、家數十軒、東西五十四間南北十八間山間に住し、南は佐梨川に臨む、東四町十間糸魚川領本郡宇津野村の界に至る、其村は辰に當り五町十間西八町葎澤村の界に至る、其村まで十一町二十間南四十八間餘芋川村に界ひ、佐梨川を限とす、其村まで一町三十間餘、北十町五十間池平村の山に界ふ、

○山川 ○佐梨川 村南四十間餘にあり、宇津野村の境内より來り、屈曲して西に流るゝこと十二町五十間餘、葎澤村の界に入る、

●大湯村 小千谷陣屋の東南に當り行程八里、家數十軒、東西一町一間南北一町三間山間に散居し、東北は佐梨川に臨む、東は村際にて折立村に界ひ、佐梨川を限と

す、其村は寅に當り二町十間西三町三十五間、糸魚川領本郡折立又新田村の山に界ふ、南六里十八町計、浦佐組大倉村の山に界ふ、北二十三間折立村に界ひ、佐梨川を限とす、

○山川 ○駒嶽郡の條下に詳なり 村南三里計にあり、駒嶽 佐梨川村東にあり、水源を駒嶽より發し北に流れ、西に轉じ三里十二町を経て折立村の境内に入る、○溫泉 村中にあり、湯槽をまうけ樋をもて是を引く、積聚・疝氣・打撲・濕瘡を治す、遠近より來り浴するもの多し、

○寺院 ○藥師堂境内東西七間南北六間免除地 村中にあり、草創の年月を詳にせず、藥師像長九寸餘行基作と云、村民の持なり、

●折立村 舊は糸魚川領本郡折立村と一村なりしが寛保三年分て別村となる、土俗分郷折立村と稱す、小千谷陣屋の東南に當り行程八里南北二區に住し、其間八町を隔つ、南を櫛尾チナメと云、家數四軒、東西三十間南北二十六間本組の東偏にて翠巒四方に重疊し人烟希にして幽邃の地なり、北を湯中居ユナカと云、家數十七軒、東西一町五十間南北四十間兩山の間に住し、東西に田圃あり、東二里計三又新田村の山に界ふ、西三町三間糸魚川領折立村の界に至る、其村は亥子に當り八町南一町三十間、大湯村に界

ひ佐梨川を限とす、其村は申に當り二町十間北一里計池平村の山に界ふ。

○山川 ○佐梨川 樗尾俣の西一町三十間にあり、大湯村の境内より來り、北に流れ西に折れ、凡二里計を経て糸魚川領折立村の界に入る。○温泉 樗尾俣の東八町山奥にあり、石階數級を下り佐梨川の南岸岩間より湧出づ氣味淡く白湯のごとし、主治大氏大湯村の温泉に同じと云、傍に小屋を架して浴客をまつ、

●山田新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里十七町家數十四軒、東西一町十五間南北四十間四方田圃なり、東四十五間山田村の界に至る、其村は寅に當り七町西二町四十間新保及新保新田兩村の界に至る、兩村まで三町二十間餘、南五町中家新田村の山界に至る、其村は巳に當り三町四十間北二町糸魚川領本郡今泉村の界に至る、其村は亥に當り五町、又未の方五十間一日市村の界に至る、其村まで六町、

●山田村 ●山田小新田村 兩村の民家雜居し田圃また相錯て其界明ならず、小千谷陣屋の東南に當り行程五里二十五町餘、山田村家數三十九軒、山田小新田村家數五軒東西三町南北一町二十間、西は田圃にて三方に山繞れり、東四十五間米澤村の界に至る、其村は寅卯に當り三

町五十間西六町十五間山田新田村の界に至る、其村は申に當り七町南二町三十間中家村の山に界ふ、北三町三十間江口村の山界に至る、其村は亥に當り七町又戌の方七町二十間糸魚川領本郡今泉村の界に至る、其村まで九町、

○古蹟 ○磐迹 村北一町山上にあり、高三町堀切の形わづかに存せり、何人の住せしにか詳ならず今其邊の字を城平ジヤウケヘイラと稱す、

●米澤村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里三十二町餘家數十六軒、東西一町二十間南北四十五間山間に住し、西に田島あり、東一里二十町計、堀内組須川村の山に界ふ、西三町十間山田村の界に至る、其村は申西に當り三町五十間南五町五十間中家村の山に界ふ、北七町二十間江口村の山に界ふ、

○山川 ○不動瀧 村より寅の方一里十八町計溪の中にあり、懸崖より瀉ぐこと三十間餘頗る壯觀とす、土人下瀧と稱ふ、上流に上瀧中瀧とて二の小瀑あり、故に此名ありとぞ、此所山奥にて積雪殊に深く夏月の際わづかに至り賞することを得ると云、

●江口村 枝村 長松 ●江口新田村 兩村の田島相錯て地界分がたし、江口村は小千谷陣屋の東南に當り行程六里、家數二十三軒、東西二町三十間南北二町四十間、

あり、最西なるは半より折て文字詳ならず、皆野面石にて上には梵字を鐫る、村民往々に田間より掘出せしとぞ、

●清本村 小千谷陣屋の東南に當り行程六里十七町、家數十一軒、東西四十間南北二町三十間、西は阿布留麻川に臨み三方に山連る、東一里十五町計江口村の山界に至る、其村は巳に當り二十町十間餘西一町五間糸魚川領本郡長堀村の界に至る、其村は戌に當り二町四十間南五町糸魚川領本郡今泉村の界に至る、其村は巳午に當り二十

二町十間、北四町堀内組赤土及五右衛門新田・眞平新田三村の田畝に界ふ、眞平新田村は丑に當り六町、又未申の方一町四十間、糸魚川領本郡横瀬村の界に至る、其村まで八町、

北は山に倚り三方田圃なり、江口新田村は江口村より未申の方三十間餘にあり、家數十一軒、二軒は枝村長松に雜居す東西一町八間南北十一間四方田圃なり、東は江口村より一里七町、堀内組須川村の山に界ふ、西は江口新田村より四十一間糸魚川領本郡今泉村の界に至る、其村は未申に當り二町二十間餘、南は江口村より三町二十三間山田村の界に至る、其村は巳に當り七町北は江口村より四町四十間、今泉村の山に界ふ、

○江口村端村 ○長松 本村の東二町四十間餘にあり、家數三十六軒、東西二町十間南北一町二十間、東北に山を擁し、西南は田圃なり、

○山川 ○權現堂山 江口村の東四町十間にあり、二峯相峙つ、東を上權現堂と云、西を下權現堂と稱ふ、共に頂まで一里餘、近邊の諸山に秀で巉巖の勢人をして悚望せしむ、東北ともに米澤清本兩村及須川村に界ひ峯を限とす、西は山田村と今泉村の山に連る、

○古蹟 ○古碑五 共に枝村長松の東道の側にあり、東端にあるもの長一尺計、广安七年四月八日孝子敬白と彫付あり、其西は長一尺餘、其次は長二尺計共に孝子敬白とあり、其餘文字あれども剝缺して辨すべからず、其次は長一尺五寸餘正平十二年九月十五日淨阿敬白と

五町二十間南二町七日市及七日市新田兩村の界に至る、
兩村まで九町五十間餘、北一町糸魚川領本郡今泉村の界
に至る、其村まで七町四十間、又辰巳の方三十五間一日
市村の界に至る、其村まで三町五十間餘、

○山川 ○羽川 村南一町にあり、一日市村の境内より
來り、未申の方に流るゝこと六町、中島村の界に入る、

○神社 ○十二神社境内東西一町半
南北二町間免除地 村南にあり、鎮座の
年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○吉祥院 本山派の修驗にて魚沼郡本山派修驗
の觸頭なり、其先詳ならず、享保の頃支勇と云ものあ
り、現住吉祥院慶堂は其三世の法孫なり、

●中島村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里三町二區に
住し、其間一町四十間を隔つ、北を上中島と云、家數二十
三軒、東西一町二十間南北一町五間、南を下中島と云、家
數三十軒、東西一町六間南北一町三十間、共に西は阿布
留麻川に傍ひ、三方田圃なり、東二町三十間新保村の界
に至る、其村まで五町二十間、西三町堀内組下倉村に界ひ
阿布留麻川を限とす、其村まで五町南一町四日町村の界
に至る、其村は未申に當り七町北一町十間中島新田の界
に至る、其村は子丑に當り二町五十間、又丑寅の方三町
十間糸魚川領本郡今泉村の界に至る、其村まで八町、又

穢多の家三軒下中島に雜居す、

○山川 ○阿布留麻川 上中島の西にあり、中島新田村
の境内より來り、未の方に流るゝこと九町四十間餘、
下倉村の界に入る、○羽川 下中島より辰巳の方一町
三十間餘にあり、新保村の方より來り、七町四十間餘
未の方に流れ、日渡新田村の境内に入る、

○神社 ○稻荷神社境内東西九町南
北十町間免除地 下中島にあり、勸請
の年月知す、○神職目黒伊豆 其初を傳へず、十世の
祖に支蕃某と云ものあり、相續て今の伊豆吉算に至る
と云、

○五社神社境内東西五町南
北六町間免除地 上中島にあり、勸請の時代
を知らず、萬行寺司なり、

○寺院 ○萬行寺境内東西二十二町南
北二十六町間免除地 上中島にあり、京
師東本願寺末山淨土眞宗なり、開山重進は加州小松の
人なり、時の亂を避て父と共に本國を去り夤縁に便て
蒲原郡新湯に來り、眞宗寺と云寺に寓せしに程なく父
死て其身孤となりしかば雜染して宗學に心を潛む、長
ずるに及び雲遊して法を諸郡に説に到ところ道風に化
せり、遂に錫を此にとゞめ慶長十七年當寺を開くと云、
本尊彌陀客殿に安ず、又鐘一口あり、徑二尺八寸、元
祿十六年癸未黃梅廿二日願主貞岸代と彫付あり、銘あ

れども煩しければ載せず、○乘源寺 境内にあり、當
寺の塔頭なり、草創の初詳ならず、彌陀を本尊とす、

●中島新田村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里十一町
家數十六軒、東西一町十間南北一町五十間、東南は田圃
にて西北に阿布留麻川を帶ぶ、東一町二十五間糸魚川領
本郡今泉村の界に至る、其村は寅卯に當り五町十間餘、
西二十七間南二町十間共に中島村の界に至る、其村は未
に當り二町五十間北一町六間堀内組中村の界に至る、其
村は戌亥に當り四町四十間餘、

○山川 ○阿布留麻川 村西二十間餘にあり、今泉村の
境内より來り、西に流れ南に折れ中島村の界に入る、
境内を經ること四町二十間、

●根小屋村 小千谷陣屋の東南に當り行程四里、家數百
五十四軒、東西八町南北五町二十間山麓に散居し、西南
は魚沼川に傍ふ、又巳の方三町四十間に一區あり、家數
二十二軒、東西一町二十間南北三十間舟場新田と云、南
は魚沼川に臨み三方田圃なり、申の方四町に一區あり、
向島カヒシマと云、家數三軒、東西二十間南北八間、南は三國街
道を隔て堀内組和長島村に隣る、東十一町三十間堀内組
下倉村の山に界ふ、西五町堀内組徳田村の界に至る、其
村まで六町南二町四十間、堀内組堀内村の界に至る、其

村まで十五町北一里餘、公領本郡小松倉村の山に界ふ、
又辰の方七町堀内組田戸村の界に至る、其村まで八町、

○山川 ○魚沼川 村南にあり、田戸村の境内より來り、
十一町戌の方に流れ、徳田村の界に入る、○田川 向
島の西にあり、堀内村の界より來り、北に流るゝこと
一町魚沼川に合す、廣二十間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり本村の米を納む、

○寺院 ○永林寺境内東西五十四町南
北四十六町間免除地 村東山麓にあり、
針倉山と號す、干溝村林泉庵の末山曹洞宗なり、草建
の年月詳ならず、開山を全虎と云、本寺四世の僧にて
天文二年遷化せしと云、本尊釋迦客殿に安ず、○天狗
堂 境内にあり、

○古蹟 ○城跡 村東四町山の頂にあり、本丸趾東西一
町四十間計南北一町二十間堀切あり、長二十間廣二間
相傳て高尾肥後守某と云もの住せしと云、年代詳なら
ず、

新編會津風土記卷之百十七終

新編會津風土記卷之百十八

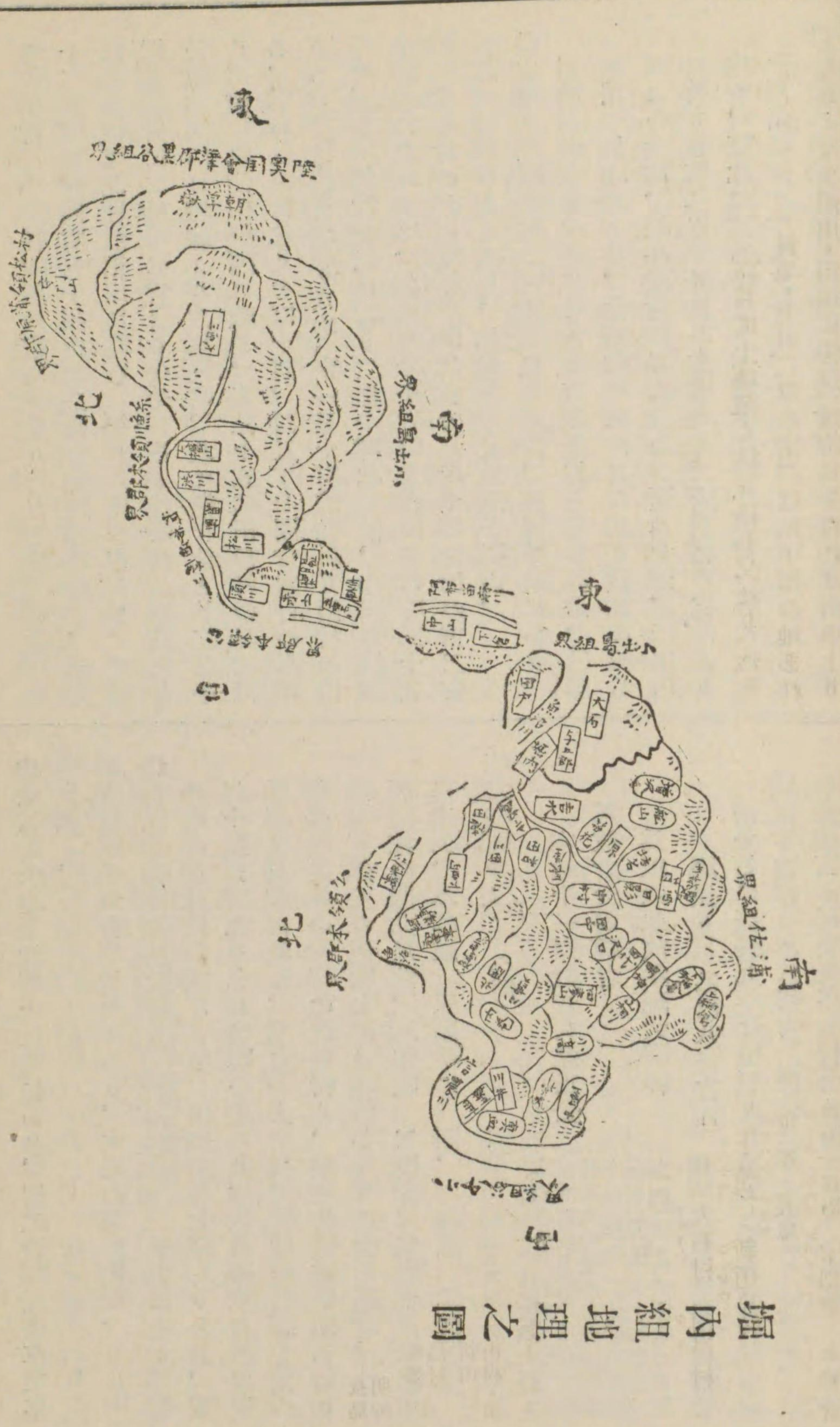
外篇越後國魚沼郡之八

堀内組

此地小千谷陣屋の東南に當り本郡の東北にあり、二區に住す、廣瀨郷に隸するもの東は陸奥國會津郡黒谷組に連り、西は公領本郡の地に界ひ、南は小出島組に交はり北は糸魚川領本郡の地に接す、又丑寅の方村松領蒲原郡に隣る、東西六里三十五町より、東は黒谷組田子倉村の界朝草嶽の頂南北四里三十二町、南は小出島組江口村の界より、北は糸魚川領平又新田村の界に至る、此より西南にあるものは宇賀地郷上川郷に屬す、東は小出島組に交はり、西は小千谷組に界ひ、信濃川を限とす、南は浦佐組に續き、北は公領本郡の地に接す、東西四里十町東は小出島組四日町村の界より、南は浦佐組西は小千谷組岩澤村の界に至る、南北二里三十五町、一野江村の山界より北は公領二區共に土地薄く往々砂石交はり、秋實常によからず、宇賀地・上川二郷の諸村は稍平衍の地あれども多くは魚沼川・田川に傍ひ、霖雨日を経れば山中より

諸溪注ぎ洪水一時に漲り田畑是が爲に傷はる、川井村・川井新田村は間近く信濃川を帯び水損殊に甚し、廣瀨郷は水田少く村里また阿布留麻川に傍て川缺の患あり、其中大白川新田村は守門山朝草嶽の麓に住し、最深山幽谷にて本郡東北の村落此に究る、大礪山村より此村に至る、行程凡二里餘、其間絶て人烟なし、山高く水清く境致甚幽寂なり、されば一組の中と云へども風俗の質朴他の村里に勝れり、只堀内村は三國街道に住し、自ら市井の風あり、又毎年縮布市ありて諸州の商人相集り繁榮他日に倍せり此組十二箇村、堀内村・與五郎新田村・田戸村・大石村・和長島村・田川村・吉水村・徳田村・原村・下嶋村・明神村・魚地村は宇賀地に屬し、五箇村、川井村・川井新田村・田麥上川郷に屬し、十二箇村、下倉村・中村・赤土村・眞平新田村・川村・松川村・細野村・澁川村・大礪山村・大礪新田村・須村・大礪山村・大白川新田村は廣瀨郷に屬す、共に藪上莊と稱す、總て二十九箇村あり、

- 堀内組上十三箇村
- 堀内村 與五郎新田村 向島新田村 今廢
 - 吉水村 枝村 和田 増澤 船山 大石村 田戸村
 - 和長島村 徳田村 田川村 下島村 新道島村
 - 原村 枝村 中村 坊名 笹花 長屋
 - 明神村 枝村 田代 澤口 田中 日影 下稻倉 上稻倉



堀内組地理之圖

魚地村

枝村 鍛冶屋敷

●堀内村 小千谷陣屋の東南に當り行程四里、家數百五十二軒、東西四町五十間南北二町三間兩頰に住し、三方は田圃にて北は魚沼川に臨む、毎月六度の市あり、三國街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり公領本郡川口村驛より二里八町、北に繼ぎ此より二里十八町浦佐組浦佐村驛に繼ぐ、東三十五間田戸村の界に至る、其村は寅に當り七町十間、西五丁七間吉水村の界に至る、其村は申に當り八町、南一里十町浦佐組五箇村の山界に至る、其村は巳に當り二里十町北七間、小出島組根小屋村の界に至る、其村まで十五町又戌の方六町三十五間和長島村の界に至る、其村まで八町十間餘巳の方二町五間大石村の界に至る、其村まで五町三十間餘、

○山川 ○樞原峠 村南一里八町計、三國街道にあり、屈曲して東南に升ること十町五箇村と峯を界ふ、○魚沼川 村北にあり、大石村の境内より來り西北に流ること七町、根小屋村の界に入る、廣八十間、○田川 村より六町三十間餘戌の方にあり、吉水村の境内より來り、東北に流ること六町十間根小屋村の界に入る、魚沼川に注ぐ、廣二十間、

○關梁 ○船渡場 村東二町二十間にて魚沼川を渡し廣

瀬郷の諸村に通ず、

○水利 ○堤 村南十五町にあり、周二百間餘貞享二年に築く、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○股倉神社 境内東西五十二間南 村中にあり、何の頃の鎮座にか詳ならず、素盞鳴尊を祭れりと云、正月十五日、九月九日恒例の祭あり、正月十五日には氏子ども神前に集り、其中一人を撰て鎮守の使者と稱へ村長及其年の初掣の許に行く、歸て皆單衣を服し猿田彦・天鈿女の假面を被り歌舞し初掣に水を灌ぐ、△鳥居兩柱の間九尺餘、△本社 二間四尺餘に九尺餘未申に向ふ、△拜殿 三間半に三間、△棟札 (圖略す)

乾元亨利身、敬 △同

本地十一面觀音久遠正覺 不股倉大明神者

爲度衆生故示現大明神

慶長九年乙巳八月吉日

按ずるに慶長九年は甲辰なり乙巳とあるは誤ならん 【相殿二座】 △八幡宮 慶安三年本村より移せり、△天満宮 延寶五年本村より移せり、△末社 △幸神

社境内にあり、稻荷神を相殿とす、△神職宮圖書 二代の祖を主水忠次と云、即棟札に忠次とある者はなり、相續て今の圖書正直に至ると云、

○諏訪神社 村中にあり鎮座の年月を詳にせず、鳥居あり、此社もと村北魚沼川の邊にありて免除地なりしが何の頃にか水災に逢て此に移せり、△神職宮攝津先祖を攝津正友と云今の攝津明正は六世の孫なりとぞ

○伊勢宮 境内東西四十二間 村中にあり、何れの時の草創にか知ず、鳥居あり、伊勢國一志大夫佐渡是を司る、

○寺院 ○普賢寺 境内東西五十間南 村中にあり、春日山と號す、鹽澤組雲洞菴の末寺曹洞宗なり、大永元年雲洞菴十一世壽椿と云僧の草創なりとぞ、△客殿 △十一間に八間北向本尊釋迦、△經藏 客殿の北にあり、

△鐘樓 客殿の東にあり、鐘の徑一尺五寸寶永六天己丑八月日十一世黒岩代置之再鐘本願宮九左衛門と彫附あり、△開山堂 客殿の南にあり、

【寶物】 △開山畫像 一幅南室と云僧の畫なり上に書附あり、其文左に録す、

差胡七十九傀儡、猿索斷五色雲、車駕六龍擗二大棟已欲赴示寂之辰、如何是涅槃一路、着語燒火如杖々亦無用處取句涅槃後、有大人相擗可謂祖師心卵形似

鐵牛機何、不言月雪降阿羅好哉、

天正拾壹年癸未極月八日、於于琵琶島西方禪寺大棟椿大和尚御齡七十九歲末後之御一擗也同十三日曉天涅神御舍利□□□□四字 殘缺 孫拜納旃爲後昆記繫者也、

○照暗寺 境内東西二十四間南 村西にあり、月光山と號す、京師智恩院の末寺淨土宗なり、草創の年月詳ならず、開基の僧を禮的と云、本尊彌陀客殿に安ず、又鐘樓に懸る所の鐘徑二尺八寸、天明六丙午五月願主二十二世到譽と彫附あり、

○願念寺 境内東西十九間南 村中にあり、岩田山と號す京師西本願寺の末寺淨土眞宗なり、開基の僧を教順と云、何の頃の草創と云こと詳ならず、本尊彌陀客殿に安ず、又鐘樓門あり懸る所の鐘徑一尺九寸二分元文四己未稔九月中旬岩田山願念寺第九世願主沙門應山と彫附あり、

○十王堂 境内東西十六間 村中にあり、草創の時代を傳へず村民の持なり、

○舊家 ○源左衛門 此村の年寄なり、家系を失ひ其先祖を詳にせざれども代々宮源左衛門とて此に住し、大肝煎役を勤めしと云、今猶古文書數通を藏む、

從下崎自由之船壹艘何時成共、無相違調可通候也、仍而如件、

天正八年六月 日 (上杉景勝)

所々役所

以上

急度申遣候、最前久□□任御高札旨、傳馬宿道新儀一切令停止候、申付候叶儀ニおゐてハ、我々墨付之上、丹後書付可遣候、□□成其意候、もし又非分之族於在之候、其在所ニ押置可注進候、隨其成敗可□□也、

十月□□

監物(花押)

堀内町

尙々みき之外ニも諸役於有之旨、すみやかに可相調候以上、

小成物之儀被仰付候、依之其元之儀安内者之事任(案)金候、(入置カ)

一河役之事、

一舟役等之事、 四日町とも尻共ニ、

一ふかりわた之事、

一ふかりかゝむ□(カ)の事、
一市役等之事、
一山手野手の事、
一うるしらうの事、
以上

此外何にても御出秀ニ至すはらざる諸役之事、公方へめしおかれ候間、急度せんさく尤ニ候、但非常成儀被申懸間敷候、從前之如有之可被相調者、こゝ許(小千谷)おち屋迄之下之義ニ候、そこゝ代官中使ニ目令一札進上之れ□□自此方越候在之義、不知安内之間、其方ニ相まかせ□□以來共ニ差越候者之如在ニ不成様とのき專ニ候、其上まかなひなと其外何にてもがうぎなる事有之間敷候、御役相調候一儀迄ニ候、仍如件、
文祿五年
拾月晦日

宮源左衛門尉殿

丸田周防守印

返々も山いやうのわかまゝ申とも、其方之覺のとく、熊木方へくわしく申わけ候□□又くまのかわの事本書ニ此もの見とゞけ候とかき候事ハ、

年内の事とかき候、しつねん申候、いせん其方より申こされ候くまハ、かわの事にて候、祝儀八斗可出候ニてけとり申さるゝ又うをの事、無相違此方へ渡し候てうへたしもそれもやすくハ、まつゝ申上候申ましく候、以上、

先日矢尾板かたへ書申慥ニ披見申候、然者其元何役之儀年内霜月初より當春正月半迄、それかしの者二人ニ其方ニそく兩三人之者まことにこし米を以とりあつめ申候、うせ候も山こり其方儀□□と申むりニとり候事、中ゝくちおしくそんし申候、此すちめはりま殿へくわしく申わけ候へハ、かへし可申候由承候、時分御あつかいかいもたゞいま何村方せんさく申され候間、其下代ニ熊木と申たまかりこされ候、□□て候へ、くわしく申こし候間、□□わけ候て、此方へ□□又□かたへとるへき□□しく、とかくおたまりところハ、一事の事ニ候間、渡し申事もあるへく候、さりなからいかにおさまるところハ一所ニ候とも、わけゝあるものニ候へハこそはりま殿よつかいの所へそれかしの小河物壹可仰付候ハ、分別あるへく候、彼も山いかやうのわかまゝのうつけを申とも、此と同事ニ其方ニ云あはせられ年内

よりこゝろをつくし候て、とりあつめ□□に委申わけられ候へく候、おさまるところ、たとい一所ニ候ととも、わけゝあるものニ候と、か様ニもり山いたし候事、さりとともくちおしく候、さて又其元へはくまのかわ五六まいとり候を、此者とも見とゞけ候て申つめ候へ共、いまた渡し不申候由申候、祝儀ニ而京升八斗ツゝとちをまでも出し候間、其義祝儀を出し候て請取可申候、□□可申候、恐々謹言、
三月十七日
宮源左衛門尉殿
周防守俊次(花押)

已上

此者ニ鮭本 可相渡候、爲其一筆如此候者也、

極月廿八日

若□□門尉方へ

宮□□門方へ

(堀直寄カ)
丹後守判

急度申遣候、仍而坂戸之□用所傳馬宿送之儀、我等判形於無之ハ不可出候、自然異儀申者在之候共、其在所々留置、急度□運可申候者也、
十二月廿六日
丹後守直寄(花押)

堀内町中

急度申遣候、仍初鮭之義無由斷とり可申候旨、從左衛門督様被仰出候、何も由斷有間敷候、則其方御奉行江居之所、晝夜持春日可指上候、忝事は此者口上可申候也、

八月十六日

丹後守判

堀之内肝煎

鯖一折給令祝着候、尙期後音候、恐と謹言、

七月十四日

忠正 (花押)

尙以こうり□□儀ハ、先規之とく□□可令申候、以上、

今度罷下候て様子共具申上候、然者舟之出入之儀六日町之衆堀之内小千谷の舟令指上道者をものせ候て新湯迄下候ても、路次も留候事堅ハ法度と其心得可申由□判之通申上候處、相調左手ふちぎ之伏者本借紙つゝ手前々借申候へと御在郷衆々御墨付取候て指下候、無殘見候て方々へ申遣、當年々先度申付候とく來年ハ百姓召寄候分由斷有間敷候、恐と謹言、

亥九月廿三日

早田新右衛門

吉(花押)

富田加兵衛

兵(花押)

六日町

堀之内

小□□

以上

其方川舟之事於新潟役儀言のとき候間、其心得可有之候者也、

八月十九日

□(花押)

堀内村

源左衛門尉殿

上意御上洛爲御祝儀、使僧爲□者、依之信長えも申届候、可然様取成可爲□悅候、然者瀬波青鷹兄鷹一連遣之候、恐と謹言、

(永祿十二)

閏五月十日

輝(上杉)

林次郎左衛門尉殿

和尙行狀就有迂説、門徒之諸老無過失之條歴然之由各被差遣之一簡令披閱候、於此上者雖有他人氣之邪論、無其滞在集説流へ海衆法幢建立之事尤以專要候、恐と敬白、

卯月十二日

(武田) 晴信 (花押)

秩父豊後守今般可有忠信之由候之間、仰仁□院此節復先忠一廉可抽粉骨事肝要候、將二別而可相感候、恐と謹言、

六月十四日

(上杉) 景勝 (花押)

江口城之内之百姓共之侘言ニ付而文越候、殊ニ不ねの義六日町より堀内まで、ほりの内よりおちや迄、おちやより藏王堂迄舟のり可申ところを、山田たくみ町きりにし候か、いにしへニ相替儀不申付候間、能と子細間届候て、かさねて可申上候、様子ニより仕置可申付候、恐と謹言、

五月廿六日

久米 (花押)

森山次郎右衛門とのへ 齋藤 兵 次とのへ

●與五郎新田村 何れの頃にか與五郎と云者始て開くと云、昔より民居なく堀内村の農民これを耕作す、小千谷陣屋の東南に當り行程四里二町餘、地面東西一町南北二町二十間四方共に堀内村に界ふ、

●吉水村 枝村 和田 増澤 船山 小千谷陣屋の東南に當り行程四里八町、家數三十二軒、東西八間南北四町十六間、東南は山に倚り西北は田圃なり、東三十間堀内村の山界に至る、其村は寅に當り八町西三町二十二間北四町三間共に田川村の界に至る、其村は亥に當り四町三十間南一里二町二十二間浦佐組五箇村の山に界ふ、又未の方六町原村の界に至る、其村まで十六町四十間餘、

○枝村 ○和田 本村より申の方一町二十間にあり、家數八軒、東西四十間南北五十五間西南は山に傍ひ、東は田川に臨み北に田畝あり、○増澤 本村より辰の方二十三町二十間にあり、家數十六軒、東西四十間南北一町五十五間山間に住す、○船山 増澤の西二町五十分間餘山上にあり、家數八軒、東西二十八間南北二町散居す、四方に田圃あり、

○山川 ○田川 村西二町にあり、原村の境内より來り十一町三十間計北に流れ、堀内村の界に入る、 ●大石村 天正年中大右播磨某と云者住せし故村名とな

ると云傳ふ、小千谷陣屋の東南に當り行程四里五町餘、家數三十四軒、東西二町三十間南北一町、南は山に倚り三方は田圃にて北に魚沼川あり、東十町小出島組四日町村の界に至る、其村は寅に當り十五町西二十間堀内村の界に至る、其村は亥に當り五町三十間餘、南三十町浦佐組青島村の山に界ふ、北四町四十八間田戸村の界に至る、其村は丑に當り十一町四十間餘、

○山川 ○魚沼川 村北四町にあり、四日町村の境内より來り、十三町西に流れ、堀内村の界に入る、

○寺院 ○天宗寺 境内東西二十三間南北三十間半免除地 村中にあり、山號を地福山と云、堀内村普賢寺の末寺曹洞宗なり、天正十年普賢寺三世元積と云僧の開基なり、大石播磨此村に居りし時五石八斗の地を寄附せしと云、本尊釋迦客殿に安ず、○荒神社 境内にあり、

●田戸村 小千谷陣屋の東南に當り行程四里七町餘、家數四十二軒、東西三町二十八間南北二町散居す、又四町二十間東に一區あり、家數四軒東西四十三間南北三十間、共に北に山を擁し南は魚沼川に臨み、東西に田圃あり、東六町十九間下倉村の界に至る、其村は寅に當り十三町餘西三町堀内村の界に至る、其村は申に當り七町十間南三町

大石村の界に至る、其村は未に當り十一町四十間餘北一町小出島組根小屋村の界に至る、其村は戌に當り八町又辰の方六町小出島組四日町村の界に至る、其村まで九町、

○山川 ○魚沼川 村南三町にあり、四日町村の境内より來り、西に流れ戌の方に轉じ根小屋村の界に入る、境内を經ること五町、

○神社 ○稻荷神社 境内東西六間南北四間免除地 村中にあり、勸請の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

●和長島村 小千谷陣屋の東南に當り行程三里二十六町家數二十五軒、東西一町二十間南北二町五十間散居す、四方田圃なり、東一町四十六間堀内村の界に至る、其村は辰に當り八町十間餘、西一町四十八間南十二間共に田川村の界に至る、其村は西に當り三町北一町二十二間、小出島組根小屋村の界に至る、其村は寅に當り四町又亥の方五町徳田村の界に至る、其村まで六町餘村の東北に三國街道あり、

○山川 ○田川 村より辰巳の方一町餘にあり、田川村の境内より來り、四町二十間東北に流れ、根小屋村の界に入る、

●徳田村 小千谷陣屋の東南に當り行程三里十五町、家數三十六軒、東西一町十四間南北一町二十八間、東北は

魚沼川に臨み、西南は田圃なり、又村より巳の方二町小出島組根小屋村の境内に家數二軒あり、東西八間南北五間三國街道にあり、東一間根小屋村の界に至る、其村まで六町西二町三十間下島村の界に至る、其村は酉戌に當り十五町南一町十間田川村の界に至る、其村は午未に當り十二町北四町、公領本郡龍光村の界に至る、其村は亥に當り十三町又巳の方一町和長島村の界に至る、其村まで四町餘戌の方七町、公領本郡下新田村の界に至る、其村まで八町村南に三國街道あり、

○山川 ○魚沼川 村の東北にあり、根小屋村の境内より來り、四町二十間餘、北に流れ龍光村の界に入る、

○寺院 ○觀音堂 境内東西二間南北三間免除地 村中にあり、草創の年月を詳にせず、村民の持なり、

●田川村 小千谷陣屋の東南に當り行程三里十五町、家數四十二軒、東西二町二間南北一町二間、南は山に倚り三方は田圃なり、東一町十二間和長島村の界に至る、其村まで三町西四町三十六間下島村の界に至る、其村は戌亥に當り十五町南三十六間吉水村の界に至る、其村は巳に當り四町三十間北五町八間、徳田村の界に至る、其村は子丑に當り十二町又申の方一里田麥山村の山界に至る、其まで一里二十八町、

○山川 ○田川 村より辰の方三十間餘にあり、吉水村の境内より來り、三町二十間北に流れ、和長島村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村西にあり、本組の米を納む、

○神社 ○白山神社 境内六間四方免除地 村南四十間餘、山の半腹にあり、勸請の年月を知らず、鳥居あり弘誓寺是を司る

○寺院 ○弘誓寺 境内東西二十間南北十八間免除地 村中にあり、山號を大悲山と云、京師智積院の末寺眞言宗なり、縁起に據るに長和五年海信と云僧觀音の像を刻み、醍醐仁海僧正の開眼を受け當寺を創むと云、其後義滿將軍六間四面の堂を再建し一百貫の寺料を寄附し十二の坊舎あり、

又當寺に隸せる小刹十箇寺ありて壯麗なりしが、漸々に衰へ天正十九年回祿に罹り、什寶古記残らず焼失し今僅に門徒一字を残せり、△客殿 十三間に八間半北

向本尊不動、△稻荷神社 境内入口にあり、△愛宕神社 稻荷神社の東にあり、△觀音寺 境内にあり、當寺の門徒なり本尊藥師、

○觀音堂 境内東西四間南北八間免除地 弘誓寺の東にあり、四間半に

四間もと海信が刻める觀音の像を安ず、此靈像天正十九年の火災に焼しが、左の手飛去て堂の側二十間計に残りしを修補せしと云、越後國三十三所願禮の一なり、

弘誓寺是を司る、

●下島村 小千谷陣屋の東南に當り行程三里、家數四十五軒、東西一町二間南北一町二間四方田圃にて南は山に近し村中に三國街道あり、又辰巳の方二町五十間に一區あり、家數二十七軒、東西一町二十間南北二町四方田圃なり、南原と云、東六町八間徳田村の界に至る、其村は卯辰に當り十五町西六町八間、和南津村の山界に至る、其村は酉戌に當り二十五町南七町三十間、田川村の山界に至る、其村は辰巳に當り十五町北七町五十間新道島村の界に至る、其村は亥子に當り十五町又丑寅の方村際にて、公領本郡下新田村に界ふ、其村まで三町、

○寺院 ○十五堂 境内東西六間南 村南一町四十間にあり 草創の年代詳ならず、村民の持なり、

●新道島村 昔は魚沼川の西に住す、寶曆六年此に移す、小千谷陣屋の東南に當り行程三里、家數三十五軒、東西四町南北二町西南は魚沼川に傍ひ東北は山に續く、東二十六間、公領本郡下新田村の界に至る、其村は巳に當り十二町西十町和南津村の界に至る、其村は申酉に當り二十五町南七町十間下島村の界に至る、其村は巳午に當り十五町北二十町、公領本郡木澤村の山界に至る、其村まで一里、

○山川 ○魚沼川 村南二町にあり、下新田村の境内より來り、十町西北に流れ、和南津村の界に入る、
○神社 ○羽黒神社 境内東西三十間南 村より二町二十間 戌亥の方にあり、鎮座の始を知らず、村民の持なり、
○白山神社 境内東西五十間南 羽黒神社の西北にあり、鎮座の始詳ならず、村民の持なり、
○寺院 ○藥師堂 境内二間四 村中にあり、建立の年月を知らず、村民の持なり、

●原村 枝村 中村 坊名 笹花 長屋 小千谷陣屋の東南に當り行程四里二十四町、家數四十三軒、東西一町二十四間南北四町四十間、東南は山に傍ひ西北は田畝なり、東十二町吉水村の山界に至る、其村は丑に當り十六町四十間餘、西十四町二十五間田麥山村の山界に至る、其村まで三十五町南五町魚地村の界に至る、其村まで八町四十間餘、北十五町本村及田川村入逢の山に界ふ、田川村まで十九町又未申の方十一町明神村の界に至る、其村まで二十八町三十間餘、

○枝村 ○中村 本村より未の方七町にあり、家數八軒 東西二十間南北一町三十二間、東は田川に傍ひ、西は山に倚る、○坊名 本村の南三町二十間にあり、家數八軒、東西二十六間南北一町十六間兩山の間にしす、

西に魚地川あり、○笹花 本村より丑の方十間餘にあり、家數八軒、東西一町十間南北三十二間、東南は山に傍ひ、西北に田畝あり、○長屋 笹花より丑の方四町三十間餘にあり、家數二十一軒、東西二十六間南北三町西北は山に傍ひ、東南に水田を開く、

○山川 ○魚地川 村南一町にあり、魚地村の境内より來り西北に流る、こと一町、田川に注ぐ廣五間計、

○田川 村西二町にあり、明神村の境内より來り、北に流れ、東に折れ吉水村の界に入る、境内を經ること三十町廣十五間、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○十二神社 境内東西十間南 枝村中村にあり、鎮座の初を詳にせず、村民の持なり、

○天満宮 境内六間四 枝村坊名にあり、鎮座の年月を傳へず、村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内六間半 村中にあり、草創の初を詳にせず、村民の持なり、

●明神村 枝村 田代 澤口 田中 日影 下稻倉 上稻倉 村南三町に星を拜する所なりとて昔より鳥居を建て拜殿を設く、村民これを星明神と稱ふ、故に村名となると云、小千谷陣屋の東南に當り行程五里十七町、家數五軒東西

四十八間南北二町五間山中に住す、東十五町魚地村の山界に至る、其村まで一里一町二十間、西十三町北二十五町共に田麥山村の山界に至る、其村は亥に當り一里三十一町南十四町三十六間、浦佐組市野江村の山に界ふ、又丑寅の方十七町三十六間、原村の界に至る、其村まで二十八町三十間餘、

○枝村 ○田代 本村より丑の方五町餘にあり、家數五軒東西二十間南北一町十七間山中に住す、東に田川流る、又二町辰巳の方に一區あり、家數三軒、東西三十五間南北十五間、山中に住す、○澤口 田代より丑の方四町十間餘にあり、家數八軒、東西二十二間南北一町三十八間山中に住し、東は田川に傍ひ、○田中 澤口より丑の方一町に住し、家數二軒、東西十八間南北四十八間西に山を擁し東は田川に傍ひ、又未申の方三町十間に家居一軒あり、○日影 田中の東三町三十間餘にあり、家數九軒、東西二十二間南北二町十四間東は山に倚り西は田川に傍ひ、又戌亥の方二町に家居一軒あり、○下稻倉 本村より未の方十三町二十間餘にあり、家數六軒、東西二十五間南北一町二十八間山間に住す、村中に溪流あり、又一町東に家居一軒あり、○上稻倉 下稻倉より未の方十五町四十間にあり、家

數九軒、東西三十八間南北五町五十間山間に散居す、村中に溪流あり、

○山川 ○田川 村南にあり、浦佐組市野江村の山中より流れ出溪水に合し一里二十六町東北に流れ、原村の界に入る、本村より上下稻倉にゆくに此川を渉ること數十回なり、

○神社 ○熊野宮 境内東西五間半 南北七間免除地 村中にあり、鎮座の年月を詳にせず、村民の持なり、

○十二神社 境内東西三十間 南北四十間免除地 枝村田代にあり、鎮座の年月詳ならず、村民の持なり、

○寺院 ○常泉寺 境内東西二十五間 南北三十間免除地 村より丑の方三十三間餘にあり、山號を唯稱山と云、田川村弘誓寺の末寺眞言宗なり、何の頃にか關照と云者草創せりとぞ、客殿に三尊彌陀の像を掛て本尊とす、惠心の畫と云傳ふ、△藥師堂 境内にあり、

○寶藏寺 境内東西九間半 南北九間半免除地 枝村上稻倉の未の方にあり、京師智恩院の末寺淨土宗なり、山號を竹子山と云、何の頃にか了淨と云、者開けり本尊千手觀音客殿に安ず、又鐘一口あり、徑二尺七寸、延享元年子七月十四日廿八世到譽觀及求之と彫附あり、

○阿彌陀堂 境内東西三間 南北二間免除地 枝村日影にあり、建立の時代を詳にせず、村民の持なり、
●魚地村 枝村 鍛冶屋敷 小千谷陣屋の東南に當り行程五里八町餘、家數十三軒、東西二十五間、南北一町二十間魚地川の左右に住す、又辰巳の方一町に家數十三軒あり、東西十七間、南北二町東は山に傍ひ、西北は田畝なり、東五町三十間吉水村の界に至る、其村は丑に當り三十町餘、西四町南十八町共に明神村の山界に至る、其村は西に當り一里一町二十間、北三町四十四間、原村の界に至る、其村まで八町四十間餘、
○枝村 ○鍛冶屋敷 本村の南四町三十間にあり、家數八軒、東西十七間南北二町十四間西南に山を擁し東北に少く田畝あり、
○山川 ○魚地川 明神村の境内より來り、二十三町餘北に流れ村中を過ぎ原村の界に入る、
○寺院 ○阿彌陀堂 境内東西八間 南北五間免除地 村中にあり、建立の年月詳ならず、村民の持なり、

新編會津風土記卷之百十八終

新編會津風土記卷之百十九

外篇越後國魚沼郡之八

堀内組下十六箇村

和南津村 枝村 八郎網場 和南津澤 北野岡 小貫
田麥山村 枝村 小高 山相川
川井村 枝村 眞血 冬井 戸屋 内巻
川井新田村 下倉村 中村 眞平新田村 赤土村
五右衛門新田村 權四郎新田村 須川村 松川村
細野村 澁川村 大櫛山村 大白川新田村
●和南津村 枝村 八郎網場 和南津澤 北野岡 小貫 小千谷陣屋の東南に當り行程二里十一町、家數四十四軒、東西一町四十間南北三町此より子丑の方一町三十間餘に一區あり、上川原と云、家數七軒、東西十五間南北四十一間共に三國街道に住し、東南は山に倚り西北は魚沼川に傍ふ、東十八町下島村の界に至る、其村は卯辰に當り二十五町西一町八間、公領本郡中山村の界に至る、其村

まで九町南二十九町田麥山村の山界に至る、其村は未に當り三十二町北十五町新道島村の界に至る、其村は寅卯に當り二十五町、

○枝村 ○八郎網場 本村より丑寅の方九町四十間にあり、家數十六軒、東西二町二十間南北三十七間、西南は山に倚り東北は魚沼川に傍ふ、○和南津澤 本村の南十四町十間にあり、家數四軒、東西一町南北四十五間山間に住す、○北野岡 和南津澤の未の方二町餘にあり、家數四軒、東西三十間南北五十間山間に住す、○小貫 北野岡の未の方五町十間餘にあり、家數二軒、東西二十間南北四十二間山間に住す、

○山川 ○鳶坂 村より丑の方五町五十間餘三國街道にあり升ること一町二十間頂に茶店二軒あり、下りは二町三十間餘、○魚沼川 村西にあり、新道島村の境内より來り、西に流れ南に折れ、又西北に轉じ、公領本郡川口村の界に入る、境内を経ること二十九町、
○關梁 ○船渡場 村より三町二十間申の方にて魚沼川を渡す、和南津澤と云三國街道なり、
○水利 ○堤 村より十八町巳の方にあり、東西一町餘南北五十間餘、
○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○諏訪神社 境内四間四 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○四所神社 境内東西五間南 村中にあり、何の頃の鎮座かを知らず村民の持なり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西十六間 村中にあり、建立の年月詳ならず、村民の持なり、

○阿彌陀堂 免内四間四 村中にあり、草創の時代分명한らず、村民の持なり、

○如意輪觀音堂 境内東西五間南 枝村小貫にあり、建立の初を傳へず、村民の持なり、

●田麥山村 枝村 小高 山相川 小千谷陣屋の東南に當り行程三里六區に住す、西北の端を和田と云、家數六軒、東西二十八間南北三十間此より二町東を前原と云、家數二十軒、東西一町十二間南北三町二十一間、此より一町未申の方を大形と云、家數二十二軒、東西二町南北三町八間、此より二町餘、未申の方を田中と云、家數十八軒、東西三十八間南北二町四十間、此より三町西を大谷内と云、家數五軒、東西一町四十九間南北二十二間、此より四町五十間西を二瀬川と云、家數三軒、東西四十二間南北一町二十間、共に山中に住し、處々田圃を開く東二十

八町田川村の山界に至る、其村は實に當り一里二十八町西二十五町五十二間川井村の山界に至る、其村は戌亥に當り一里、南一里六町二間明神村の山界に至る、其村は巳に當り一里三十一町、北十三町公領本郡川口村の界に至る、其村まで三十三町又丑の方一町三十間和南津村の山界に至る、其村まで三十二町、

○枝村 ○小高 本村より十四町申の方にあり、二區に住す、其間二十間餘を隔つ、南の一區家數八軒、東西三十四間南北二町、北の一區家數六軒、東西三十四間南北二町三十間共に山間に住す、○山相川 小高より二十八町巳の方にあり、二區に住す、其間三町を隔つ、南を原と云、家數五軒、東西二町十間南北五十間、北を窪と云、家數五軒、東西三十間南北一町五十間、共に山間にあり、

○倉廩 ○米倉 大形の未申の方にあり、本村の米を納む、

●川井村 枝村 眞皿 冬井 戸屋 内卷 小千谷陣屋の東南に當り行程二里二町、家數三十八軒、東西一町十四間南北三町十間南は山に倚り東西に田圃を開き、亥の方川井新田村に續く、又辰の方四町に一區あり、家數十三軒、東西二十八間南北二町六間川端と稱ふ、東は信濃川に臨

み三方に田圃あり、東五町五十間西十町五十間共に小千谷組鹽殿村の界に至る、其村は北に當り三十五町南一里二町四十六間、田麥山村の界に至る、其村は辰巳に當り一里、北は村際にて川井新田村に界ふ、又未申の方十八町小千谷組岩澤村の山界に至る、其村まで二十八町、

○枝村 ○眞皿 本村より十町西にあり、家數九軒、東西二十四間南北一町二十四間、東は山に傍ひ、西は信濃川に臨み南北に田圃あり、○冬井 本村の南二十三町にあり、家數二十二軒、東西一町二間南北二町十二間山間に住す、西北に田圃あり、此村の農民一右衛門と云者の家に古文書を藏む、其文如左、

冬井名之儀ゆひ所之由申候而佗言申候間、任其旨出之候、前後年相違有間敷候、
彌々所納等如在申間敷候、如仍件、
天正十九年十月十八日 次(花押)
一右衛門殿

○戸屋 冬井の南六町三十間にあり、家數十八軒、東西一町十八間南北一町二十八間山間に住す、○内卷 本村より二十五町東にあり、家數三十軒、東西一町十間南北三町三十四間西は信濃川に傍ひ三方菜圃なり、○山川 ○信濃川 村東四町にあり、岩澤村の界より來

り、北に流れ東に折て川井新田村の地を過ぎ、南に流れ東より北に回て、公領本郡川口村の境内に入る、廣白間境内を經ること三十町、

○關梁 ○船渡場 村西十町にて信濃川を渡す、小千谷組に通る路なり、惡澤渡と云、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本組の米を納む、

○神社 ○明口神社 境内東西一町四十間南 村西一町山麓にあり、何の頃の草創なるや詳ならず、祭神は手力雄命・川合魂命なりとぞ、社家の説に「延喜式」に出る所の川合神社は此社なりと云、公領本郡川合村にも川合神社なりと云祠宇あり、鳥居あり、又鰐口一口を懸く、越後國魚沼郡下河井村明口大明神應永第十一甲申六月日敬白と彫附あり、△神職池田宮内 其先祖を兵部勝白と云、八世にして今の宮内勝郎に至りしと云、

○日光神社 境内東西七間南 枝村冬井より四十間戌の方にあり、何の頃にか二荒山の神を祭れりと云、池田宮内是を司る、

○十二神社 境内東西十間南北 枝村冬井より二十間北にあり、鎮座の年月を知らず、池田宮内が司なり、
○寺院 ○妙高寺 境内東西二十間南 村南九町山上にあり麓より屈曲數廻にして頂に至る、長杉雜樹茂り其麓を

信濃川流れ極めて勝景なり、山號を駒形山と云、本州古志郡村松村洞照寺の末寺曹洞宗なり、天海と云僧の開ける所と云、天海は後醍醐帝の頃の沙門にて、もと京師に居りしが此地に來り當寺を創建せしとぞ、其後衰廢せしを洞照寺五世果翁中興すと云傳ふれども年代を詳にせず、果翁は慶長十九年に寂せり、△本堂 十一間半に七間半本尊愛染長四尺五寸毘首羯磨作毎年六月朔日遠近より來り詣る者群集せり、又田中大藏古蹟の下に出と云者の位牌を安ず、開基大倉院殿賢安長聖大居士と書附あり、△鐘樓 本堂の辰巳の方にあり、鐘の徑二尺八寸寛政九年拾一世林全代施主田麥山村大淵治右衛門と彫附あり、△藏王神社 本堂の東にあり、

【寶物】 △天海墨跡 一枚其文如左

汝當知 諱清津字天海國君重々捨官緣仰佛心眞如都在志願深々山近居緣裔位遠乘無上佛果終叢林續祖師一燈遂推尊儷光之爲遠孫舞文弄法道其辨則舌上波瀾三百尺道其才則胸中之文字五千卷于時後醍醐御宇在勅命使天海遼磨單傳活法說故收紫衣黃衣之預敷情仁若之應宣命日本元祖道元未尙之求遺戒耳謂莫佳城隄聚落住京洛則佛戒可緩伏戒緩則三寶輕三寶輕則佛法

零落守之護之早退京洛頗尋山漾此縣此境獲岩崕齒遠地勢太奇絕少平垣之處創建一字精舍山號駒形寺名妙高自成開基之祖蜜護持驚靈正法不誇形勢名利 朝學捨薪設食之先津夕勒頭陀忍辱難行勵戒定惠三法立六八之願土勸當國邪僻衆生救接未來業果惡因是越州佛法道場之根源莫從此先立必也迨惡世末法此精舍不可爲廢壞曠芒之地末葉比丘硬可守持天海誓言者也、記境曰 前在一徑 俊如駒形 朝躡雲上 夕扣月下 屋後双峯 合掌妙高 午日照翠 三更鹽谿 春染草華 鶯喜紅色 鵲向盛夏 蟬懷枯木 鴈過長空 鶴沖九霄 素々玄雪 青々寒松 梅泄一香 早喚一陽 樵夫拾薪 漁夫垂釣 一河眞如 清淨佛性 德流古今云々

茲時正平七歲辛亥初秋吉祥日

清津天海識焉(花押)

按するに正平七年は壬辰なり辛亥とあるはいふかし、(編者曰く、花押並に本文に據るに此文恐くは後人の作なるべし)

○眞宗寺 境内東西二十六間南 村西一町にあり、貴福山と號す、三島郡雲出村香林寺末山曹洞宗なり、何の頃に

か本山四世の僧長徹開けりと云、本尊釋迦客殿に安ず又觀音の木像あり、長九寸、行基作と云、△阿彌陀堂

境内にあり、彌陀は龍樹作と云長九寸、△稻荷神社 境内にあり、

【寶物】 △蚌蛤畫 一幅無準國師の畫と云、自賛あり其文如左、

無準 □替人

山主 不怪意々是村張無價段我儂水後蚌蛤誅誇

○古蹟 ○城跡 枝村内卷の南四町山中にあり、何の頃にか田中大藏諱を失ふが住せし處と云、其形分明ならず、

●川井新田村 承應年中川井村より分ると云、小千谷陣屋の東陣に當り行程一里三十五町、家數二十五軒、東西一町十間南北三町巳の方川井村に繼ぎ、西北は信濃川に傍ひ東南は菜圃なり、東五町五十二間北五町共に小千谷組鹽殿村の界に至る、其村は北に當り三十二町南十六間西四町二十間共に川井村に界ふ、

○山川 ○信濃川 村北二十間にあり、川井村の境内より來り、東に流れ南に轉じ、又川井村の界に入る、境内を經ること十七町、

●下倉村 小千谷陣屋の東南に當り行程四里二十四町、家數三十七軒、東西一町十四間南北二町三十四間、西は山に倚り三方田圃にて東に阿布留麻川あり、又十三町北に一區あり柄澤カサガハと云、家數二軒、東西三十五間南北十五間、

西は山に傍ひ東南は田圃にて北は中村の民家に續く、東一町二十間小出島組中島村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村まで五町、西四町三十五間田戸村の山界に至る、其村は申に當り十三町餘、南二町小出島組四日町村の界に至る、其村まで四町、北十三町二十間中村の界に至る、其村は丑に當り十五町五十間、

○山川 ○阿布留麻川 村東一町二十間にあり、中村の境内より來り、二十二町餘西に流れ南に轉じ、四日町村の界に入る、廣四十間、

○倉廩 ○米倉 村西二十間にあり、本村の米を納む、

○寺院 ○龍泉寺 境内東西四十六間南 村西二十間にあり、山號を石動山と云、田川村弘誓寺の末山眞言宗なり、開基の時代詳ならず、本尊不動客殿に安ず、

○古蹟 ○城跡 村西二町山中にあり頂まで三町計坂道を登れば左右に四五間四方計に平けき處數箇所あり、頂上は二十間に三間計の平地なり、西の腰は掘切て要害とし東の腰は漸々に切平けて小曲輪とし總て六段あり、又東北の方にも曲輪の跡残り、其餘石垣古井等猶存せり、此城は堀秀治の臣小倉主膳某と云者の住せし所なり、慶長五年關原の事起りし時越後は上杉家の舊領なれば竊に人を廻して一揆を起し堀溝口村上等の領地

を切取るべき由言越せしにより、丸田齋藤柿崎などいふ地侍共、處々の郷人を語ひ三千餘人を引率して此城に押寄せ、竹木を切取て城近くに積立火を放ちしかば、城中の者共たまり兼門を開て防戦し、主膳主従五十餘人一足も引ず討死す、堀丹後守直寄坂戸の城に在て此由を聞後詰せんとて八月二日坂戸を打立けり、いまだ至らざるに此城既に落て寄手城外に屯し、丹後守が来るを待懸しに、丹後守旗を進めて突立ければ一揆敗走して三百餘人討取れ、其大將丸田も此時に討る、扱齋藤・柿崎已下敗軍を集めて守返さんとせしを、是をも追討して又二百餘人をぞ討取ける、斯て丹後守は此城に入殘兵に手の者共添置て坂戸に歸城せしと云、

●中村 小千谷陣屋の東南に當り行程五里六町餘、家數十八軒、東西五十間南北五十八間西は山に傍ひ三方田圃なり、此より申の方二町四十間に一區あり柄澤と云、家數四軒東西五十五間南北三十四間、西は山に傍ひ、東北田圃にて南は下倉村の民家に續く、又一町四十間餘北に一區あり、一橋と云、家數六軒、東西三十四間南北一町二間、四方田圃にて西は山に近し、東三町五十間、糸魚川領本郡今泉村に界ひ、阿布留麻川を限とす、西八町小出島組根小屋村の山に界ふ、南一町二十間下倉村の界に入る、

入る、

●赤土村 ●五右衛門新田村 ●權四郎新田村 三村とも田圃相雜りて地界を分たず、赤土村は小千谷陣屋の東に當り行程七里、家數二十一軒、東西一町二十六間南北一町三十間、此より三町南に五右衛門新田村あり、家數四軒、東西五十間南北三十間、又赤土村より二十間餘、東に權四郎新田村あり、家居一軒、東西十二間南北八間共に東は山に傍ひ、西は阿布留麻川に臨み、南北に田圃あり、東は赤土村より十五町二十間須川村の山に界ふ、西は赤土村より三町、公領本郡田中村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村まで八町、南は五右衛門新田村より二町三間眞平新田村の界に至る、其村は已に當り三町三十間、北は赤土村より四町三十四間須川村の界に至る、其村まで二十三町三十間餘、

○山川 ○阿布留麻川 赤土村の西三町にあり、糸魚川領本郡三淵澤村の境内より來り、六町五十間南に流れ、眞平新田村の界に入る、

●須川村 ○小千谷陣屋の東に當り行程七里二十町、家數九軒、東西一町十五間南北四十三間三方に山廻り西は阿布留麻川に臨む、又二町申の方に一區あり、家數三軒、東西三十七間餘南北十六間、此より申の方二町四十間餘

至る、其村は未に當り十五町五十間北二町三十五間、糸魚川領本郡山口村の界に至る、其村まで六町十間餘、又丑の方四十六間餘、公領本郡田尻村の界に至る其村まで四町餘、亥の方三町四十間糸魚川領本郡泉澤新田村の界に至る、其村まで八町二十間餘、

○山川 ○阿布留麻川 村東三町五十間にあり、田尻村の境内より來り、四町南に流れ下倉村の界に入る、

○倉廩 ○米倉 村中にあり、本村の米を納む、

○神社 ○天満宮 境内六間四方免除地 村中にあり、鎮座の年代を知らず、村民の持なり、

●眞平新田村 小千谷陣屋の東に當り行程六里二十七町家數五軒、東西一町十六間南北二町五十八間、東に山を擁し南北は田圃にて西は阿布留麻川に臨む、東二町南二町四十八間北三十八間、共に赤土及權四郎新田・五右衛門新田三村の界に至る、赤土村は北に當り五町四十間餘、五右衛門新田村は亥に當り三町二十間、權四郎新田村は丑に當り五町五十間餘、西一町公領本郡田中村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村まで八町、

○山川 ○阿布留麻川 村西一町にあり、赤土村の境内より來り、一町五十間南に流れ、赤土村及五右衛門新田・權四郎新田三村の地を過ぎ、小出島組清本村の界に

に、家數三軒あり、東西三十六間南北十七間共に清右衛門新田と云、此より東十五町に向松川と云一區あり、家數五軒、東西五十間南北四十三間共に山間に住す、東三里大橋山・松川兩村の山界に至る、松川村は寅に當り二十町、西二町五十間糸魚川領本郡大倉澤村に界ひ、阿布留麻川を限とす其村まで三町、南十九町赤土村の山界に至る、其村まで二十三町二十間餘、北一町二十三間、糸魚川領本郡須原村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村まで二町四十間、

○山川 ○阿布留麻川 村北一町二十間餘にあり、松川村の境内より來り、三十二町西南に流れ、糸魚川領三淵澤村の地を過ぎ赤土村の境内に入る、○澤又川 村より寅の方十八町五十間にあり、此の村の山中より源を發し三里西に流れ、阿布留麻川に入る、廣二十間餘、

○神社 ○十二神社 境内東西十八間南北十間免除地 村中にあり、鎮座の年月詳ならず、鳥居あり村民の持なり、

●松川村 小千谷陣屋の東に當り行程八里、家數十軒、東西二町五十五間南北四十八間、三方に山廻り西は阿布留麻川に臨む、東二里大橋山村の山に界ふ、西十六間糸魚川領本郡須原村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村まで七町南四十間須川村の界に至る、其村は申に當り十九

町四十間餘、北二町細野村の界に至る、其村まで十町五十間、

○山川 ○阿布留麻川 村西にあり、細野村の境内より來り、南に流れ西に折れ須川村の界に入る、境内を經ること四町、○松川 村南四十間にあり、須川村の山中より流れ出西に流ること二里、阿布留麻川に入る廣三十間、

○神社 ○十二神社 境内二十間 四方免除地 村北五十間にあり、何の頃の草創にか知る能はず、鳥居あり村民の持なり、

●細野村 小千谷陣屋の東に當り行程八里十五町、家數十七軒東西三十間南北三町四十間、三方に山廻り西は阿布留麻川に臨む、東二十一町澁川村の山界に至る、其村は寅に當り十七町五十間、西十四間糸魚川領本郡須原村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村は申に當り五町四十間、南八町五十間松川村の界に至る、其村まで十町五十間、北八町十間公領本郡長島村に界ひ阿布留麻川を限とす、其村は丑に當り十町十間、

○山川 ○阿布留麻川 村西にあり、澁川村の境内より來り二十九町南に流れ、松川村の界に入る、村の亥の方一町に船渡場あり、隣村の通路なり、

●澁川村 小千谷陣屋の東に當り行程九里、家數六十七

る、其村は辰に當り二里九町十間、北一町二十六間糸魚川領本郡平又村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村は丑に當り五町、

○山川 ○赤芝山 アカシバ 村南五里計山奥にあり、南は會津郡黒谷組石伏村に界ひ峯を限とす、木立深く猿多く住めり、○早坂山 ハヤサカ 村より辰の方三里計にあり、南は石伏村に界ひ、東は大白川新田村の山に連る、満山岩石多し、○阿布留麻川 村東にあり、大白川新田村の境内より來り、西に流れ北に轉じ又西に折れ澁川村の界に入る、境内を經ること一里十町兩岸高く峙ち急流にて佳觀多し、

○水利 ○堤 村西二町にあり、東西二町十間南北一町、

○神社 ○守門神社 境内東西十五間 南北七間免除地 村南にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○藥師堂 境内二間 四方免除地 村西一町十間、小山の上にある、草創の初詳ならず、村民の持なり、

●大白川新田村 此地本郡東北の山奥にて四方に高山連り最窮僻なり、纔に東西の二方に通ずるのみ、小千谷陣屋の東に當り行程十二里、家數三十六軒、東西三町四十間南北五十六間、又四町十間西に家數二軒あり、東西十五間南北三十間赤坂と云、此より一町餘西に家數三軒あ

軒東西二町二十四間南北四町二間處々に散居す、東南は山に倚り西は阿布留麻川に傍ひ北に田圃あり、東十八町大樺山村の山界に至る、其村は丑に當り二十六町五十間西は村際にて、公領本郡下長島村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村は戌に當り三町、南七町五十間細野村の界に至る、其村は申に當り十七町五十間、北三町四十間糸魚川領本郡東名村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村は亥に當り一町二十間、

○山川 ○阿布留麻川 村西にあり、大樺山村の境内より來り、二十五町西に流れ南に轉じ細野村の界に入る

○神社 ○守門神社 境内東西二十間 北十五間免除地 村中にあり、祭神及勸請の年代詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○阿彌陀堂 境内四間 四方免除地 村中にあり、建立の年代を傳へず、村民の持なり、

●大樺山村 小千谷陣屋の東に當り行程十里、家數二十九軒、東西二町四十間南北一町三十間、此より二町廿間戌亥の方に、家數十七軒あり、東西一町卅間南北二町廿八間共に山間に住し、東に阿布留麻川あり、東は村際にて糸魚川領本郡穴澤村に界ひ、阿布留麻川を限とす、其村まで四十間西八町五十間澁川村の山界に至る、其村は未に當り二十六町五十間南三里大白川新田村の山界に附

り、東西三十二間南北四十六間末澤と云、共に山間に住し南は平石川に傍ふ、又一里十町東に家居一軒あり、東三里三十四町十間、陸奥國會津郡黒谷組田子倉村に界ひ、朝草峠を限とす、其村まで六里、西一里二町十間糸魚川領本郡穴澤村の山界に至る、其村は戌に當り二里南二里十八町大樺山村の山界に至る、其村は戌に當り二里九町十間、北二里十八町村松領蒲原郡蘆平村に界ひ、烏帽子嶽の峯を限とす、

○山川 ○守門山 スエツツ 村より戌亥の方三十町にあり、本郡の條下に

○朝草嶽 アサクラカ 村東三里にあり東は田子倉村に屬す、六十里越と云は此山の南を越る路なり、路甚峻し九月より四月まで雪深く往來なし下に詳なり ○木根山 キネ

村より丑寅の方三里朝草嶽の北にあり、此山に黒谷組叶津村より蘆平村に通る山路あり、八十里越と云、東北

叶津村に屬すは 叶津村の條 ○烏帽子嶽 エボンカ 村北二里計にあり、西北は芦平村に屬す、○平石川 守門山の北より流れ出諸溪に會し、村中を過ぎ西に流れ西南に折れ

穴澤大樺山兩村の界に入り阿布留麻川となる、境内を經ること三里四町廣二十間、○大白川 村西にあり、守門山の東より流れ出諸溪に會し、一里十八町南に流

れ平石川に入る、廣八間、○末澤川 村西十一町にあり、村南の山中より流れ出、三里計戌亥の方に流れ平石川に入る、廣七間計、

○舊家 ○彦九郎 此村の莊屋なり、家系を按ずるに先祖は淺井帶刀秀政とて、贈大納言長政卿より出でしと云、秀政近江國より奥の會津に至り山内氏勝に事へ、後此地に來り住せりとぞ、今の彦九郎は七世の孫なりと云、秀政の物なりとて短刀一口を藏む、今漸々に分れて淺井氏を稱する者此村に多し、

新編會津風土記卷之百二十

外篇下野國鹽屋郡

河島組六箇村

河島組は會津・鹽屋二郡に跨る、本郡に屬するもの此に出ず、共に三依郷と稱す、昔本郡川崎の領主鹽屋左衛門佐諱を失ふと云、者女を會津郡田島組田島村鳴山の城主長沼彌七郎盛秀に妻せしとき化粧田として此六箇村を割て長沼に與ふ、因て會津に屬せりと云ふ田島村の條下と照し見るべし

横川村 上三依村 端村 熊野堂 大連
中三依村 獨鈷澤村 芹澤村 五十里村

●横川村 府城の南に當り行程十五里二十四町、家數三十二軒、東西二町南北一町山中に住し、東は川に傍ふ、下野街道驛所にて村中に官より令せらるゝ、掟條目の制札あり、陸奥國會津郡本組絲澤村驛より二里十二町、此に繼ぎり二里二十町、中三依村驛に繼ぐ、村の西南に一里塚あり

新編會津風土記卷之百十九終

あり、東三里十八町計、公領那須郡板室村の山に界ひ宇賀嶽の嶺を限とす、西一里計中三依村の山に界ふ、南一里二町上三依村の界に至る、其村は未に當り一里十三町北十四町絲澤村の界山王峠に至る、其村まで二里二十二町

○山川 ○宇賀嶽俗に男鹿村の東北二里餘にあり、高八十丈餘、雜樹叢鬱として衆山に秀つ、東は那須郡に界ひ頂を限とし、西は絲澤村に屬し、北は會津郡田島組粟生澤村に屬す、○蛇尾嶽 宇賀嶽の西南にあり、高百二十丈東は那須郡に屬す、○山王峠 村北十町餘にあり登ること四町餘絲澤村の條下り併見るべし ○横川俗に男鹿川と云、下同村より辰巳の方にあり、宇賀嶽より源を發し所々の溪流を得て西南に流るゝこと二里十八町餘、上三依村の界に入る、廣四十間計、○不動瀧 村より未申の方十七町餘、横川にあり高三十丈餘、

○關梁 ○横川口 村中にあり、木戸門を設く、番戌を置き下野街道の往來を察せしむ、舊絲澤村に置く、寛文元年此に移せり、○橋五 一は村中にあり、長七間幅八尺一は村西三町餘にあり、長六間半幅八尺一は村より丑の方七町三十間にあり、長五間幅八尺、共に溪流に架し採薪の便とす、一は村より申の方十六町にあり、長七間横川に架す土橋なり、一は此より未申の方

一町餘にあり、不動橋と云、長六間半幅二間、横川の東岸石壁峙ちたる所に架す、共に下野街道なり、

○神社 ○山王神社 山王峠の頂上絲澤村の境内にあり鎮座の年代を詳にせず、鳥居あり、中三依村阿久津攝津が司なり、
○山神社 境内東西十間南 村より辰の方十二町餘にあり鎮座の初詳ならず、鳥居あり、阿久津攝津是を司る、
○瀧尾神社 南北一町免除地 村北にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、阿久津攝津是を司る、
○幸神社 境内東西二間南 村中にあり、鎮座の初を詳にせず、村民の持なり、
○愛宕神社 境内東西二間半南 村西一町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、修驗山王寺是を司る、
○示現太郎神社 境内東西二十間 村中にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、山王寺是を司る、【相殿一座】
△山神 本村より移せり、

○寺院 ○觀音堂 境内東西十四間南 村南一町計にあり、建立の年代を知らず、山王寺是を司る、○不動堂 村の未の方二十町計岩上にあり、前に佳景の瀑布あり、不動瀧と云山王寺是を司る、

○褒善 ○善行者善兵衛 天明六年褒賞して米を與へき
○孝行者義助 同上、

●上三依村 端村 熊野堂 大連 府城の南に當り行程十六里三十一町、家數二十一軒東西五十間、南北二町、下野街道を夾み兩山の間にあり、西は川に傍ふ、東一里十八町宇都宮領本郡鹽原村に界ひ、尾頭峠を限とす、西二十四町餘中三依村の山に界ふ、南二十二町中三依村の界に至る、其村まで一里七町北十町横川村の界に至る、其村は丑に當り一里十三町、

○端村 ○熊野堂 本村の南十町にあり、家數六軒東西二十五間南北一町四十間、下野街道に住し西は川に傍ふ、○大連 本村の南十町にあり、家數五軒東西二十五間南北一町二十五間、下野街道に住し東は川に傍ふ、○山川 ○無毛山 村東一里餘にあり、東は鹽原村と峯を界ふ、○朴山 村南一里餘にあり、南は中三依村に屬し峯を界ふ、○尾頭山 村東にあり、屈曲して登ること十八町、鹽原村に往路なり、○横川 村西五十間餘にあり、横川村の境内より來り、南に流るゝこと一里餘、中三依村の界に入る、廣十間計、
○關梁 ○橋 端村大連の東下野街道にあり、長七間幅一間、横川に架す、

○神社 ○山神社 境内東西七間南 村北一町餘にあり、鎮座の初を詳にせず鳥居あり、中三依村阿久津攝津が司なり、

○熊野宮 境内東西十四間南 端村熊野堂より東の方二町ばかりにあり、いづれの頃の鎮座と云ことを詳にせず、鳥居あり、龍泉寺是を司る、寛文の頃まで本社オヤの南に抱親松とて圍一丈餘の古松あり、枝條内に向て幹を圍繞せり、故に此名あり、五葉と二葉と相交れり、昔何人の歌にか
こゝろなきひとにみせはやしもつけのしほやのさと
のおやたきのまつ
肥後守正之が歌に
みとりこのをりをわすれぬまこととるしをみす
るおやたきのまつ

此松枯て後本社の北に又一株の松を生ず、枝葉抱親松に似たり、今猶存す、
○示現太郎神社 境内二十六間 村東二町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、龍泉寺これを司る、【末社一座】△伊勢宮 本社オヤの西にあり、
○愛宕神社 境内東西二十四間南 村東三町にあり、鎮座の

年代詳ならず、横川村修驗山王寺是を司る、

○伊勢宮 境内東西四間南 端村大連の南二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、村民の持なり、

○寺院 ○龍泉寺 境内東西三十四間南 端村熊野堂にあり 眞言宗神居山と號す、絲澤村龍福寺の末寺なり、享祿五年貞辨と云僧草創すと云、本尊不動客殿に安す、

○觀音堂 境内東西八間半南 熊野堂の西一町計にあり、建立の年代を知らず、龍泉寺これを司る、

○古蹟 ○館迹 村北九町餘横川の東岸姥捨山と云、山上にあり、永祿の頃長沼實國田島城主を此に築くと云、此山の麓を鶴淵と云、慶長五年上杉景勝、東照宮を拒奉んとてこの隘口に要害を構へ、横川を堰とめて街道に水を湛へ山下に僅の細道を通し、巖壁の上に石弩を設て待奉りしと云傳ふ、今も川の兩畔に土居の形存す、

○褒善 ○孝行者文右衛門 文化二年褒善して米を與へき、
●中三依村 府城の南に當り行程十八里、家數四十八軒、東西二町三十間南北一町十二間、山中にあり下野街道驛所にて村中に官より令せらるゝ掟條目の制札あり、横川村驛より二里二十町此に繼ぎ、此より一里二十二町五十

里村驛に繼ぐ、村北に一里塚あり、東一里餘宇都宮領本郡鹽原村の山に界ふ、西三町十二間芹澤村の界に至る、其村まで二十九町、六町南三十二間獨鉆澤村の界に至る、其村まで一里七町、

○山川 ○太郎嶽 村より戌亥の方二里餘にあり頂まで二町餘 會津郡の條 ○中澤山 村北一里十八町にあり、頂まで八町計、雜樹多し、○森窪山 村南にあり、東北の隅は上三依村の山に連る、○横川 村北にあり、上三依村の境内より來り、未の方に流るゝこと二十六町獨鉆澤村の界に入る、廣五間計、

○關梁 ○橋二 一は村より丑寅の方一町にあり、長六間、一は村より丑寅の方二十町計にあり、長五間、共に隣村の通路横川に架す、土橋なり、

○神社 ○伊勢宮 境内東西十間南 村北二町三十間にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、【相殿二座】△伊勢宮 本村より移せり、△稻荷神

同上 △神職阿久津攝津 寛文中佐太夫某と云者始て神職となる、今の攝津安則は三世の孫なりとぞ、
○熊野宮 境内東西十間南 村北二町にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、阿久津攝津是を司る、

【相殿一座】 △白山神 本村より移せり、

○山神社 境内東西七間南 北十四間免除地 村より戌亥の方二十六町餘にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居あり、阿久津攝津これを司る、

○山神社 境内東西二間南 北三間免除地 村北二十八町餘にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、村民の持なり、○愛宕神社 村より戌の方四町山上にあり、鎮座の初詳ならず、寶藏院是を司る、

○示現太郎神社 境内東西二十五間 南北十五間免除地 村西にあり、應仁三年の草創なりと云、天文中記す所の棟札あり、其文下に出す、延寶中撰する所の外風土記に鹽屋明神とあるは當社のことなるべし、鳥居あり、上三依村龍泉寺これを司る、

棟札

天文十八己酉五月十三日惣戒師釋迦牟尼如來大檀那鹽谷又四郎藤原朝臣・綱好・同老母彦彦求前造宮應仁三年己酉五月廿八日 己酉は己丑の誤なるべし

【末社一座】 △若宮八幡宮 本社の西にあり、

○寺院 ○寶藏院 境内東西三十二間南北三十六間四尺年貢地 村東にあり、依靈山と號す、絲澤村龍福寺の末寺眞言宗なり、元龜二

年惠譽と云僧開基せりと云、本尊不動客殿に安ず、

●獨鈷澤村 此村舊下三依村と云、何の頃にか今の名に改むと云、府城の南に當り行程十八里十三町餘、家數十軒東西一町三十間南北一町山間に住し、西は川に傍ふ、東一里計、五十里村の山に界ふ、西一里餘、日光神領本郡西川村の山に界ふ、南三十一町五十八間五十里村の界に至る、其村は巳午に當り一里九町、北六町二十八間中三依村の界に至る、其村まで十三町餘、又戌亥の方五町芹澤村の界に至る、其村まで三十町、村中に下野街道あり、

○山川 ○白倉山 村より未申の方三十町計にあり、頂上まで七町餘、雜木あり、西は西川村に界ひ、東南は五十里村の山に連る、○横川 村西にあり、中三依村の境内より來り、南に流る、こと一里餘、五十里村の界に入り、五十里川となる、○清水 村中にあり、九尺四方獨鈷清水と名く、相傳ふ昔空海が加持に因て出ると、水多く湧出し最清冽なり、

○關梁 ○橋二 一は村南七町二十間餘にあり、長五間幅八尺、左澤と云溪流に架す、一は此南二十町餘にあり、横川の東岸山足に架す、長二十三間幅八尺、此所は石壁峙て道路難所なれば橋を架して崩道とす、共に

下野街道にあり、

○神社 ○八幡宮 境内東西三十間南 北十二間免除地 村北三町にあり、鎮座の年代詳ならず、鳥居拜殿あり、中三依村阿久津攝津これを司る、

○龍神社 境内東西十六間南 北二十間免除地 八幡宮の東山腰にあり、鎮座の初を詳にせず、鳥居あり、阿久津攝津是を司る、

【相殿四座】 △伊勢宮二座 共に本村より移せり、

△山神 同上 △天神 同上

○寺院 ○十王堂 境内東西四間南 北三間半年貢地 村北一町餘にあり、造立の年代を知らず、中三依村寶藏院これを司る、

●芹澤村 府城の南に當り行程十八里二十九町、家數十軒、東西十二町南北二十七間餘、山間に住し、芹澤川の北岸に散居す、東二十六町中三依村の界に至る、其村まで二十九町餘、西一里十二町計、日光神領本郡湯西川村の山に界ふ、南二十七町、獨鈷澤村の界に至る、其村は辰巳に當り三十町餘、北一里十九町計中三依村の山に界ふ、

○山川 ○次郎嶽 村北一里餘にあり、高六十六丈東北は共に中三依村の山に連る、○猿鼻峠 村西一里にあり、登ること二十町計、湯西川村にゆく徑路なり、

○横川 村東二十六町計にあり、中三依村の境内より

來り南に流る、こと五町餘獨鈷澤村の界に入る、○芹澤川 村南にあり、次郎嶽より源を發し南に流れ、東に轉じて横川に注ぐ境内を經ること二里餘、廣三間計、

○神社 ○熊野宮 境内東西十間南 北十四間免除地 村北一町二十間餘山腰にあり、鎮座の初詳ならず、鳥居あり、中三依村阿久津攝津是を司る、

【相殿一座】 △山神 本村より移す、

○示現太郎神社 境内東西十六間南 北二十六間免除地 村北三町餘にあり、鎮座の初を知らず、鳥居あり、阿久津攝津是を司る、

○寺院 ○藥師堂 境内東西四間南 北五間年貢地 村中にあり、建立の年代詳ならず、村民の持なり、

○十王堂 境内三間四 村中にあり、建立の年代詳ならず、村民の持なり、

●五十里村 府城の南に當り行程十九里十八町、家數十軒東西四十間南北二町、山中に住し、東は川に傍ふ、下野街道驛所にて村中に官より令せらる、掟條目の制札を懸く、中三依村驛より一里二十二町此に繼ぎ、此より二里七町宇都宮領本郡高原新田村驛に繼ぐ、東二里十七町計宇都宮領本郡鹽原村の山に界ふ、西十五町日光神領本郡西川村に界ふ、南二十三町計、日光神領本郡川治村の山に界ふ、北十九町獨鈷澤村の界に至る、其村は丑に

當り一里九町、又辰巳の方一里三十町、高原新田村に界ひ、高原峠を限とす、

○山川 ○高原峠 村東にあり、上下各二里二十町餘、下野街道なり、南は深谷に臨み、北は山に倚り路最險しく屈曲數回にして頂上に至る、此所平衍にして萱原なり、上州の諸山間近く西南の方に見え、秋天晴朗なる時は駿河の富士西南の方にあらはると云、○五十里川俗に男鹿 村東にあり、廣二十間計、獨鉆澤村の境内より來り、南に流るゝこと一里十三町湛て沼となる、

○沼 村南十五町にあり、周一里計、五十里川の主流なり、天和三年九月戸板山日光神領崩れて水道を塞ぎければ水溢れて一大湖となり、村落皆漂流して村民所々に散居し湖上に舟を泛て往來を辨ぜしとぞ、後寶永五年此水を抜んことを計りし者あれども事ならずして止ぬ然るに享保八年初塞りし山麓より水潰えて陸となり、翌年再舊地に民家を營みしと云、今に至るまで俗に湖水と稱す、

○神社 ○山神社 境内五間四方免除地 村西二町山の半腹にあり、鎮座の初を詳にせず、中三依村阿久津攝津是を司る、

【相殿一座】 △伊勢宮 地主神なり、

○愛宕神社 境内一間四方免除地 村北十町山上にあり、鎮座の初

詳ならず、村民の持なり、

○示現太郎神社 境内東西十八間南北二十八間免除地 村中にあり、鎮座の初詳ならず、村民の持なり、

○寺院 (長念寺 境内東西十六間南北八間年貢地 村中にあり、佛所山と號す、府下五之町高巖寺の末山淨土宗なり、天正二年草創せし阿彌陀堂のありしを、慶長の頃良通と云僧再興し、高巖寺に隸すと云、本尊彌陀客殿に安ず、

○觀音堂 境内東西五間南北五間餘年貢地 村西二町にあり、建立の年代を詳にせず、村民の持なり、

○不動堂 境内東西五間南北三間免除地 村南九町にあり、建立の年代を詳にせず村民の持なり、

新編會津風土記卷之百二十大尾

新編會津風土記 自卷之九十六至卷之百二十 要目

卷之九十六	白坂村	高陽山
陸奥國河沼郡之七	寶川村	鉾峠
野澤組下十三箇村	外篇陸奥國安積郡	揚川
小島村	福良組	室谷川
松尾村	福良組六箇村	外篇越後國蒲原郡之二
茅本村	福良村	海道組
森野村	馬入新田村	海道組八箇村
芝草村	濱坪村	八田村
芹沼村	赤津村	福取村
上野尻村	三代村	田澤村
下野尻村	中地村	燒山村
德澤村	外篇越後國蒲原郡之一	倉平村
堀越村	小川莊	花立村
牧村	組名	天満村
安座村	村名	平堀村
中野村	飯豊山	卷之百
卷之九十七	御神樂嶽	外篇越後國蒲原郡之三
陸奥國河沼郡之八		鹿瀬組
海道組二箇村		鹿瀬組九箇村

鹿瀨村	西
向鹿瀨村	西
日出谷村	西
菱湯村	西
船渡村	西
麥生野村	西
馬取村	西
新渡村	西
寶川村	西
卷之百一	西
外篇越後國蒲原郡之四	西
津川町	西
卷之百二	西
外篇越後國蒲原郡之五	西
上條組	西
上條組上十四ヶ村	西
野村	西
拂川村	西
廣澤新田村	西
九島村	西
野中村	西
高清水村	西

太田村	八五
小山村	八二
芹田村	八六
小杉村	八六
高田村	八七
榎堀村	八八
廣瀨村	八九
鑰取新田村	九〇
卷之百三	九一
外篇越後國蒲原郡之五	九一
上條組下十六箇村	九一
室谷村	九一
八田蟹村	九一
漆澤村	九一
小手茂村	九二
黒谷村	九四
相高島村	九五
明谷澤村	九五
粟瀨村	九五
安用村	九六
押手村	九七
大尾村	九八

柴倉村	一〇〇
土井村	一〇〇
東山村	一〇一
小田村	一〇三
石島村	一〇四
卷之百四	一〇五
外篇越後國蒲原郡之六	一〇五
下條組	一〇五
下條組上十五箇村	一〇七
角島村	一〇七
京瀨村	一〇八
西村	一〇八
大牧村	一一一
小花地村	一一二
谷澤村	一一三
白崎村	一一四
川口村	一一四
吉津村	一一五
岩谷村	一一六
五十島村	一一三
取上村	一一三
石戸村	一一三

長谷村	一一三
熊渡村	一一四
卷之百五	一一五
外篇越後國蒲原郡之六	一一五
下條組下十二箇村	一一五
石間村	一一五
佐取村	一一六
小松村	一一八
岡澤村	一二九
五十澤村	一三〇
細越村	一三三
古岐村	一三四
行地村	一三五
新谷村	一三六
綱木村	一三八
赤谷村	一四〇
瀧谷村	一四三
卷之百六	一四三
外篇越後國魚沼郡之一	一四三
魚沼郡	一四〇
郷名	一四五
莊名	一四六

組名	一四六
村名	一四六
守門山	一四六
駒嶽	一四八
八海山	一四八
中嶽	一四九
中俣山	一四九
金城山	一四九
大烏帽子山	一四九
大現太山	一四九
苗場山	一五〇
魚沼川	一五〇
信濃川	一五〇
八色原	一五一
土産	一五一
卷之百七	一五一
外篇越後國魚沼郡之二	一五一
小千谷組	一五一
小千谷組上十八箇村	一五二
小千谷村	一五三
東千谷川村	一五三
西千谷川村	一五六

平澤新田村	一五八
千谷村	一五八
長兵衛新田村	一五九
市右衛門新田村	一五九
三佛生村	一五九
小栗田村	一六〇
鴻巣村	一六〇
坪野村	一六〇
山谷村	一六〇
市野宮村	一六一
新保村	一六一
時水村	一六一
時水村	一六一
時水新田村	一六一
藪川村	一六一
藪川新田村	一六一
卷之百八	一六四
外篇越後國魚沼郡之二	一六四
小千谷組下二十箇村	一六四
土川村	一六五
東吉谷村	一六六
西吉谷村	一六八
四子村	一六九

谷内村	一七〇
池原村	一七〇
池中新村	一七〇
岩澤村	一七〇
豐久新村	一七二
真人村	一七三
上新田村	一七四
中新田村	一七四
下條上組村	一七五
下條下組村	一七六
鹽殿村	一七七
原新村	一七八
牛島村	一七八
片貝村	一七九
山本村	一七九
中村	一八〇
卷之百九	一八〇
外篇越後國魚沼郡之三	一八〇
十日町組	一八〇
十日町組十九箇村	一八二
十日町村	一八一
高山村	一八四
北新村	一八五
六箇村	一八五
八箇村	一八七
山本村	一八八
原村	一八八
新座村	一八八
尾崎村	一八九
四日町村	一八九
四日町新村	一九〇
中條村	一九〇
沖立村	一九〇
小根岸村	一九四
友重村	一九四
寺崎村	一九四
仁田村	一九四
野口村	一九五
上村新村	一九六
卷之百十	一九六
外篇越後國魚沼郡之四	一九六
鹽澤組	一九六
鹽澤組十九箇村	一九六
鹽澤村	一九六
目來田村	二〇一
中村	二〇一
樺野澤村	二〇一
樺野澤新村	二〇一
天野澤村	二〇一
泉城寺村	二〇一
欄窪新村	二〇四
吉里村	二〇五
思川村	二〇五
思川新村	二〇六
片田村	二〇六
竹俣村	二〇六
竹俣新村	二〇六
西泉田村	二〇七
鳥新田村	二〇七
上十日町村	二〇七
大里村	二〇八
三郎丸村	二〇八
卷之百十一	二〇九
外篇越後國魚沼郡之四	二〇九
鹽澤組十八箇村	二〇九
鹽澤組	二〇九
雲洞村	二〇九

枝吉村	二二四
早川村	二二四
長崎村	二二七
姥澤新村	二二八
蟹澤新村	二二八
瀧谷村	二二八
大木六村	二二九
吉山新村	二三〇
小杉新村	二三〇
八龍新村	二三一
小木六村	二三一
大木六新村	二三三
中野村	二三三
中野新村	二三三
中子新村	二三三
德田新村	二三三
仙石村	二三三
卷之百十二	二三五
外篇越後國魚沼郡之四	二三五
鹽澤組二十一箇村	二三五
舞子村	二三五
萬條新村	二三六
姥島新村	二二七
丸池新村	二二七
五郎丸村	二二七
田中村	二二八
大澤村	二二八
君澤村	二二九
大窪村	二二九
下一日市村	二二九
上一日市村	二二九
宮野下村	二三〇
上野村	二三二
關村	二三二
關山村	二三三
湯澤村	二三三
神立村	二三三
土樽村	二三三
三俣村	二三三
二居村	二三三
淺貝村	二三三
卷之百十三	二三七
外篇越後國魚沼郡之五	二三七
六日町組	二三七
六日町組上三十五箇村	二三八
六日町村	二三八
八幡村	二二九
美佐島村	二二九
川窪村	二二九
欠上村	二二九
君歸村	二二九
余川村	二二九
小栗山村	二二九
小栗山本新村	二二九
小栗山今新村	二二九
東泉田村	二二九
大月村	二二九
坂戸村	二二九
二日町村	二二九
津久野村	二二九
津久野上新田村	二二九
津久野下新村	二二九
宮村	二二九
宮村下新村	二二九
岩崎村	二二九
山谷村	二二九
中川村	二二九

中川新田村	二五〇
京岡村	二五〇
京岡新田村	二五〇
永松村	二五〇
蛭窪村	二五一
原村	二五一
畔地村	二五一
畔地新田村	二五一
舞臺村	二五二
野中村	二五二
清水瀨村	二五三
土澤村	二五三
小川村	二五三
卷之百十四	二五四
外篇越後國魚沼郡之五	二五四
六日町下三十一箇村	二五四
深澤村	二五四
田崎村	二五五
新堀村	二五五
新堀新田村	二五六
法音寺村	二五六
藤原村	二五七

野際村	二五九
妙音寺村	二五九
岡村	二五九
山口村	二六〇
明川新田村	二六〇
上出浦村	二六〇
下出浦村	二六一
上藥師堂村	二六一
下藥師堂村	二六一
長森村	二六一
長森新田村	二六一
麓村	二六二
上原村	二六三
上原新田村	二六三
下原村	二六四
下原新田村	二六四
泉村	二六五
泉孫新田村	二六五
泉新田村	二六五
宇津野新田村	二六五
青木新田村	二六六
大杉新田村	二六六
四十日村	二六六

田中村	二六六
野田村	二六七
卷之百十五	二六八
外篇越後國魚沼郡之六	二六八
浦佐組	二六八
浦佐組上十七箇村	二六八
浦佐村	二六八
五箇村	二六八
芹田村	二六九
市野江村	二七〇
一村尾村	二七〇
名木澤村	二七〇
九日町村	二七〇
今町村	二七〇
城山新田村	二七〇
五日町村	二七〇
寺尾村	二七〇
奧村新田村	二七〇
蕨和島村	二七〇
水尾新田村	二七〇
水尾村	二七〇
今町新田村	二七一

柳古新田村	二六一
卷之百十六	二六二
外篇越後國魚沼郡之六	二六二
浦佐組下三十七箇村	二六二
大崎村	二六二
鰻島新田村	二六四
海士島新田村	二六四
穴地新田村	二六四
穴地村	二六四
黑土新田村	二六五
黑土村	二六五
船澤新田村	二六五
大倉新田村	二六五
大倉村	二六五
荒山村	二六六
桐澤村	二六六
川棚新田村	二六六
堂島新田村	二六六
荒金村	二六七
若荷澤村	二六七
若荷澤新田村	二六八
山崎新田村	二六八

山崎村	二六八
大桑原村	二六八
門前村	二六九
赤羽村	二六九
芋川村	二六九
湯谷村	二六九
雷土村	二六九
雷土新田村	二六九
大浦村	二七一
大浦新田村	二七一
岡新田村	二七一
十日町村	二七一
虫野村	二七一
伊勢島新田村	二七二
青島村	二七三
原虫野新田村	二七三
板木村	二七四
千溝村	二七四
千溝新田村	二七四
卷之百十七	二七五
外篇越後國魚沼郡之七	二七五
小出島組	二七五

小出島組三十九箇村	二七五
小出島村	二七五
日渡新田村	二七六
四日町村	二七六
佐梨村	二七六
佐梨古新田村	二七六
佐梨原新田村	二七六
佐梨上原新田村	二七六
井口新田村	二七六
大塚新田村	二七六
七日市村	二七六
七日市新田村	二七六
一日市村	二七六
吉田村	二七六
福島新田村	二七六
大澤村	二七六
木山澤新田村	二七六
中家村	二七六
中家新田村	二七六
中家今新田村	二七六
池平村	二七六
池平新田村	二七六
三又新田村	二七六

葎澤村	三〇四	堀内村	三二二	中村	三三八
芋川村	三〇四	與五郎新田村	三二七	眞平新田村	三三八
養和田村	三〇五	吉水村	三二七	赤土村	三三九
大湯村	三〇五	大石村	三二七	五右衛門新田村	三三九
折立村	三〇五	田戸村	三二八	權四郎新田村	三三九
山田新田村	三〇六	和長島村	三二八	須川村	三三九
山田村	三〇六	徳田村	三二八	松川村	三三九
山田小新田村	三〇六	田川村	三二九	細野村	三三〇
米澤村	三〇六	下島村	三三〇	澁川村	三三〇
江口村	三〇六	新道島村	三三〇	大瀨山村	三三〇
江口新田村	三〇六	原村	三三〇	大白川新田村	三三一
清本村	三〇七	明神村	三三二	外篇下野國鹽屋郡	三三二
新保村	三〇七	魚地村	三三三	河島組六箇村	三三三
新保新田村	三〇七	卷之百十九	三三三	横川村	三三三
中島村	三〇八	外篇越後國魚沼郡之八	三三三	上三依村	三三三
中島新田村	三〇九	下十六箇村堀内組	三三三	獨鈷澤村	三三三
根小屋村	三〇九	和南津村	三三三	芹澤村	三三七
卷之百十八	三〇	田麥山村	三三四	五十里村	三三七
外篇越後國魚沼郡之八	三〇	川井村	三三四		
堀内組	三〇	川井新田村	三三七		
堀内組上十三箇村	三〇	下倉村	三三七		
新編會津風土記	自卷之九十六至卷之百二十六				
要目終					

有所權版

昭和八年十一月十日印刷
昭和八年十一月十五日發行

大日本地誌大系 新編會津風土記五

非賣品

發行所

雄山閣

東京市麴町區富士見町二丁目八ノ六

校訂者 花見朔巳

發行者 長坂金雄

印刷者 上田榮吉

振替東京二四二二七番
電話九段(二三)五七七番

593
8

